

324

491

國朝文獻記

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

始





# 國家乃祭祀

男壽才家乃福書田著



大正  
5. 4. 25  
内交

## 序

祭祀は國家の大典、皇謨是に基き、民業倚て以て茲に立つ。我が國體の宇内に卓越する所以亦實に茲に存す。國民たるもの孰か其の所由を知らてあるべき。頃者、千家男爵に於て恒例儀式、并に御即位禮大嘗祭等に關する意義、由來、制式等を精査編述せられ一卷となし、名けて「國家の祭祀」と謂ふ。梓に上さんとするに當り、予に其の卷頭に序せんことを求めらる。予其の趣意を贊して、之を紐解き見るに、内容豊富、記述平明、編述の體裁亦よく當を得たり。其の國民教化の上に於て裨補する處尠なからざるべきを喜び、不肖を顧みず、爰に一言を序すと云爾。

神武天皇二千五百式年祭につき同天皇の山陵  
に 今上天皇陛下御親祭の爲御發誓の日記す

宮内大臣男爵 波多野敬直

はしがき

### 一 本書の内容

本書は、我が國民をして敬神愛國の念を益々深からしめんがために、皇室を中心として營ませらるる大方の祝・祭・儀禮、さては國民的記念日に關する意義・由來・次第等を正確に、通俗平易に説明したるものなり。名けて『國家の祭祀』といへるは、我が國體の本義として、大方の儀式・典禮みな祭祀を中心とし行はせ給ふを以てなり。

諸學校に於ける祝祭日講話の資料として、此の種の書既に世に乏しからねど、多くは、皇室祭祀令發布以前の著なるを以て現制と或は齟齬する所尠ならず、且つその取材の範圍、一部に局して全般に亙らざる憾みあり、殊に、明治天皇の崩御によりて、従前の先帝祭(大祭)たりし孝明天皇祭は、先帝以前三代の御例祭(小祭)中に入り、従つて後桃園天皇御例祭は行はれざることとなり、新に明治天皇祭を先帝祭として加へらるることとなり、又、天長節祭(小祭・八月三十一日)と天長節祝日(大祝節・十月三十一日)とを新に區別して行はせらるゝ等、祭典の時日・内容にも變化あり、休日をして公定せられたる祝・祭日にも更改あり。

本書は、最近の制式に基づき、恒例の祝祭記念日に關する事項を悉く網羅したるのみならず、踐祚式・御即位式禮及大嘗祭・神宮式年遷宮祭等臨時の大典に就ても敘述したれば、或は此の點に於て多少の特色を有すべきか。且つ、引證の正確なると、記述の平明なると、故實ある事項及難語には註釋を附して懇切に説明したるとは、聊か以て編者の誇とする所なり。

## 二 参考書目

本書を編纂するに當りては、皇室祭祀令(明治四十一年九月十八日發布)及び登極令(同四十二年二月十一日)を中心とし、之に多くの古書竝に編纂書を參考せり。今左に參考書中の重なるものを擧ぐべし。

古事記傳。延喜式。弘仁内裡式。西宮記。公卿補任。公事根源。江家次第。年中行事秘抄。建武年中行事。古事類苑神祇部。故實叢書。群書類從。祝祭日講話(明治二十五年。細川男爵著)。宮中儀式略(明治三十八年。平田久著)。宮中三殿祭竝に祝祭日解説(明治四十一年。皇典講究所編纂)。

右の外宮内省掌典佐伯有義君の補助に待てること頗る多し。茲に記して以て深く謝意を表す。

## 三 凡 例

- 一、本書、篇を分つ三。總説。本編。附録是なり。總説に於ては、祭祀に關しての一般的注意を述べ、本編は恒例の祝・祭・記念日及び臨時の大典の二部に區分して記述せり。
- 一、總ての祭典儀式は、現制に重きをおきて記述し、必要に應じて古儀、沿革等をも記述せり。
- 一、臨時の大典中、御即位禮及大嘗祭は、専ら、現制登極令の規定に基き、儀式の次第は勿論齋殿の裝飾より、參列者の服飾に至るまで之を記述せり。
- 一、恒例の祝・祭・記念日は、年中行事の形式に則りて記したるを以て、毎年兩度の祭典即ち皇靈祭・神殿祭・大祓・月次祭・靖國神社祭等の如きは、その次第等は前の條下に於て説明し、後の條下には單に項目のみを設くるに止めたり。
- 一、祭式次第は、特別の制あるもの、外は、總説大・小祭式の節に詳記しあるを以て、各條下に於ては、その概略を記するに止めたり。
- 一、天長節祭と天長節祝日とは合せて一天長節と見るべきなれど、祭と祝とを別の日に於て行はせ給ふにより、本書にも之を分ちて記述したり。これ偏に年中行事の形式に則りたるが故なり。

一、先帝以前三代の例祭は、その儀みな同一なるを以て祭典次第は、孝明天皇例祭の條下に於てのみ之を記し、光格天皇例祭仁孝天皇例祭の條下には祭典次第の記述を略せり。

一、先帝竝に先帝以前三代の式年祭は、臨時の部に入るべきなれども、之を例祭の部に附記したるは、一に記述の便宜に従へるなり。

一、國定の祝祭日のみならず、國民的記念日をも併せ記したるは、此の日、諸學校に於て、記念講話を行ふを常とし、假令、國定ならずとも、國民一般、此の日を永久に記念すべきものたるを以てなり。

一、祝日と祭日との別、三大節の辯、日章旗の掲げ方につきましては、世人往々之に惑ふ。本書、總説に於て祝祭日便蒙の一章を設け、これに關する意見を記したるは、一般國民をして其の正しきに従はしめんが爲めなり。

# 國家の祭祀目次

## 總説

第一章 大祭と小祭	一
一、大祭、小祭の別	一
二、大祭式(賢所の儀)	五
三、小祭式(同上)	九
第二章 宮中三殿 附神嘉殿・神樂舎	一一
一、賢所の由來	一一
二、皇靈殿の由來	一四
三、神殿の由來	一五
四、神嘉殿・神樂舎	一六
第三章 祝祭日便蒙	一七

一、國定祭日といふこと……………一七

二、三大節の辯……………一九

三、休日ならぬ祝祭記念日……………二〇

四、日章旗の取扱に關する諸注意……………二一

本篇

〔第一〕 恒例の祝祭記念日

第一章 四方拜・歳旦祭 一月一日……………二五

一、四方拜御意義……………二五

二、四方拜次第……………二六

三、歳旦祭……………二七

四、四方拜の起源……………二七

五、四方拜の沿革……………二九

六、四方拜の古儀……………二九

第二章 朝賀 一月一日・二日……………三一

一、朝賀の意義……………三一

二、一日の朝賀次第……………三二

三、二日の朝賀次第……………三三

四、朝賀の古儀……………三三

第三章 元始祭 一月三日……………三五

一、御祭典の意義……………三五

二、御祭典の次第……………三五

三、御祭典の由來……………三六

第四章 政始 一月四日……………三七

一、御式意義……………三七

二、御式次第……………三八

三、政始の由來……………三八

第五章 新年宴會 一月五日……………四〇

一、新年宴會の次第……………四〇

二、新年宴會の由來……………四一

第六章 孝明天皇御例祭 一月三十日……………四二

一、御祭典次第……………四三

二、孝明天皇御遺徳……………四三

三、御式年祭に就て……………四七

第七章 紀元節 二月十一日……………四七

一、御儀の意義……………四七

二、御制定の由來……………四八

三、紀元の決定……………四八

四、紀元節御親祭次第……………四九

五、參賀・醮宴・奉祝……………五〇

六、神武天皇御即位當時の御史蹟……………五〇

七、帝國憲法の御制定……………五一

八、憲法發布の御告文竝に詔勅……………五二

第八章 祈年祭 班幣二月四日 御祭典二月十七日……………五五

一、御祭典意義……………五五

二、祈年祭御次第……………五六

甲 班幣の御儀

乙 奉幣—賢所皇靈殿神殿の御儀

三、祈年祭起原及び古儀……………五七

四、祈年祭の沿革……………五八

五、祈年祭祝詞……………五九

第九章 仁孝天皇御例祭 二月二十一日……………六三

一、御例祭次第……………六三

二、仁孝天皇御遺徳……………六三

三、仁孝天皇御式年祭……………六六

第十章 陸軍記念日 三月十日……………六六

一、陸軍記念日意義……………六六



二、日露戦役の原因及び一般的経過……………六八

三、奉天附近に於ける大會戦……………六九

    甲 彼我の兵數・陣形及び一般方略

    乙 一般戦況

四、奉天大會戦の終局……………七三

五、儀式順序宣戦及平和克復の詔勅……………七四

第十一章 春季皇靈祭 春季神殿祭 春分の日……………七八

一、御祭典意義……………七八

二、御親祭次第……………七八

三、東游のこと……………七九

四、起原及び由來……………七九

五、歷代天皇御正辰一覽……………(別紙附録)

第十二章 神武天皇祭 四月三日……………八二

一、御祭典意義……………八二

二、御親祭次第……………八二

三、神武天皇御治蹟概要……………八三

四、由來及び沿革……………八五

第十三章 靖國神社例祭 四月三十日……………八七

一、靖國神社例祭と國民……………八七

二、靖國神社の由來……………八七

三、皇室の御尊崇……………八八

四、神靈十一萬餘……………八九

第十四章 海軍記念日 五月二十七日……………九三

一、海軍記念日意義……………九三

二、日本海々戦の概要……………九三

    (一) 露國艦隊の回航及び出動

    (二) 我が聯合艦隊の迎戦準備

    (三) 二十七日的大海戦―同夜襲

(四) 二十八日の戦況と終局

第十五章 神宮月次祭

幣帛發遣六月四日  
祭典 六月十七日

一、御祭典意義

二、御祭典次第

三、起原及び古儀

四、御祭典沿革

第十六章 皇后宮御誕辰

六月二十五日

一、參賀御次第

二、皇后陛下御懿徳

第十七章 大祓

六月三十日

一、大祓意義

二、御儀式次第

甲、節折の御儀

乙、大祓の本儀

三、起原及び古儀

四、大祓の沿革

五、大祓の詞

第十八章 明治天皇祭

七月三十日

一、御祭典意義

二、御親祭御次第

三、明治天皇の御聖徳

四、明治天皇御年譜

五、明治天皇御式年祭

第十九章 天長節祭

八月三十一日

一、天長節祭と天長節祝日

二、天長節御祭典次第

第二十章

秋季皇靈祭  
秋季神殿祭

秋分の日

第二十一章 靖國神社秋季大祭 十月二十三日……………一三二

第二十二章 神嘗祭 十月十七日……………一三三

一、御祭典意義……………一三三

二、御祭式次第……………一三四

三、御祭典の起原竝に古儀……………一三五

四、御祭典の沿革……………一三七

五、御供進の新穀竝に調絹……………一三九

第二十三章 天長節祝日 十月三十一日……………一四〇

一、觀兵式及び御宴會の次第……………一四一

二、天長節の由來……………一四二

三、明治の天長節……………一四三

四、今上陛下の御聖徳……………一四四

第二十四章 新嘗祭 十一月二十三日……………一五〇

一、御祭典意義……………一五〇

二、新嘗祭班幣 (十一月十日)……………一五一

三、新嘗祭前一日鎮魂祭意義 (十一月二十二日)……………一五二

(一) 鎮魂祭意義……………一五二

(二) 鎮魂祭次第……………一五三

(三) 鎮魂祭の由來及び沿革……………一五三

(四) 新嘗祭御親祭次第……………一五四

(五) 新嘗祭御祭典起原……………一五五

(六) 新嘗祭御祭典古儀……………一五七

(七) 新嘗祭沿革……………一五八

(八) 新嘗祭に對する國民の心得……………一五九

第二十五章 光格天皇御例祭 十二月十二日……………一六〇

一、御祭典意義竝に次第……………一六〇

一、光格天皇御遺徳……………一六一

第二十六章 神宮月次祭 幣帛發遣十二月四日 奉幣十二月十七日……………一六四

第二十七章 賢所御神樂 十二月中旬……………一六四

一、御神樂の意義及び由來……………一六四

二、御神樂の次第……………一六五

三、御神樂の由來……………一六六

四、内侍所御神樂の舊儀……………一六七

〔第二〕 臨時の大典

第一章 御踐祚式……………一六八

一、御踐祚御祭典竝に劔璽渡御の御儀……………一六八

(一) 賢所の御祭典

(二) 皇靈殿・神殿御奉告の御祭典

(三) 劔璽渡御の御儀

二、御踐祚後朝見式御儀……………一六九

三、天皇陛下御踐祚次第……………一七〇

第二章 御即位禮及大嘗祭……………一七一

一、御準備の諸儀式……………一七一

(一) 宮中三殿へ期日奉告の御儀

(二) 神宮及び山陵に勅使發遣の御儀

(三) 齋田點定の御儀

(四) 齋田拔穂の御儀

(五) 京都に行幸の御儀

二、御即位の大禮……………一七六

(一) 御即位禮當日、賢所大前の御儀

(二) 御即位禮當日、紫宸殿の御儀

(三) 御即位禮當日、皇靈殿・神殿に奉告の御儀

(四) 御即位禮後一日、賢所御神樂の御儀

三、大嘗祭……………一八五

(一) 大嘗祭前諸儀

(二) 大嘗祭當日、賢所大御饗供進の御儀

國家の祭祀

(三)	大嘗宮御造營の故實	二〇四
(四)	大嘗宮の御儀	二〇八
(五)	大嘗第一日の御儀	二〇九
(六)	大嘗第二日の御儀	二一〇
(七)	大嘗夜宴の日儀	二一一
(八)	大嘗祭古儀	二一四
四、神宮其他へ親謁の御儀		
(一)	神宮に親謁の御儀	二一四
(二)	神武天皇山陵竝に前帝四代の山陵に親謁の御儀	二一四
(三)	皇靈殿・神殿に親謁の御儀	二一四
第三章 神宮式年御遷宮		
一、	式年御遷宮の由來	二〇八
二、	御遷宮諸祭竝に勅使	二〇九
三、	明治四十二年の御儀	二一一

附録

一、	歷代天皇御正辰一覽	一一
二、	皇室登極令	一一
三、	皇室祭祀令	五八
四、	神宮祭祀令	八五
五、	神社祭祀令竝祭式	八七

# 國家の祭祀

男爵 千家尊福 著



第一章 大祭と小祭

## 一、大祭小祭の別

古は、祭祀に三等あり、大祀・中祀・小祀是なり。

第一章 大祭と小祭

天つ神國つ社を齋ひてぞ  
豊葦原の國は治まる——後宇多院天皇御製

年中行事秘抄に據れば、

大祀……踐祚大嘗祭

中祀……祈年。月次。神嘗。新嘗。賀茂祭。

小祀……相嘗。鎮魂。春日祭。神今食。その他。

とあり。而して、神祇令に、『凡そ一月齋するを大祀となし、三日齋するを中祀となし、一日齋するを小祀となす』とあり。以て略、其の別を了すべし。

明治四十一年九月十八日を以て公布せられたる皇室祭祀令には、國定の祭祀を、大祭・小祭の二類に別たれたり。即ち左の如し。

大祭 (皇室祭祀令第九條の規定に據る)

元始祭 一月三日

紀元節祭 二月十一日

春季皇靈祭 春分日

春季神嘗祭 春分日

神武天皇祭 四月三日

秋季皇靈祭 秋分日

秋季神嘗祭 秋分日

神嘗祭 十月十七日

新嘗祭 十一月二十三日より二十四日に亙る

先帝祭 毎年崩御日に相當する日

先帝以前三代の式年祭 崩御日に相當する日

先代の式年祭 崩御日に相當する日

皇妣たる皇后の式年祭 崩御日に相當する日

右の外、大祭に準じて祭典を行はるゝ場合(祭祀令第十九條)

一、皇室又は國家の大事を神宮・賢所・皇靈殿・神殿・神武天皇山陵・先帝山陵に御親告のとき。

二、神宮の造營に因り、新宮に奉遷のとき。

三、賢所・皇靈殿・神殿の造營に因り、本殿又は假殿に奉遷のとき。

四、天皇・太皇太后・皇太后の御靈代を皇靈殿に奉遷のとき。

小祭 (皇室祭祀令第二十條の規定に據る)

國家の祭祀

歲旦祭 一月一日

祈年祭 二月十七日

賢所御神樂 十二月中旬

天長節祭 毎年天皇の誕生日に相當する日

先帝以前三代の例祭 毎年崩御日に相當する日

皇后の例祭 毎年崩御日に相當する日

皇妣たる皇后の例祭 毎年崩御日に相當する日

綏靖天皇以下先帝歴代天皇の式年祭 崩御日に相當する日

而して、大祭と小祭との別は、左の如く定められたり。

大祭には(皇室祭祀令第八)天皇、皇族及び百僚を率ゐて御親ら祭典を行はる。天皇喪に在り或は其の他の事故あらせらるゝときは、皇族又は掌典長をして祭典を行はしめらる。

小祭には、(皇室祭祀令第二十)天皇、皇族及び百僚を率ゐて御親ら御拜禮あらせられ、掌典長をして祭典を行はしめらる。天皇喪に在り或は其の他の事故あらせらるゝときは、皇族又は侍從をして御代拜を行はしめらる。

祭祀に奉仕する者は(皇室祭祀令第六)大祭には其の當日及び前二日、小祭には其の當日齋戒すべし。されば大祭には天皇御親ら祭典を行はせ給ひ、且つ祭祀に奉仕する者其の當日及び前二日齋戒する規定にして、小祭には掌典長をして祭典を行はしめ給ひ、天皇御親ら御拜禮あらせられ、且つ、祭祀に奉仕するもの其の當日のみ齋戒する規定なるを知るべし。而して其の祭式亦祭祀令に詳細に規定せられたり。

二、大祭式 (賢所の儀) (皇室祭祀令附式第一編の規定に據る)

當日早旦御殿を裝飾す。

時刻(その時々官報を)至れば、文武高官有爵者・優遇者、朝集所に參集す。召さるゝ人々は其の時々定めらる。服装は、男子は大禮服正装。服制なきものは通常禮服。女子は中禮服(袴袴を以て之に代ふることを得)。式部職掌典部・樂部職員を除く外、關係諸員の服装亦之に同じ。

親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王各殿下綾綺殿に參入せらる。(綾綺殿は御祭典の初、兩陛下を始め、皇族方現在は、兩陛下の御裝束をま) 皇太子殿下・皇太子妃殿下綾綺殿に御參入あらせらる。



天皇陛下・皇后陛下綾綺殿に渡御なる。

天皇陛下に御服(御束帶、黄櫨染御袍)御手水、御笏を供し奉る。侍従奉仕

皇后陛下に御服(御五衣、御小袿、御長袴)御手水、御檜扇を供し奉る。女官奉仕

皇太子殿下には御儀服(束帶、黄丹袍、未成年に坐す時は開腋袍、空頂黑幘)御手水、御笏を供し奉る

東宮侍從奉仕

皇太子妃殿下に御儀服(五衣、小袿、長袴)御手水、御檜扇を供し奉る。女官奉仕

此の間、供奉の諸員即ち、宮内大臣・侍從長・式部長官・侍從・皇后宮大夫・東宮大夫・東宮侍從長・東

宮主事・女官服装を易ふ。男子は衣冠單、女子は袿袴

式部官の前導にて諸員參進本位に就く。

御屏を開く——此の間神樂歌を奏す。

神饌幣物を供す。色目は時に臨み之を定めらる、此の間神樂歌を奏す。

掌典長祝詞を奏す。

天皇陛下出御——式部長官・宮内大臣前行し、侍從劍璽を奉じ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官

御後に候し、親王・王供奉せらる。

皇后陛下出御——皇后宮大夫前行し、女官御後に候し、親王妃・内親王・王妃・女王供奉せらる。

皇太子殿下御參進——東宮大夫前行し、東宮侍從壺切御劍を奉じ、東宮侍從長・東宮侍從・東宮武官

長・東宮武官御後に候す。

皇太子妃殿下御參進——東宮主事前し、女官御後に候す。

天皇陛下、内陣の御座に著御あらせらる。侍從劍璽を奉じて外陣に候す。

皇后陛下、内陣の御座に著御あらせらる。女官外陣に候す。

皇太子殿下、内陣の御座に御著あらせらる。東宮侍從壺切御劍を奉じて外陣に候す。

皇太子妃殿下、内陣の御座に御著あらせらる。女官外陣に候す。

天皇陛下、御拜禮、御告文を奏し給ふ。御鈴(内掌典奉仕)

皇后陛下、御拜禮あらせらる。

皇太子殿下、皇太子妃殿下、御拜禮あらせらる。

親王・親王妃・内親王・王妃・女王各殿下御拜禮あらせらる。

天皇、皇后兩陛下入御あらせらる。供奉出御の時の如し。

皇太子殿下、皇太子妃殿下御退下あらせらる。供奉御參進の時の如し。

諸員拜禮す。

幣物神饌を撤す——此の間神樂歌を奏す。

御扉を閉づ——此の間神樂歌を奏す。

各退下して儀全く了る。

以上は、賢所に於ける儀なり。されど、時に臨み、儀注を節略して行はるゝこともあり。

又は、皇靈殿・神殿に於ける大祭の儀も之と同じく、たゞ皇靈殿・神殿に於ては御鈴の儀なきのみなり。

但し、皇靈殿の御儀中、皇靈祭及び式年祭の儀には、天皇・皇后兩陛下入御の前に於て東游を行は

れ、紀元節祭及び先帝祭には當夕御神樂を行はる。又、神武天皇式年祭及び先帝式年祭に於ては御

拜禮の順序に多少の相違あり。

尚ほ大祭儀式中には右に擧げたる賢所・皇靈殿・神殿の儀の外、

- (一) 新嘗祭神嘉殿の御儀
- (二) 神宮御遙拜・勅使發遣・奉幣の御儀
- (三) 山陵の御儀(御親祭・勅使發遣・奉幣)

(四) 天皇・太皇太后・皇太后の御靈代奉遷の御儀

等あれども、そは、本篇各章に於てそれ々の條下に記すこととせん。

### 三、小祭式 (賢所の儀)

當日早旦、御殿を裝飾す。

時刻至れば、宮内勅任官・宮内奏任官總代各一人着床。

御扉を開く——此の間神樂歌を奏す。

神饌幣物を供ず——此の間神樂歌を奏す。

掌典長、祝詞を奏す。

天皇陛下出御あらせらる。(綾綺殿に於ける)——式部長官前行し、侍從御劍を奉じ、侍從長・侍從・侍從

武官長・侍從武官、御後に候す。

御拜禮——御鈴(内掌典)

入御あらせらる——供奉、出御の時の如し。

皇太子殿下、御參進あらせらる——東宮大夫前行し、東宮侍從御劍を奉じ、東宮侍從長・東宮侍從

東宮武官長・東宮武官御後に候す。

皇太子殿下、御拜禮畢つて御退下あらせらる。

供奉御參進の時の如し。

諸員拜禮す。

幣物、神饌を撤す——此の間神樂歌を奏す。

御屏を閉づ——此の間神樂歌を奏す。

各退下して儀全く了る。

以上は、賢所の御儀なるが、皇靈殿・神殿の御儀も亦御鈴の儀なきのみにて其の他は全く之に同じ。

但し、皇靈殿に於ける御儀中、例祭・式年祭には、着床者中に、親王・王及び宮内大臣又は宮内次官

の内一人を加へ、皇后陛下を天皇陛下の次に加へらる。

尙ほ、小祭の儀式中右三殿の儀の外、

(一) 四方拜の御儀

(二) 賢所御神樂の御儀

(三) 神宮に關する小祭式の御儀

(四) 皇后・皇太子妃・皇太孫妃及親王以下の皇族の御靈代を皇靈殿に奉遷の御儀等あれども其は本篇各章に於てそれ々の條下に記すべし。

## 第二章 宮中三殿

### 附—神嘉殿・神樂舍

宮中には天照大御神を齋き奉らせ給ふ賢所、歴代天皇の神靈を奉齋し給ふ皇靈殿、天神地祇を祀らせ給ふ神殿あり。之れを宮中三殿と云ふ。「國家の祭祀」は、多く此の三殿に於て行はせ給ふが故に、茲に其の由來の一般を述べて本篇に於ての説明を簡ならしめんとす。

#### 一、賢所の由來 (賢所とは神威と畏敬するの稱)

賢所は、宮城吹上御苑の辰巳の方に在り、皇大神宮をうつし奉れる神鏡を奉齋し給へる所なり。宮中に於て行はせらるゝ恆例の御祭典は勿論、國家の大事ある時は、必ず賢所に奉告の御儀を行はせ給ひ、皇室の大婚及び皇族の御婚儀等凡て此の大前に於て行はせ給ひ、皇子の御誕生・御命名も亦之を奉告し、五十日に至れば親しく謁せらるゝ御例なり。又、文官武官を海外に遣はし給ふ折、命を了へ

て歸朝したる折には、必ず賢所參拜を仰付けられ、又、毎年六月末日及び十二月末日には、文武百僚の總代を賢所前庭に召して大祓の式に參列せしめ給ふ。されば、賢所は、皇室の中心宗祀にして、又全國民の宗祀なれば、其の御祭典は實に國家の最大重事たり。

賢所の由來を按ずるに、日本書紀に曰く「吾が兒、此の寶鏡を視まさんこと、吾を視るが如く、床を同じくし、殿を共にして齋鏡と爲ませ」と。古事記に曰く「此の鏡は専ら我が御魂として吾が前に拜くが如く齋き奉れ」と。斯くの如くして天祖天照大御神の天孫天忍穗耳尊に授け給へる御鏡即ち八咫鏡は、叢雲劍・八坂瓊曲玉と共に三種の神器として歷代傳承したまひ、神勅のまに、同床共殿にして齋き奉らせ給ひしを崇神天皇の御代に至りて神威を瀆し奉らんことを畏みて倭國笠縫邑に移させ給ひ、皇女豐鍬入姫をして奉祀せしめられ、別に宮中には模造の神器を止めさせ給ひしこと史に見えたり。其の後、更に、天祖親授の神器たる八咫鏡は、天照大御神の御形代として伊勢神宮に、八坂瓊曲玉は宮中に、草薙劍は日本武尊の故事に因りて尾張國熱田神宮に納まらせ給ふこととなれり。(草薙の劍は即ち天祖親授の叢雲劍なり)

而して、宮中正殿にまし、し神器は何時の程よりか明かならねど、其の後、溫明殿に移させ給へり。古今著聞集に曰く「内侍所は(一に内侍所とあるは賢所に奉齋の神鏡の御事なり。故に賢所を)むかしは、清涼殿に

さだめ置かせまゐらせけるを、おのづからぶれいのこともあらば、そのおそれあるべしとて、溫明殿(禁御抄賢所の條に「垂仁天皇御宇始爲別殿溫明殿」とあれど、たがはし)にうつされにけり。此の事、いづれの御時のことにか、おぼつかなしとあり。かくて、溫明殿に奉安し給ひてより永く其のまに齋き祀りてありしが、後世、内裏類廢して里内裏となりてよりは、春興殿に齋き祀らせられたり。

村上天皇の天徳四年の九月、内裏炎上のことあり、神鏡も火に罹らせ給ひしかど、日本紀略に「調度は焼損したれども、其の眞は猶存して形質變らず甚だ神異となす」とあるが如く、此の時は幸ひに聊かも損する所なかりき。然るに、一條院天皇の寛弘二年十一月、内裏焼亡の時には、焼損して鏡の形稍害はれたりといふ。其の後、屢々火に罹らせ給ひたれども、改鑄せしめ給はず、唐櫃に納め奉りて今に至るまで其まに賢所に奉安せしめ給へりと漏れ承る。

かくて、明治二年三月、都を東京に遷させ給ふや、舊皇居に遷座し奉り、明治四年九月十日、詔して、新に神殿を宮中山里の御内庭に作り、賢所と皇靈とを宮中に安んじ奉り、明治六年五月、皇居炎上により、赤坂假皇居に遷らせ給ひ、明治二十二年、皇居御造營成りて今の皇居に遷幸あらせられてより、宮中に遷し奉り、同時に皇靈殿並に神殿を賢所の左右に建てさせ給ひて、別々に齋き奉らせ給ふこと、はなりぬ。即ち今の賢所なり。

### 一、皇靈殿の由來

皇靈殿は、神武天皇以來御歴代の天皇並びに皇后・皇妃・皇親の御靈を鎮齋し給へる所にして、賢所の西に在り。

皇靈を奉祀するは、上古以來ありしことなれども、特に皇靈殿を設けて齋き祀らせ給ふは、明治天皇の御代に始まる。

明治二年六月二十八日、明治天皇御親ら百官群臣を率ゐさせ給ひ、神祇官に行幸あらせられ、天神地祇及び歴朝の皇靈を御親祭あらせられ、祭政一致の叡旨に據りて、國是を定め給ひしことを奉告せさせ給ひ、後、神祇官中に神殿を建てさせられ、同年十二月十七日を以て八神及び天神地祇と共に歴朝の皇靈を此の神殿に祀らせ給へるが今の皇靈殿の起原なり。翌明治三年正月三日、此の神殿の御前に於て祭典を行はせられしが、六年五月、皇居炎上と共に、赤坂假皇居に遷らせられ、同十年には、更に、御歴代の皇后・皇妃・皇親の御靈を、明治三十一年には英照皇太后の御靈を、大正二年には明治天皇及び明治九年以後薨去の皇親の御靈をも合祭し給へり。明治二十二年皇居御造營なり。現今の宮城に遷御せさせ給ふに及び、皇靈殿をも今の場所に營ませ給ひしなり。

皇靈殿の御祭典は、春秋二季の皇靈祭の外、元始祭・紀元節祭・神武天皇祭・明治天皇祭に於て御親祭あらせらるゝのみならず、先帝以前三代の例祭、式年祭及び天長節祭・新嘗祭其の他の時にも御拜又は御祭典を行はせらるゝが御例なり。

### 二、神殿の由來

古は、八神殿と稱して八神をのみ齋き祀らせ給ひしを、今は、八神に天神地祇をも合せ祀り給ふ所にして賢所の東にあり。八神とは、神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神の八柱にして、天皇の御玉體の守護の爲に齋き祀り給ふ神なり。日本書紀に、『高皇産靈尊勅して曰く、吾は天津神籬及び天津磐境を樹て、吾が子孫の爲に齋ひ奉るべし。汝、天兒屋命・太玉命、宜しく天津神籬を持ちて葦原中國に降り、亦吾が子孫の爲に齋ひ奉れ。』とある天津神籬こそ八座の神位、磐境こそ神位を奉安する處なりしなれ。かくて、往古は、中臣・齋部の二氏、その祭祀を傳へ來りしを、中世以降、神祇官の西院に齋ひ奉り、これを八神殿と稱しき。應仁の大亂以後、皇室の衰微と共に、諸司、百官、大概空名となりたり、神祇官の如きも次第に衰へて、遂にはその官舎さへ無くなり、従つて八神殿の如きも白川神祇伯の邸内に移して鎮祭するに至りしが、ト

部氏も亦私に京都神樂岡吉田神社齋場所に殿を設けて奉祀せり、明治三年一月、右の八神殿を神祇官なる神殿に御鎮祭仰出され、同四年九月皇靈殿を宮中に御遷座あり。同五年四月天神地祇竝八神をも宮中に御遷座、同年十一月右天神地祇及八神兩座を御合併と同時に、八神殿の稱を廢して神殿と稱せらるることとなり、六年皇居炎上の後は、赤坂假皇居に遷らせ給ひしが、同二十二年、皇居成ると共に賢所の東殿に遷御、以て今日に及べり。神殿の御祭典は、春秋二季の神殿祭の折のみならず、一月三日の元始祭の折にも、他の二殿(賢所・皇靈殿)と共に御親祭あらせられ、一月一日の歳旦祭・天長節祭・新嘗祭・祈年祭等にも御拜又は御祭典を行はせらるる例なり。

#### 四、神嘉殿・神樂舍

三殿の外、宮中にて祭典儀式を行はせ給ふ殿舎には、なほ、神嘉殿及び神樂舍あり。左に其の由來の一般を記さん。

##### (一) 神嘉殿

神嘉殿は、もと、中和院の一部なりき。中和院は、又略して中院ともいひ、眞言院東、内裏の西隣にありたり。神嘉殿は即ち其の正殿にして、新嘗祭・神今食などに、天皇御親祭あらせ給ふ御殿なり。

然るに、戦國時代以後、神嘉殿類廢せしかば、新嘗祭などをも紫宸殿にて行はせられたることありき。(後櫻町院天皇の元文五年の新嘗祭の)然るに、光格天皇の寛政三年、神嘉殿再興せられて、舊例に復せらるることとなり、明治の御代となりて、東京へ御遷都の後は、同五年に至りて、山里の御内庭に神嘉殿を御造營相成りしに、同六年、皇居炎上のことあり、其の後、暫くは此の御殿なかりしかど、同十二年、今の皇居に御還幸あらせられて後、三殿の西の方に此の御殿をも御造營あらせられ、舊儀の如く、新嘗祭を此の御殿にて行はせ給ふこととはなれり。

##### (二) 神樂舍

神樂舍は、賢所御神樂を始め紀元節祭並に先帝祭御當日御神樂を行はせ給ふところなり。六月、十二月の大祓また此の處にて行はせらる。古は、内侍所御神樂と稱して、別に殿舎の設けなく、温明殿の庭上にて行はれたりしを、今は、賢所の前庭に特に此の一舎を設けられたるなり。

### 第三章 祝・祭日便蒙

#### 一、國定祝祭日といふこと

國定祝祭日と言へば、皇室祭祀令に定められたる大祭小祭及び之に伴ふ一切の祝日を指すこととなり

るべきなれど、一般に國定祝祭日といふは、官衙諸學校の休日と定まれる祝祭日を指せるが如し。此は、休日と定まれる祝祭日と、國定の祝祭日とを混同せるものにして、此の意味に於ての國定祝祭日の國定の二字は公文書には用ふべきにあらざることとを辨へ置かざるべからず。

大正元年九月四日の勅令に曰く、

一 左の祭日及祝日を休日とす

- 元始祭 一月三日
- 新年宴會 一月五日
- 紀元節 二月十一日
- 春季皇靈祭 春分日
- 神武天皇祭 四月三日
- 明治天皇祭 七月三十日
- 天長節 八月三十一日
- 秋季皇靈祭 秋分日
- 神嘗祭 十月十七日

天長節祝日 十月三十一日

新嘗祭 十一月二十三日

とあり、多くの國家的祝祭日中、以上を休日に定む即ち國定すといふ意なり。而して國定さるるは祝祭日にはあらで休日なること文面によりて明かなり、これを便宜の爲に國定祝祭日といふは不可ならねど、公式の言ひ方にあらずして、通俗的に通りのよき様に言へるものなりと知りおくべし。

### 二、三大節の辯

三大節と言へば、何人も其大體は聞き知れるものから、實は然らず。明治六年一月四日、従前の五節句(五節句—人日(一月七日)上巳(三月三日)端午(五月五日)七夕(七月七日)重陽(九月九日))を廢して紀元・天長の二節を以て宮中の二大祝日と定め給ひしより二大節のことは明かなれども、他の一大節明かなるが如くにして明かならざるが爲に、民間にては、三大節といふ場合、紀元・天長の二大節に新年の四方拜を加へて三大節となすべきか、元始祭を以てすべきか、又、新年宴會を以てすべきか、又單に一月一日とのみひて四方拜・朝賀を引くるめて言ふべきかに就て甚だ感ふもの、如し。今仄に聞く處に據れば、其筋にては紀元・天長の二大節に更に新年を加へて三大節と稱し、新年節と稱するは一月一日を以て行はせらるべきを數日に互りて行は

せら、朝拜・宴會等を併稱せるものなりと。されば宮中以外に於て新年に際し祝賀の意を表するは一月一日を以て行ふといふ。

### 三、休日ならぬ祝祭記念日

休日と定められたる祝祭日(所謂國定祝祭日)の外、なほ多くの國家的祝祭日並に國民的記念日尠からず。例へば、二月の新年祭。六月十二月の月次祭。等は、これ皆、天皇陛下の萬民の幸福を祈らせ給ふ重事たり。また、皇后宮御誕辰の如きは國民全體の奉祝日なるべく、靖國神社祭典の如き、これ又國家的の祭典たり。更に、日露戰役に於ける陸海軍戰勝記念日の如きは、單に陸海軍のみならず、國民全體の記念すべき日たるなり。かゝる祝祭・記念日にありては、全日休業する能はずとするも、學校の如きは、その日、一日乃至數時間を以てそれに關する講話をなす如くし、一般人民亦或は憤み或は慶び或は反省するところなかるべからず。これ、我が國民道德の涵養上、頗る大切なる意味を有するものたればなり。

### 四、日章旗の取扱に關する諸注意

祝祭日には、國民一般に日章旗を掲ぐるの制なり。今左に、日章旗の取扱方に就きて一般の注意を述べし。

#### (一) 日章旗の制式及び掲揚令

明治三年正月二十七日の布告第五十七號を以て、日章旗の制式は定められたり。即ち、日本國旗は、白布に日章を記し、旗の縦幅は其の横幅の三分の二、日章の位置は、旗面の中心とし、其の直徑は、旗の縦幅の五分の三と定められたるなり。然るに、現時、一般民間に用ふる日章旗は、概ね、正方形中に日の丸を染出したるもの、又は、日の丸の小さくて縦幅の二分の一にも足らざるもの等ありて制式の正しきに副はざるもの少からず、かゝるは、日章旗の制式を心得ざるに本づくとも、日章旗の尊嚴を保たんが爲には、正式の制に則らざるべからず。

日章旗の掲揚につきては、明治五年三月二十八日、東京府知事の伺により、祝日、祭日には、國民一般に國旗を掲げて奉祝の意を表はすべき旨同年十一月令達せられたるを始めとす。

#### (二) 國旗の掲げ方につき

(イ) 旗竿は現時、一般に白・黒塗り分けの竹を用ひ、竿頭には金色球を附するを例とすれども、此は、特に斯の如き制式あるにあらず、無地の竹竿にても、木竿にても可なり。竿頭に金色球を附せざるも



可、附するも不可ならず。たい注意すべきは、

(ロ) 竿頭に密着せしむべきことは是なり。即ち、竿頭と旗の上縁との間に、寸分の餘隙も無き様心掛  
けざるべからず。若し、旗の上部に少しにても餘隙を存すれば、凶禮の場合の掲揚となればなり。即  
ち、半旗と稱する掲げ方になればなり。半旗といふは、旗そのものを半に裁つにあらざ、旗を竿頭よ  
り下げて、上部に餘隙を存して掲ぐるの稱なり。而して此は常に凶禮を意味するものと知るべし。明  
治天皇御大喪中には、弔旗の掲揚方を大正元年七月閣令第一號を以て特に定められ、日章旗の上縁に  
同長の黒布を附し、其の竿球を黒布を以て掩ふこと、せられたりしが、半旗の掲揚方によりて凶禮を  
表はすことは、世界的に、國旗掲揚上の約束にして、従つて國交上の禮法としても知らざるべからざ  
る所たり。然るに、我が國人の國旗の掲揚方を見るに、餘りに竿頭に密着せしめては見苦しなど、の  
考より、祝祭日に於て、凶禮の掲げ方をなせる向少からず。慎むべし。  
(ハ) 一旗かゝると二旗交叉すると、何れが可なりやといふに、日章旗の尊嚴よりいへば、一旗を掲  
ぐるを以て正式とすべし。二旗掲げたりとて違法にはあらねど、斯の如くなるは、寧ろ日章旗の濫用  
として戒むべきものならん。

(ニ) 交叉して掲ぐる場合に軍艦旗、又は陸軍聯隊旗を日章旗に配するあるを見る。されど此は決して

適法にあらず。尤も、軍艦旗と見ゆるが中には、軍艦旗にはあらで、單に、日章旗に光線を附したる  
に過ぎざるが多からん。何となれば、軍艦旗の日章は、旗面の中央よりも、風上の方に偏すべき制な  
ればなり。されば、日章旗は日章旗のみにて足る。軍艦旗又は聯隊旗は濫用すべからず、國旗は幔幕  
代用の裝飾具にあらず。

(三) 日章旗の尊嚴

日章旗は我が國體の表現なり。日本民族の生命なり。日章旗の翻る所、國土の如何を問ふなかれ、  
これ我が國民の天地たるなり。一片の布巾と思ふなかれ。その赤色の日章の中には、萬世一系の皇室  
を中心としたる日東帝國國民の血液、常に鮮かに流れつゝあるにあらずや。

然るに、何事ぞ、日章旗を玩具と思ひ、裝飾具と考へ、各種の宴會さては商店披露等の場合に國旗  
裝飾といふことをなすもの往々にして之あるを見る。されど、日章旗は決して斯の如く濫用すべきも  
のにあらず。

世には又、萬國旗裝飾の語あり、これまた頗る不當の語なり。語のみならば兎も角、事實に於て世  
界各國の國旗を以て裝飾具となしたらんには、そは、明かに國旗凌辱にも當らん。心すべきことなり。  
されど、幸に事實に於て斯の如きことは稀なるやうなり。即ち萬國旗といへるは、實は萬國旗には

あらで、萬國信號旗たるを以てなり。たゞ萬國旗裝飾の語は、一般に慎み避くるを可とす。  
 要するに、國旗は神聖なり、國旗のみにて時に國家を代表することすら少からざるなり。日章旗は  
 我が國旗なり。之を取扱ふに當りては、特に意を用ひて其の尊嚴を犯すなからんことを期すべし。

本篇

第一 恆例の祝・祭・記念日

第一章 四方拜・歳旦祭〔小祭〕

一月一日

一、四方拜御意義

一月一日早旦、天皇陛下、宮中神嘉殿の南庭に出御あらせられ、伊勢の神宮を初め、天神地祇並  
 に山陵等を拜せさせ給ふ。之を四方拜と申す。草偃和言に曰く、「太祖神武天皇、中國を平定せられ、  
 橿原の宮に即位ましめて天下を統治し給へり、是より、歷朝の聖帝明王、天津日嗣を受け繼がせ給  
 ひ、萬民を撫育せらる。日の神の御時より、今上皇帝に至るまで、皇統連綿としてかはらせ給はず、  
 朝夕天つ神に報い申されて、國家の安穩ならんことを禱り給ふ。日嗣の君は天位にて坐せば、天に代  
 りて、そのかみ、日の神の蒼生を愛育せられし其の天功を照め給ふこと天職にて在せば、至尊は萬

民の爲にとて、今も元旦には天地四方山陵を拜せさせ給ふ。歷朝の聖恩たとふるに詞あるべしとも覺えず。』とあるは、よく、此の御儀の眞意を悉せりといふべきか。

### 二、四方拜次第

當日早旦(大抵四時前後)宮内官出役し、神嘉殿の南庭に屋を設へ、其の内に簀薦を敷き、御屏風二雙を立て廻らし、其の中に御座を設け、燈臺二基を供ふ。陛下には、前夜より、御潔齋あり、元旦定め時刻に至りて出御あらせられ、賢所御構内なる綾綺殿に於て御東帯を召させらるれば、掌典長御前行申し奉る。侍從御劍を奉じ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官・御後に候し、宮内大臣、式部長官供奉して、徐に設への御座に進ませ給ひて御拜禮あそばさる。御拜禮の御順序は、先づ、神宮、次に、天神地祇、次に、大和畝傍なる神武天皇の山陵、次に、陛下の御父帝にあらせらる、明治天皇の山陵、次に武藏の一宮氷川神社、山城の一宮なる下上の賀茂神社、應神天皇を主神とせる男山八幡宮、草薙劍を奉祀せる熱田神宮、武の神、國土經營の神たる武甕槌神、經津主神を祭れる鹿島(常陸)香取(下總)の兩宮等なりと漏れ承るだにいと畏し。畢りて歳旦祭の御儀に移らせ給ふ。

### 三、歳旦祭

一月元旦、四方拜を終らせ給ひて後、直ちに、賢所・皇靈殿・神殿の大前に於て、歳首の御祭典を行はせ給ふ。之を歳旦祭と謂ふ。其の次第は、午前四時より、御殿の御裝飾を奉仕し、刻至りて、賢所・皇靈殿・神殿を開扉す(此間)

次に、神饌を供ず。

次に、掌典長祝詞を奏す。(以上は、四方拜の儀に先立つて行はる)

やがて、天皇陛下には、四方拜の御儀を終らせられ、賢所の大前を拜し給ひ、御玉串を奉り給ふ。(此の時、内掌典)次に、皇靈殿、次に、神殿と、順次御拜ありて、御玉串奉り給ひ、終つて入御あらせらる。

由來、宮中にては旬祭とし、毎月一日、十一日、二十一日の三回御祭典を行はせ給ふ。歳旦祭は、即ち年中旬祭の始として行はせ給ふなり。

### 四、四方拜の起原

四方拜の御儀は何れの時より始まりたるか詳かならず、本朝通鑑に、「宇多天皇の寛平六年春正月朔寅刻、天皇、天地四方を拜させ給ひ、屬星の名を唱へて山陵を拜させ給ふ。これより先、四方拜のことありと雖も、而も是に至りて稍詳なり。これより後、大抵以て定例と爲させ給ふ」とあるを見れば、此の御儀の起原は更に大に古く、此の時代に至りて御儀愈定例となるを知るべく、更に遡つて書籍に載せられあるを調ぶるに、『弘安禮節』には、倭姫世紀を引きて垂仁天皇の十一年に始まるといへど信ずべからず、鴨長明の四季物語には、崇神天皇の三年に始まるといへど是亦確かならず。日本書紀には、皇極天皇の元年八月、天皇南淵の川上に行幸ありて四方を拜し、天を仰ぎて雨を禱り給ひしこと見え、續日本紀には、孝謙天皇の天平寶字元年六月、橘奈良麻呂等が天地四方を拜し、鹽汁を共に嗽りて誓を爲したること見えたれど、是等は元且ならねば如何あらん。按ずるに、天地四方を拜して神祇を尊敬し、是に祈願をかくる風(但し元且に限らず)は、既に神代より存したりしを、佛教の傳來と共に、『六方禮經』に説ける天地四方拜のことも相通はし、元且に限らず、之を行ふやうになり來れるを、宇多帝の頃より、朝廷の儀式として、毎歲歳首に之を行ふことを定例とし給ふやうになりたるならん。而して此のことは、公事根源に、「昔は殿上の侍臣なども四方拜をばしけるにや、近頃は内裏仙洞攝關大臣などの外は、然ることもなきなり」とある如く、當時は、天皇の之を行はせ給ふのみならず、上皇も大臣も等しく之を行ひ、臣民も亦、朝廷の御儀を模範として此のこ

### 五、四方拜の沿革

斯の如く、古代にありては、天皇陛下の之を行はせ給ふのみならず、上皇も攝關大臣も地下庶人も各々分に應じて此の儀を行ひしかど、近世に至りては、士庶人の間には行はれずなり、京都のある家柄を除ては、獨り、朝廷のみにて行はせらるゝ重き御儀式となり、維新前には清涼殿の東階の前なる御庭に於て行はせられ、東京遷都の後、宮中賢所の前庭なる神樂舎に於て行はせられ、今の皇居(明治二十二年御落成遷御なる)になりての後は、神嘉殿(神嘉殿に就ての説明は總説の條にくはし)の前庭にて行はせらるゝこと前に述べたるが如し。

### 六、四方拜の古儀

#### (一) 中古の四方拜(但し宮中)

中古時代に於ける御儀式は如何にといふに、公事根源に、「四方拜といふことは、元正の寅の時に、

皇、屬星をとなへ、天地・四方・山陵を拜し給ひて年災をも拂ひ、寶祚をも祈り申さるゝ儀にて侍るにや、清涼殿の東階の前砌の外に御屏風を建てめぐらし、その中に、御座三所をまうけ、その前に白木の机をおきて、香・華・燈などをそなへ、此所にて御拜の儀式あり」とあるにて略知るを得べし。建武年中行事には、更に委しく記して曰く、「追儺はて、砌の燈火も幽かに見えわたるほど、四方拜の御装束ども急がすめり。事行ふ藏人、小舎人やうの者、聲々にことにつきたるも、折から所得たり顔なり。大宋の御屏風庭に建てめぐらして、御座を北向によそふ。主殿司、御湯を供ず。御湯どの果てぬれば、寅の時に御うちきの人召して、御装束奉る。黄檗染の御袍常の如し。清涼殿の三間の格子をあけて、出ておはします道とす、筵道・布毯を布きて屏風の下に至る。上の男の子ども脂燭さす。近衛中將御劍に侍ふ。屏風の下にて藏人頭御笏を参らす。先づ北辰を拜する座にて二拜、次に天地四方を拜する座につき給ふ。御座の上に褥をしく、北向にて天を拜し、乾に向ひて地を拜す。子の方より卯午酉、四方各みな二拜なり。御座の前に白木の机に香華燈を置けり。北辰を拜する座に式の箱を置く。もし二陵あらば、後に又一帖これをしく。各兩段再拜なり。御座は皆兩面の短き疊なり。御拜果て、入らせ給ふ。藏人頭御挿鞋御笏を賜はる。」と。

(二) 庶人の四方拜

なほ、庶人の四方拜の次第については、江家次第に記す所最も詳なり。曰く「庶人儀は、卯時、前庭に座を敷く。北向ひて屬星を拜し、乾に向ひて天を拜し、坤に向ひて地を拜す。次に四方、次に大將軍、天一、太白（以上再拜）。次に氏神、次に竈神。或は先聖・先師の墳墓をも拜すべしともいひ、或は先聖・先師は拜すべからず、文學に志す人のみこれを拜すべしともいふ。」と。今日、歳首に歳徳神を拜し吉方詣を爲すの類は、庶人の四方拜の遺風なるべし。

第二章 朝賀

一月一日・二日

一、朝賀の意義

歳首に 天皇群臣の賀を受け給ふ儀にして朝拜又は拜賀とも云ふ。此の御儀は、前に掲げたる四方拜の御儀と其の精神に於て相關係せり。草偃和言に曰く「今も元朝には天地四方山陵を拜し給ふ。歴朝の聖恩譬ふるに詞あるべしとも覺えず。是によりて年の始に朝賀の儀ありて、天皇を拜し奉り、聖恩の萬一に謝し申すなり。朝賀の儀は、御即位の禮に同じく、御即位の禮は、神武の御時に始まりて、

その後、御世御世に文章の美も備はりたる禮なれば、數千載の後までも榑原の昔に變ることなく天皇を拜し奉る。かくのごとく、至尊には四方拜の禮あり、臣下にも朝賀の禮あること、君臣の禮兩つながら全しといふべきなり。』と、以て其の意義を明にするに足らん。

### 二、一日の朝賀次第

一月一日、四方拜並に歳旦祭を終らせ給ひて後、兩陛下、親王・親王妃・王・王妃各殿下、宮内勅任官同待遇、夫人並に奏任官・奏任待遇の拜賀を受けさせ給ふ。畢りて、親王以下を從へさせられ、正殿に出御なる。正殿には右に 天皇陛下の玉座あり。左に 皇后陛下の御座あり。右には親王・王殿下を始め奉り、侍從武官長・侍從・侍從武官・近衛佐官・宮内大臣・宮内次官・式部長官・式部次長等整列し、左の方には、各宮妃殿下を始め奉り、女官・皇后宮大夫等整列す。かくて、大勳位・親任官・大臣禮遇・貴族院議長・衆議院議長・親任待遇・公爵・從一位・勳一等・一等官・貴族院副議長・衆議院副議長・侯爵・正二位の拜賀を受けさせられ、次に二等官・麝香間祇候・錦鶏間祇候・勅任待遇・同夫人・准勅任・雇外國人・勳三等以上外國人・同夫人・神佛各宗派管長の拜賀を受けさせられ、次に、各國大使・公使・同館員・同夫人の拜賀を受けさせらる。これを一日の拜賀といふ。

### 三、二日の朝賀次第

二日も亦、午前六時の時刻に正殿に出御なり、伯爵・從二位・勳二等・子爵・正從三位・勳三等・男爵・正從四位・同夫人の拜賀、次に、三等官・四等官・五等官及准奏任雇外國人並に勳四等以下勳六等以上外國人の拜賀、次に、貴衆兩院議員・六等官以下九等官以上・奏任待遇の神職・正五位以下從六位以上・勳四等以下勳六等以上・門跡寺院の住職の列立拜賀あり。これを二日の拜賀といふ。  
右の外、非役正七位以下・同勳七等以下は參内して祝賀を申上ぐべく、又、在地方の高等官並に有爵・有位・有勳者は賀表を奉るべき定めなり。

### 四、朝賀の古儀

朝賀の儀は『みかどをがみ』といひて頗る古くより行はれたること明かなれども、起原に就て確説なし。孝徳天皇紀に『大化二年正月甲子朔、賀正の禮畢』とあるが、書に明かに見えたる始なるべきか。弘仁内裏式(帝の御代の撰なり)に曰く、『當日、大極殿に高御座を設け、皇后の御座をその東の幔の後に設く。龍尾道上には、中央に銅鳥幢を樹て、東に、日像幢・朱雀・青龍旗、西に月像幢・白虎・玄武旗

を樹て列ね、近衛・兵衛の武官、階下に陣列し、外辨の鼓を撃てば、こゝに始めて諸門悉く開く。召鼓を打てば、群臣參入して各庭上に設けられたる版位に就きて列立す。陛下には、後房なる小安殿より高御座に入らせ給ひ、椅子に着御なる。皇后また御座に着かせ給ふ。かくて、殿下に鉦を撃てば、執翳の女嬬十八人、左右より進みて高御座の張の前に至り、翳を以て御帳の上方を掩ふ。次に、褰帳の命婦二人御前に進み、御帳を褰げ本座に復すれば、武官警を稱し群臣禮をなす。主殿、圖書各二人、東西より出て、庭上に設けたる爐に就て香を焼く。皇太子殿下、御座前に跪きて賀詞を述べ給ひ、階を下りて再拜し給ふ。次で、侍従を以て新年の宣命を宣らせ給ふにより、皇太子殿下、更に稱唯再拜、舞踏再拜ありて幄に入り給ふ。此の時、典儀再拜と稱し、贊者承傳すれば庭上に列立せる王公・百官再拜す。次に奏賀者一人、列を離れ、進みて新年に拜禮する旨を奏し、位に復すれば群臣・蕃使等再拜す。また、奏瑞者一人進みて昨年、嘉瑞(雞、龜、白)を諸の國司より上奏したる事どもを申奏す。次に、宣命使、庭中の版に就きて、親王・諸王・百官人・諸百姓に新年の新月の吉日に萬福を平らげく長く受けよとの詔旨を宣はれば、王公・百官共に稱唯再拜す。武官各立ちて旆を振り萬歳を稱す。典儀再拜と稱し、贊者承傳すれば、群臣又再拜す。次に侍従御前に進み跪き、高聲に禮畢と唱ふ。殿下にて鉦を撃つ。命婦、女嬬左右より御前に進み、翳を奉じ、帳を垂る。兩陛下には後房に入御なる。また殿下にて退

鼓を搥つ。群臣退出し、諸衛の武官、鉦を撃つて陣を解く。』撮とあり。以て其の一般を察すべし。

### 第三章 元始祭(大祭・休日)

一月三日

#### 一、御祭典の意義

元始祭は、皇位の元始を祝し、報本反始を致させ給はんが爲に、宮中賢所・皇靈殿・神殿の三前に於て御親祭あらせ給ふ御儀なり。元始といふ名義は、古事記の序に「元始の綿邈たる、先聖に頼りて神を生み人を立てし世を察にす」とあるに據らせ給へるなりと云ふ。

#### 一、御祭典の次第

當日早旦、三殿の御裝飾を奉仕し大眞賢木を御正門の左右に立つ。時至りて、式部官着床、三殿の御扉を開き奉り、奏樂の中に、神饌・御幣物を供す。かくて、

天皇陛下出御、先づ賢所の大前に進ませ給ひ御玉串を奉らせ給ひ、御拜あり、御告文を奏させ給

ふこと、總て大祭式に據りて執り行はせ給ふ。(總説第一章 第三節參者)

次に皇靈殿の大前に進ませ給ひ、更に、神殿の大前に進ませ給ふ。御玉串を奉り、御拜あり、御告文あること賢所に異なるところなし。たい、皇靈殿・神殿に於ては、御鈴の儀なし。

儀畢りて入御。次で皇后陛下の御儀より、親王・王・大臣以下の拜禮等凡て大祭式に據りて行はれ、奏樂の中に、御幣物・神饌を撤して三殿共に御扉を閉ぢ。

更に、正午、再び開扉、伯爵以下判任待遇に至るまでの參拜を許され、午後二時閉扉儀全く畢る。

### 三、御祭典の由來

此の御祭典は、明治維新の後、神祇官を再興せられ、其の三年正月三日に、八神・天神地祇及び歴代の皇靈を鎮祭せられ、皇位の元始を祝ひ奉る御祭典を行はせられたるに始まる。

朕 恭く惟みるに、大祖業を創め、神明を崇敬し、蒼生を愛撫す、祭政一致、由來する所遠し。朕 寡弱を以て夙に 聖緒を承け、日夜悚惕、天職の或は虧げんことを懼る。乃ち祇んで、天神地祇 八神暨び 列皇の神靈を神祇官に鎮祭して以て孝敬を申ぶ。庶幾くば、億兆をして矜式するところあらしめよ。(明治三年正月 三日、鎮祭詔)

但し、當時は未だ元始祭の御名儀は無かりしが、五年一月三日の御親祭の時より元始祭の名稱を用ゐさせ給ふこととなり、爾來、年々の恆例として、其の式を頒布して、全國の官幣社以下各神社に皆此の祭典を行はせらるることとなれり。

## 第四章 政 始

一月四日

### 一、御式意義

政始は、天皇陛下、内閣に出御まし、其の年、初めて萬機の政をみそなはし給ふ御儀なり。

往古は、一月一日、奏賀・奏瑞とて、去年のめでたき嘉瑞どもを國々より申出あるをしるして奏することあり。又別に諸司奏とて、或は御曆を奉り、或は氷様を奉り、或は腹赤を奉る等の儀行はれたれば、政始は、或は、是等の古風に則らせ給ふものならんか。(氷様—去年の氷を入れたる様を宮内省の御世の故事によりて筑紫より奉りしといふ。景行天)



一、御式次第

當日午前十時、各大臣・樞密院議長・會計検査院長・警視總監・東京府知事内閣に參集す。

次で 天皇陛下、内閣へ出御なる。各大臣以下著床す。

次に、前年十二月末、神宮祭主より同年中、伊勢神宮の御祭典等、總て御滞なく済ませられたる旨の届出あるによりて『神宮祭主申す。昨年中神事無異』と奏し奉る。此の間、陛下には、立御あらせられ、臣下一同之に倣ひ奉る。

次に、各廳のことを奏し奉る。

次に、それ〱 天裁あり、畢て入御なる。

次で各退出して、儀全く畢る。

三、政始の由来

政始の名は古くよりあり。即ち外記廳の政治始を『外記政始』といひ、正月には吉日を選びて行はれたるが如し。公事根源に曰く『外記政始——これは吉日を選びておこなふ。まづは九日なる

べき也。上卿以下、位次の公卿あるをりもあり。宰相廳につく。これより先に、辨・少納言・外記・史・結政所(結政所—政を結ひ)にて事を行ふ。上卿めしあれば、大辨も廳につく。結政所のこととは、南の所(外記)にて勸益あり。いでたちとて出様に、各作法あり。事はて、參内して左近の陣につく。外記は、恆例・臨時の政を執行ふ官なるによりて、正月には、先づ當年の政を行ひ始むる意なり。』とあるがそれなり。されど今日の政始とは其の意味頗る異なるが如し。

現制の政始は、明治天皇御即位の翌年即ち明治二年一月四日此の儀を行はせ給ひしに始まる。時の詔に曰く、

朕惟ミルニ在昔 神皇基ヲ肇メシヨリ 列聖相繼キ以テ 朕カ躬ニ逮フ 朕否徳夙夜兢業 先皇ノ緒ヲ墜サンコトヲ之懼ル 曩者兇賊命ニ梗シ億兆塗炭ニ苦シム(鳥羽伏見の役より奥) 幸ニ汝百官將士ノ力ニ頼リ 速ニ戡定ノ功ヲ奏シ萬世塔ニ安スルニ至ル今茲歲在己巳 三元啓端上下又寧ノ遠邇來賀ス 朕何ノ慶カ之ニ如ン惟フニ天道靡レ常一治一亂内安ケレハ 必外ノ患アリ豈ニ戒慎セサル可ンヤ 朕益 祖業ヲ恢弘シ覃テ中外ニ被ラシメ以テ永ク 先皇ノ威徳ヲ宣揚センコトヲ庶幾ス汝百官將士勉勵不懈 各其職ヲ竭シ敢テ忌憚ナク 朕カ闕漏ヲ匡救セヨ 汝百官將士其レ勉旃セヨと。其の後、多少の改正はありたれど、一月四日を以て政始を行はせらるゝことには渝りなし。

### 第五章 新年宴會〔大祝節。休日〕

一月五日

#### 一、新年宴會の次第

天皇陛下、豊明殿に出御あらせられ、群臣及び各國大使公使を召して宴を賜ふ。これを新年宴會と云ふ。

當日、宴に預るものは、皇族・大勳位・親任官・大臣禮遇・貴族院議長・衆議院議長・親任待遇・公爵・從一位・勳一等・一等官・貴族院副議長・衆議院副議長・侯爵・正二位・二等官・麿香間祇候・錦鶏間祇候・勅任待遇・各國大使公使とす。

當日、時刻、天皇陛下には、親王・王殿下・宮内大臣・侍從長・侍從武官長・式部長官等を従へさせられ、牡丹の間に列立せる大勳位以下元帥以上、各國大使公使に通御掛り拜調を賜ひ、やがて、以上の各員を従へさせられ、豊明殿に入らせらる。諸員磬折して敬意を表し奉る間に、陛下玉座に著御なる。やがて

朕、新年を賀し各國代表者並に諸大臣等と祝宴を開き歡を共にするを歡ぶ

との意を宣らせ給ふ。首座大使よりは、各國大使公使を代表して、

親しく外臣等を新年の御宴に召させられ、優渥なる勅語を賜ふ、外臣等感激の至りに堪へず、謹んで陛下の萬歳を祝し、各皇族殿下の御繁昌を賀し奉る

との意味を奉答し、總理大臣よりは群臣を代表して、

優渥なる勅語を賜はり、感激の情に堪へず、恭しく陛下の萬歳を祝し奉る

との意味を奉答して御宴となる。

先づ初獻を、次に次第のものを陛下に供し奉り、次で、親王・王殿下以下に賜ふ。御宴會中、舞樂あり、御宴終りて入御あらせらるれば、親王殿下以下、再び磬折して敬意を表し奉り、やがて各退出す。

#### 二、新年宴會の由來

新年の酬宴を群臣に賜ふことは古くより行はれたり、即ち元日節會又は元日宴會等と云ひて、天皇、豊樂殿に御して、百官に酒を賜ひしこと諸書に見えたり。後世は紫宸殿に於て此の儀を行はれた

り。公事根源に曰く、『そもこの節會は、天子紫宸殿に渡御なりて、群臣百官に酒を賜ひて宴會ある儀なり。持統天皇四年正月に、公卿を内裏に召してとよのあかり(とよのあかりは豊明と云き、後には新)す  
とあり。宴會と書きて、とよのあかりとよめり。大方の節會の名にて侍るにや。…神武天皇の御宇にも群臣を集へて酒を賜ひしことは日本紀に見えたり。これなどを事のおこりとは申すべきか。』と  
以て其の沿革の大略を察すべし。

後、足利氏の末、皇室の衰微と共に此の儀廢絶に歸せしを、明治天皇の三年勅して元日踏歌・白馬の三節會を廢し、新年宴會を以て之に代ふることとし給ひ、同五年以來宮中の重き公儀とはなれり。

### 第六章 孝明天皇御例祭(小祭)

一月三十日

孝明天皇は、今上陛下の御祖父君にてまします。慶應二年十二月二十五日崩御あらせられたり。明治改曆後、太陽曆に換算推歩して一月三十日を以て崩御日と定められたり。されば、毎年此の日を以て宮中皇靈殿にて御例祭を行はせらる。

#### 一、御祭典次第

當日、午前九時御殿の御裝飾を奉仕し、同三十分式部官著床して開扉し、神饌幣物を供す(此間)掌典長祝詞を奏す。是より先、親王・王各殿下、宮内大臣(又は次官)宮内省勅奏任官總代各一人著床せり。

午前十時、陛下、御東帯にて出御あらせられ、御拜畢つて入御なる。御裝束、御手水、御笏を供ずること及び供奉等總て小祭式の例に法らる。

次で、皇后陛下の御拜あり、畢つて入御なる。

次に著床の諸員の拜禮ありて幣物神饌を撤し、御扉を閉ち、各退下して儀を畢る。

此の日また、掌典をして後月輪東山陵に神饌幣物を奉らしめ給ひ、御陵祭を執り行はせ給ふ。

#### 一、孝明天皇御遺徳

孝明天皇は、仁孝天皇の皇子に在し、御母を新待賢門院藤原雅子と申す。(雅子の方―贈左大臣天保二年六月十四日の御降誕。御諱を統仁と申し、熙宮と稱へ奉る。同六年六月二十一日、儲君に定まら

せ給ひ、九月十八日親王宣下。同十一年三月十四日太子に立し給ひ、小御所を以て假の御所と定められ、内大臣近衛熙忠を以て傅とせさせ給ふ。弘化三年二月十三日、御年十六にて仁孝天皇の後を受け踐祚あらせられ、四年九月二十三日、御即位の禮を行はせ給ひ、嘉永元年十一月二十一日、大嘗會を行はせ給ふ。同年十二月十五日、藤原夙子女御として入内あり。(藤原夙子—左大) 諸藩の十萬石以上、四位以上の者、皆大婚祝賀の爲、賀使を奉る。慶應二年十二月二十五日、御壽三十六にて崩御せらる。御在位二十年、改元すること六回。翌三年正月二十七日、泉涌寺後山に葬り奉る。同年二月十六日、御謚を孝明天皇と稱し奉り、御陵を後月輪東山陵と稱し奉る。

天皇、生れて國歩艱難の秋に遣はせ給ひ、大統を繼がせ給ひし初めより、御代を終て給ふまで一日として御心の安かりし日は在まさりしかど、剛健英明の御資性、勵精専心、専ら國家の治に意を致させ給ひしぞ有難き。

嘉永の末年、米使ペルリ來朝して通商交市を求め、續いて、露・英・佛等亦來りて和親貿易を強請せり。海内の人心ために恟々として穩かならず、幕府は、狼狽して措置度を失ひ、安政元年、天下の輿論に反して米國及び英・露の三國に下田・箱館・長崎の三港の開港を許したるのみならず、朝廷の命に依らずして專斷の措置頗る多かりしかば、尊王愛國の大義を唱ふるもの次第に多きを致し、且つ、攘夷

鎖港の説を爲して幕府の措置を批難するもの尠からず、爲に國論沸騰して停止する所を知らざる有様なりければ、天皇深く之を憂ひさせ給ひ、いたく宸襟を惱ませられ、或は學習院を開きて普く建言を求め給ひ、或は近習に命じて朝威の伸ぶべき道を奏させ給へり。殊に、其の對外事情の最も困難を極めし際の如きは、生民の塗炭に苦しむを憂ひさせ給ふの餘り、躬ら齋戒絶食、夜ごとに宮中の中庭に出でさせられ、清薦に座し給ひ、御身を以て國難に代らんことを天地神明に祈り給ふこと一七日に及びきと承る。當時、御傍近く仕へ奉れる内大臣三條實萬、玉體の傷はせ給はんこともやと氣遣ひて、幾度か諫め奉りしかど更に聽き入れ給はざりきと承る。また、男山八幡、賀茂兩社等に行幸あり、或は伊勢神宮並に神武帝の山陵、神功皇后の山陵等へ勅使を遣はされ、國家の安寧を祈らせ給ひしことも幾ヶ度に及びき。

斯くも國を思はせ給ひ、民を憐ませ給ふ御心の深く渡らせ給ふを洩れ承りたる諸國勤王の士、慷慨の涙抑へあへず、正論漸く行はれ、終に世局一變して幕政漸く衰へ、天下の人心靡然として皇室に嚮ふに至れり。あゝこれ 聖徳の天地神明に通ぜるの結果ならずとせんや。

天皇の國を憂ひ民を思はせ給ふ大御心の如何に深くおはせしかは、賀茂の社其の他に行幸の折、詠ませ給ひし國風によりてもほゞ拜察し奉るに難からず。

位山神のこゝろやいかならむおろかなる身は居るもくるしき  
すまし得ぬ水に我が身は沈むとも濁しはせじな四方の民ぐさ

戈とりて守れみやびと九重の御階のさくら風そよぐなり

其の御在位中、御不自由を忍ばせ給ひしこと亦他に類を見ざるところ、今、其の一二を拜記し奉らんに、

一日、或る公卿より鹽鮭を献りしことあり、内侍は其の二樽を炙きて進りしに、御膳を下げんとする時、尙一樽残りあり、此の時、天皇、お聲をかけさせ給ひ、其の一樽は晚酌の下物とすべければ、捨つる勿れと仰せられしとぞ。また、平生、頗る酒を嗜ませ給ひしかど常に進むる所の酒は、稀薄にて水の如くなりしかば、所司代酒井忠義の臣某、ある日御臺所に至り、御膳の酒の餘りに薄きに歎息し、主忠義に勸めて一樽の美酒を献りしに、天皇「かゝる芳醇なる酒の世にありとも思はざりしを」と悦ばせ給ひしとぞ。以て其の一端を察し奉るに足らん。

天皇、臣僚を愛撫し給ふ御心常に深く在し、後宮にて内侍等が珍しき食品など造りし時は、必ず命じて親信の公卿に分ち賜ひ、公卿等も亦其の家に珍しきものあれば、必ず之を進め参らするが常にて、下様の家々にて、互に贈遺すると毫も異なる所なかりきと承る。ある日公卿の一人が、其の

姻戚の諸侯より贈りしものなりとて、鰒を獻りけるに、天皇は特に書を裁して其の味の美を賞し、「またかゝるものを得なば、分贈を吝む勿れ」と仰せ遣はされしとぞ。斯く臣僚を愛撫し給ひしを以て、臣僚も亦深く天皇を敬慕し奉り、君臣の間、互に相輯して霽々たる和氣常に宮廷に満ちたりとといふ。

### 三、御式年祭〔大祭〕に就て

先帝以前三代の例祭は小祭なれども、その御式年祭は大祭の一たり。而して來る大正六年は孝明天皇五十年の式年に當らせ給ふ。されば同年には、例祭に代ふるに、式年祭を以てせられ、皇靈殿並に山陵に於て同御祭典を行はせ給ふ筈なり。その御次第は、皇靈祭祀合附式の大祭式に依らせ給ふべし。

## 第七章 紀元節〔大祭・祝節・休日〕

二月十一日

### 一、御儀の意義

紀元節は、我が國第一代の天皇に渡らせらるゝ神武天皇が、天統を嗣いで、豊葦原中州を平定し給ひ、大和國畝傍の橿原宮にて御即位の大禮を行はせられたる日を記念せんが爲定められたる大祝日なり。換言すれば、我が大日本帝國萬世一系の皇室の國家的統治權の確立したる記念の大佳節たるなり。此の日、天皇陛下は、皇靈殿に於て御親祭を行はせ給ふ。

### 一、御制定の由來

神武天皇御即位當日を以て國家の大祝日と奠められたるは、明治五年十一月十五日、太政官布告を以て、『第一月二十九日、神武天皇御即位相當に付、祝日と定められ、例年、御祭典執行はれ候こと』と仰せ出されたるに始まり、同六年一月四日、更に、從來の五節句を廢して此の日を以て天長節と共に國家の二大祝節と定められ、同年三月七日を以て、紀元節と稱せらるゝこととなり、明治七年以後は、一月二十九日を太陽曆に換算推歩して二月十一日と改定せられたり。

### 二、紀元の決定

神武天皇御即位の辛酉の年を以て我が國の紀元と爲すに至りたるは、極めて古き時代であり。嵯峨

天皇の弘仁曆運記に曰く、『神倭磐余彦天皇、年十五にて太子と爲り給ひ、四十五歳甲寅の歲に、筑紫なる日向宮より船軍もて東征の途に上り給ひ、庚申の年に至るまでに、中國を平定し給ふ。乃ち辛酉の年の正月、天皇の位に即き給ひ、此の年を以て元年と爲し、總計するに、天皇の元年辛酉より今上(嵯峨帝)の弘仁二年辛卯に至る合て一千四百七十一年なり』とあるに見れば、神武天皇御即位の年を基本として年歴を數へ來れること歴然たり。維新の後、明治三年十月二十五日、左院制度局の少史横山由清、年代の紀元に就て考按を奏するに至り、神武天皇御即位の年を以て我が帝國の紀元とし決定せらるゝこととなれり。

### 四、紀元節御親祭次第

午前八時、御殿の御裝飾を奉仕して、朝の御祭典あり。午前九時より、更に御親祭の本儀となる。午前十時、陛下出御、(御水手、御裝束、供奉等總て大祭式賢所の儀の如し)。皇靈殿に御玉串を奉らせ給ひ、御拜の後、御告文を奏し給ふ。畢りて入御なる。かくて、皇后陛下の御拜あり。次に親王王各殿下の御拜禮及び諸員の拜禮・參拜あり。午後五時には、更に夕の御祭典ありて、御神樂を奏せらる。

### 五、參賀・酺宴・奉祝

午前十時半、御親祭の御儀を畢らせらるゝや、陛下には諸臣の參賀を受けさせられ、午前十一時豊明殿に出御なり、群臣・百官に酺宴を賜はる。御宴會中、前庭に於て、舞樂を奏せしめ給ひ、宴畢りて入御あらせらる。此の日、我が國民たるもの、國內にあると國外にあるとを問はず、皆國旗を掲げて、慶賀の意を表し、諸學校嚴肅なる祝賀の式を行ひて寶祚の無窮を祝し奉る。

### 六、御即位當時の御史蹟

神武天皇、東征の功を成就し給ふや、大和國畝傍の橿原の地を相し、以て都を奠めんとし給ふに當り躬ら詔り給はく、「それ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ。苟も民に利するあらば、何ぞ聖の造に妨ん。山林を披き拂ひ、宮室を經營て恭んで寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。これ則ち上は天つ神の徳に答へ、下は皇孫の正を養ふ心を弘むるなり。然る後、六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇と爲さんまた可からずや。夫の畝傍山の東南なる橿原の地を觀るに、蓋し國の塊區なり。都治りてん。」と。かく意を決して造り成し給へる宮殿は、所謂、底つ磐根に宮柱布都之利立て、高天原

に千木高しりたるいとも嚴なる宮殿なりしなり。かくて、宮殿を作り了へ給ふや、辛酉の正月御即位の大禮を行はせ給へり。舊事記にその折の狀を記して曰く、「辛酉を元つ年となし、春正月庚辰の朔、橿原宮に都し給ひ、肇めて皇位に即き給ひ、正妃媛踏躰五十鈴媛命を尊び立て、皇后と爲させ給ふ。天富命は諸の忌部を率ゐて天璽の鏡劍を捧げもちて正殿に安んじ奉り、天種子命は、天つ神の壽詞を奏し奉り、宇摩志麻治命は内物部を率ゐて矛楯を堅て、威儀を嚴くし奉り道臣命は久米部を率ゐて宮門を護り其の開閉を掌り奉る。並に四方の國をして天位の貴きを觀せしめ亦率土の民をして朝廷の重きを示し給へり。時に皇子・大夫・群官・臣・連・伴の造・國造等を率ゐて元正の朝賀禮拜す」と。以てその盛儀を想像するに難からず。

### 七、帝國憲法の御制定

紀元節は、以上述べ來りし如く我が國家創建の成立を記念し給ふ佳節なるが、此の紀元節の制定と共に、我が國民の最も深く記念すべき一事あり。即ち我が先帝陛下には、明治二十二年二月十一日の紀元節當日を以て、憲法を發布相成り、茲に始めて立憲政體といふ最も美しき國體を固め給へることなり。抑も立憲政體とは、憲法を立て、統治の大權を明かにし給ふと共に、臣民の權利及び義務を定

め、議院を開いて、上下共に國家の政治に與る政體にて、世界今日の政體中、最も完全最良の政體なり。陛下には、此の憲法を發布し給ふに、詔を下して宣はく、「國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり。朕及び朕が子孫は、將來此の憲法の條章に循ひ、之を行ふことを怠らざるべし」と仰せられ、以て此の憲法が無窮の力なることを明かにし給ひ、且つ同時に「朕が在廷の大臣は朕が爲に此の憲法を施行するの責に任すべく、朕が現在及び將來の臣民は、此の憲法に對して永遠に服従の義務を負ふべし」と仰せられたり。我等帝國の臣民たるもの聖意を奉體して以て、立憲治下の國民たる實を明かにし、以て聖恩の萬一に對へ奉らてやは。

八、憲法發布の御告文並に詔勅

御告文(明治二十二年二月十一日)

(御告文(おつげぶく)はもと壯嚴なる純古文體なりしも公衆に示すに當り讀み易からしめんが爲に多くの如く譯せられたるものなりと)

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖 皇宗ノ神靈ニ語ゲ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ、惟神ノ寶祚ヲ承繼シ、舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ、願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ、人文ノ發達ニ隨ヒ宜シク、皇祖 皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所トナシ外ハ以

テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ不基ヲ鞏固ニシ八州民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖 皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖 皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖 皇宗及 皇考ノ神佑ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ 神靈此レヲ鑑ミタマヘ

勅 語(明治二十二年二月十一日)

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ遺跡ヲ貽シタルナリ我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事



ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民ノ子孫タルモノヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ安全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢

テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 黒田 清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤 博文
- 以下 各大臣副署

### 第八章 祈年祭〔小祭〕

班幣 二月四日  
御祭典 宮中並 二月十七日

#### 一、御祭典意義

祈年祭は、風雨の災なくして其の年の穀物の豊穰ならんことを、歳の初めに當りて神祇に祈らせ

給ふ御儀なり。

五穀は民の命なり。五穀の豊饒を祈らせ給ふは偏に民安かれの大御心にてまします。國民たるもの後に記す新嘗祭の御儀と併せ考へて、歴代 聖皇の大御寶を慈ませ給ふ大御心の厚きに深く謝し奉らざるべからず。

### 一、祈年祭御次第

祈年祭御次第は、先づ二月四日全國の官社に幣帛を班たせ給ふ。即ち伊勢神宮には特に勅使を發せられ、官國幣社には、所管の地方廳に幣帛を發送せらる。

伊勢神宮にては、勅使參向し二月十七日、祈年祭奉幣の御儀を行はれ、宮中に於かせられても、此の日、賢所皇靈殿神殿に於て御祭典を行はせらる。

午前九時、御殿の御裝飾を奉仕し、掌典承りて御扉を開く。

賢所には神饌を、皇靈殿・神殿には神饌及幣物を供し、祝詞を奏し、次で神饌を撤し、閉扉後、一同退下して式を畢る。

官國幣社にありては、各地方廳に到著の後、日を擇び地方長官參向祭典を行ふ。

### 三、祈年祭起原及び古儀

今は、音讀して『祈年祭』とも言へど、其の本義は『としごひのまつり』といふにあり。『とし』は、稻穀をいふ名にて『こひ』は請禱の意なり。本居翁の古事記傳に、大歳神の名義を釋して『年は田寄なり。然いふ故は、まづ登志とは穀物のことなり。そは、神の御靈もて田に成して、天皇に寄し奉り賜ふ故に言へり。』とあり。且つ、稻穀は一年毎に必ず成就するものなれば、年を祈るといへば、即ち五穀の豊穰を祈ることゝなるなり。(此の事、古語拾遺、祈年祭、祝詞によりて明なり。)

此の祭の起原は遠く神代にあり。太古、大地主神の作られし御田の御苗の、御歳神の祟りに因りて枯れ損はれし時に、白馬・白猪・白鶏等を供へて、其の怒を和め奉りしかば、御苗の葉復び茂り榮えて年穀豊に稔りしことのあるを縁とし、天孫降臨の當時より、其の年の二月に此の祭の行はるゝを例としたるが如し。公事根源には、此の儀の天武天皇四年二月に始まる由見ゆれど、之は、祈年祭といふことの史籍に見えたる始を云へるならんか。

舊儀によれば、當日、幣物を神祇官の齋院に陳じ、神祇官の官人は、御巫等を率ゐて西廳の座に就き、大臣以下は、北廳の座に就き、式部省員亦群官を率ゐて南廳の座に就く。既にして、大臣以下官

人所司共に降りて廳前の座に就き、中臣進みて祝詞を宣す。大臣以下諸司、拍手兩段、然る後各本座に復す。次に、忌部は、神祇伯(神祇伯は神祇官の長官)の命によりて幣帛を頒ち、事畢りて、大臣以下諸司各々退出するを例とす。(諸國にても、此の日祈年を行へり。)

御拜の次第は、其の日、天皇は、南殿(紫宸殿なり)に出御なる。出御に先つて巽の間に巽に向けて御座を布く。薙二枚半帖、常の御襖に同じ。御帳に帷をかけて、額間東一間の格子をあぐ。大宋御屏風を御座の傍に建つ、御劍・御笏など常の如し。かくて、天皇伊勢神宮を拜せさせ給ふ。又神宮及び是等の社は、祭に先つ十五日、忌部及び木工をして供神の調度を作らしめ、又當日には、京畿より、白鷄一雙、近江の國より白猪一頭を貢し、左右馬寮は各々祓馬十一疋を上る。鷄・猪は御歳神に、神馬は、伊勢兩宮を始め、御歳神等總て二十二社に獻るなり。

#### 四、祈年祭の沿革

文武天皇の大寶の制には、二月を以て此の祭を行ひ、百官、神祇官に集ひて天神・地祇を祭り、諸社の祝部等も亦祭場に參りて各其の官幣を受けて本社に歸り、以て其の祭を行ふ制なりき。而して、延喜式に據れば、幣帛を奉らる、神凡て三千一百三十二座あり、その中、大三百四座、小四百三十

三座、合せて七百三十七座は官幣なり。又神祇官より獻ずる外に國司より獻ずる神大一百八十八座、小二千二百七座、總て二千三百九十五座なり。其の幣物は、皆、當國の貢物を用ひたり、これ即ち國幣なり。

かくて其の後、種々の沿革ありしかども、後土御門院天皇の寛正の頃までは、兎も角も絶ゆることなく行はれしを應仁以降の大亂によりて遂に中絶するに至れり。然るに明治維新の大業成りて王政復古し、神祇崇敬を以て政治の根本とせらるゝに及び、二年二月二十八日、御再興あらせられたり。以後、數度の變遷を経て今日に及べり。明治以後の變遷を略言すれば、明治四年二月四日には神祇官に於て行はれ、同時に、同官内に鎮座せられし八神・天神地祇・皇靈の三前にも特に幣帛を奉られたり。これ皇靈殿に於て祈年祭を行はれし始めなり。其の後、種々の沿革を経て賢所皇靈殿神殿の祈年祭は、二月十七日即ち神宮に奉幣の日を以て行はるゝこととなりたり。

#### 五、祈年祭祀詞

延喜式に載する所の祈年祭の祝詞左の如し、

集侍る神主・祝部ども、諸、開食せしむる(神主・祝部等共に「唯」と稱す。餘の「宣」之に准ふ)高天原に神留坐す皇陸神漏伎命神漏彌命以て天社・國社と稱辭竟奉る皇神等の前に白く、今年、二月に御年初賜はんとして皇御孫命の宇豆の幣帛を朝日の豊逆登に稱辭竟奉くと宣る。

御年皇神等の前に白く、皇神等の依さし奉らん奥津御年を手脇に水沫かき垂り、向股に泥かき依せて取り作らん奥津御年を八束穂の茂穂に皇神等の依し奉らば、初穂をば千類八百類に奉りおきて甕上高しり甕の腹満て並べて汁にも類にも稱辭竟奉らん。大野原に生ふるものは甘菜・辛菜・青海原に住むものは緒の廣物緒の狭物、奥津藻菜邊津藻菜に至るまでに御服は明妙・照妙・和妙・荒妙に稱辭竟奉らん。御年皇神の前に、白き馬・白き猪・白き鶏種々の色物を備へ奉りて皇御孫命の宇豆の幣帛を稱辭竟奉らくと宣る。

大御巫の稱辭竟へ奉る皇神等の前に白く、神魂・高御魂・生魂・足魂・玉留魂・大宮乃賣・大御膳都神・辭代主と御名は白して稱辭竟へ奉らしくは皇御孫命の御世を手長の御世と堅磐に常磐に齋ひ奉り、茂御世に幸奉るが故に、皇吾陸神漏伎命・神漏彌命と、皇御孫命の宇豆の幣帛を稱辭竟へ奉らくと宣る。

座摩の御巫の稱辭竟へ奉る皇神等の前に白く、生井・榮井・津長井・阿須波・婆比支と御名は白して辭竟へ奉らしくは皇神の敷き坐す下津磐根に宮柱太しり立て、高天原に千木高しりて、皇御孫命の瑞の御舎を仕へ奉りて天御陰日御陰と隠り坐して四方國を安國と平けく知しめすが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を稱辭竟へ奉らくと宣る。

御門の御巫の稱辭竟へ奉る皇神等の前に白く、櫛磐間門命・豊磐間門命と御名は白して稱辭竟へ奉らしくは、四方の御門に湯津磐村の如く塞りまして、朝には御門を開き奉り、夕には御門を閉て奉りて疎ぶるもの、下より往けば下を守り、上より往けば上を守り、夜の守日の守りに守り奉るが故に皇御孫命の宇豆の幣帛を稱辭竟へ奉らくと宣る。

生島の御巫の稱辭竟奉る皇神等の前に白く、生國・足國と御名は白して辭竟奉らしくは、皇神の敷き坐す島の八十島は、谷蟻のさ渡る極み、鹽沫の留る限、狭き國は廣く、峻き國は平けく、島の八十島墮つることなく、皇神等の依し奉るが故に皇御孫命の宇豆の幣帛を稱辭竟へ奉らくと宣る。辭別けて伊勢に坐す天照太御神の大前に白く、皇太御神の見霽します四方の國は、天の壁立つ極み、國の退き立つ限り、青雲の靄く極み、白雲の墜り居向伏す限り、青海原は棹花干さず、舟の艫の至り留まる極み、大海原に舟滿ち續けて、陸より往く道は荷の緒結び堅めて、岩根・樹根履みさくみて、馬の爪の至り留まる限り、長道間無く立ち續けて、狭き國は廣く、峻しき國は平けく、遠

き國は八十綱打かけて引き寄することの如く、皇太御神の寄さし奉らば荷前は、皇太御神の大前に横山の如く打積み置きて、残をば平けく聞き看さん。又皇御孫命の御世を、手長の御世と堅磐に常磐に齋ひ奉り。茂の御世に幸へ奉が故に、皇吾陸神漏伎神漏彌命と鶴じ物頸根つきぬきて、皇御孫命の宇豆の幣帛を稱辭竟へ奉らくと宣る。

御縣にます皇神等の前に白さく、高市・葛木・十市・志貴・山邊・會布と御名は白して、此の六の御縣に生り出づる甘菜・辛菜を持ち參來て皇御孫命の長御膳の遠御膳と聞き食すが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を稱辭竟へ奉らくと宣る。

山口にます皇神等の前に白さく、飛鳥・石村・忍坂・長谷・畝火・耳無と御名は白して遠山・近山に生ひ立てる大木・小木を本末打切りて持ち參來て、皇御孫命の瑞の御舍仕へ奉りて天御蔭・日御蔭と隠りまして四方の國を安國と平けく知しめすが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を稱辭へ奉らくと宣る。

水分にます皇神等の前に白さく、吉野・宇陀・都祁・葛木と御名は白して辭竟奉らくは、皇神等の寄し奉らん奥津御年を八束穂の茂穂に寄し奉らば、皇神等に初穂は穎にも汁にも、斐閉高知り、斐の腹滿て雙べて稱辭へ奉りて遺をば皇御孫命の朝御食・夕御食のかむかひに、長御食の遠御食と

赤丹の穂に聞き食すが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を稱辭へ奉らくと諸聞き食せと宣る。  
辭別けて忌部の弱肩の太禰取り掛けて持ちゆまはり仕へ奉れる幣帛を神主・祝部ども受け賜はりて事過たず捧げ持ちて奉れと宣る。

### 第九章 仁孝天皇御例祭〔小祭〕

二月二十一日

#### 一、御例祭次第

仁孝天皇は 今上天皇陛下の御曾祖父にて坐ます。崩御日は正月二十六日なれども、明治六年改曆後換算推歩して、二月二十一日と定め給ひ、當日、皇靈殿に於て御祭典を行はせ給ふこととなれり、御例祭及御陵祭次第全く孝明天皇御例祭に異なる所なし。

#### 二、仁孝天皇御遺徳

仁孝天皇は、光格天皇第四の皇子にて在し、御母は、東京極院婧子(婧子の方)勅なり。御諱は惠仁、

初め寛宮と申す。寛政十二年二月二十一日御降誕あり。文化四年九月二十二日、親王とならせ給ひ、同六年三月二十四日皇太子に立し給ひ、小御所を以て假殿とし、右大臣一條忠良を傅とせらる。同十四年三月御登祚。同年九月二十一日御即位式を紫宸殿に行はせ給ふ。時に御年十八。文政元年十一月二十一日。大嘗會を行はせらる。同十二月、鷹司繫子入内して女御となる。後薨去あらせられ、文政十三年五月、女御鷹司禧子を准后とせさせ給ふ。

弘化三年正月二十六日、御年四十七にて崩御せらる。御在位三十年、改元すること三。後月輪陵に葬り、仁孝天皇と謚し奉る。(改元—前朝の文化を用ひ給ふ一年。文政(十二)天保(十四)弘化(三))

天皇、資性孝謹にして學を好ませ給ふ。常に學士を召して經史を進講せしめらる。殊に皇學を重んじ給ひ古事記傳は曾て、黼座を離し給はざりきと承る。(古事記傳—本居宣長の原著)

天皇、皇考の御心を繼がせ給ひ、學校を京都に建て、公卿の子弟を陶冶せんとし給ひ、天保十三年、悉に幕府に諭して學校を設けしめ給ふ、學習所之なり、校成るや、天皇、大納言三條實萬に詔して其の揭示を撰ばしめ給ふ。曰く、「履聖人之至道、崇皇國之懿風。不讀聖經、何以修身。不通三國典、何以養正。辨三明之、務三行之。」と、以て大御心のあらせ給ふ所を拜察すべし。

天皇、常に深く御心を政事に注がせ給ひ、ある時、下民の艱苦を思召させ給ひての御製に

雨に思ひ風に心をくたかな民の手わざのたゞ安かれと  
と。いと有難き思召ならずや。

天皇の御孝心深くおはせしことは、其の御謚號によりても明かなるが、今其の一例を拜記せんに、天保十一年の冬の初頃より、父の帝の御病篤くならせ給ふや、天皇いたく之を憂ひさせ給ひ醫院に命じて朝に夕に御容體を奏上せしめ、又、侍臣をして時々刻々仙洞(仙洞—上皇御所)に拜候せしめ給ひしが、病勢いよゝ進ませ給ふと聞き召さるゝや、宸憂殊に甚だしく、俄に朝親行幸の御儀を仰出されたり。

(朝親—天皇の父帝を訪はせ給ふ御儀)時に京都所司代が奏するやう「朝親は朝家の御大儀にして、定期の外、みだりに行はせ給ふべきにあらず、今回の如き、實に格外の御事にはあれど、近き御代に其の例なきのみならず、入費を要すること許多なれば、兎にも角にも江戸表へ問合せし上なれば御儀仗の用意を成し難し」と。天皇此の奏上を聞召し、いと本意ならず思召され、「されば、一刻も早く江戸へ問合せよ」と仰せ下され、日夜奏答を待ち侘給ひしに、早や御容體御大切と聞え上げしかば、天皇憂慮一入にて「江戸よりの返事いかに」と問はしめ給ひしに、所司代「まだ何とも申越さず」と答へ奉りしかば、天皇御嘆息の餘り、「朕、皇祖、皇宗の遺烈によりて皇統を承けながら、自ら朝親をもなす能はざるに至れり。嗚呼、天祖も、朕が不徳をば憐み給はずや」と、暫時御言葉もなかりしが、遽に思召し立たせ給

ひ、宮女の衣裳を被ぶり、宮女の輿に御し、忍びやかに櫻町の御所に幸せられしに(櫻町の御所―即ち上皇の御所也)上皇、既にいたくやつれさせ給ひ、頼み少に見えさせ給ひければ、天皇、御涙にかきくれ給ひつゝ、御枕邊に寄り添ひて、様々と御介抱ありしが、間もなく崩御ありしかば、天皇の御哀痛言はん方なく、幼児が父母を追慕するが如くならせ給ひきと承る。

### 三、仁孝天皇式年祭〔大祭〕

に就いては、孝明天皇祭の條に記したるが如し。而して、仁孝天皇の式年祭は、大正三十五年度に於て百年祭を行はせ給ふ筈なり。

## 第十章 陸軍記念日

三月十日

### 一、陸軍記念日意義

陸軍記念日、詳しくは奉天附近大會戰記念日と言ふべし。明治三十七八年の日露戰役に際し、我が

陸軍が、露の大軍と戦つて奉天附近を占領し、以て日露戰爭全局の勝敗を決定したる記念日なり。此の日、陸軍にては、毎年記念會を行ふを以て例とし、諸學校また必ず記念日講話を行ひて國民的記憶を新にするを恆とす。

抑も此の戦ひは、世界の陸軍史上未だ嘗て其の例を見ざる大戰爭にして、日露兩軍の總兵力實に八十五萬に達し、砲二千五百門、戦線百餘里、激戦を繼續せる二十日、然も我が軍は、より優勢なる敵軍を包圍して殆ど之を殲滅し盡すの大捷を博したるなり。

近世の陸軍史上、最大の記録は、かの歐洲諸國の聯合軍か佛帝ナポレオン一世の軍と戦ひたるライプチヒの役なりしも、其の兵數は、聯合軍三十一萬佛軍十七萬即ち兩軍合して四十八萬なりきと言へば、既に其の兵數に於て此の戦ひに遙に優れり、況んや勇敢無比と稱せられたる露軍と日本魂を有する日本軍との對抗なる點に於て、即ち黃白人種の最も強力なる者の戦ひたる點に於て、將た、最も進歩したる戦術に基き、近世科學のあらゆる力を應用したる精銳なる武器を以てしたる點に於てをや。此の世界的大戦役に於て我軍が大捷を博し得たる日なり、我が國民たるもの如何で此の日を記念せて已むべけんや。

一、日露戦役の原因及び一般的経過

日露戦役は一言にして之を盡さば、露國が東亞の天地に逞しうせんとせる侵略主義の横暴に對して、我が日本が、東洋平和の爲めに正義の旗を翻して奮然として起ち、終に其の銳鋒を打ち挫きたる戦役なり。露國は曩に其の國是、即ち露國としては已むを得ざる、南進主義を實現すべく、東亞に於て浦鹽斯德の要害を得しかど、此港は寒氣峻烈冬季は常に殆ど港内凍塞して用を爲さざるに窮し、何かな、東亞の天地に於て乗ずべき機會の來らんことを待望し居たりき。偶明治二十七八年日清の役あり奇貨措くべしとなせる露國は、所謂三國同盟を策して日清兩國の媾和に干渉し、終に清國より大連の地を租借し東清鐵道を布設し旅順を以て軍港と定め、築港防禦一切の計を畫せり、超えて明治三十三年清國の内亂を平定すべく、日・英・米・佛・伊と共に出兵したるまゝ、名を東清鐵道の保管に借り、期至りても敢て撤兵せざるのみならず、更に多數の軍兵を滿洲に駐屯せしめて以て漸々之を占領し、一方、北韓にまで兵を出して次第に之を侵略せんとするに至れり。我が帝國は露國の此の態度が東洋の平和に危害あるのみならず、韓國の獨立をも危うするものとなし、露國に交渉して、其の撤兵を促す數回、而も、彼之に應ぜずして、陽に其の應答を遷延し、陰に軍備を滿洲の地に増大せり。かくて我が帝國は

起てり。寧已むなく起たざるを得ざるに至れり。正義人道の爲に。東洋永遠の平和を保障せんが爲に。

明治三十七年二月十日、宣戰の詔勅は下れり。我が聯合艦隊は既に出勤して仁川沖に敵を破れり。次で陸軍は次第に輸送せられたり。黒木大將の率ゐる第一軍は、韓國仁川より上陸を始めて鴨綠江畔の敵軍を破り、九連城、鳳凰城を占領せり。奥大將の率ゐる第二軍は、大連灣頭に上陸して、先づ以て東清鐵道を斷ち、金州、南山の激戦に於て露軍の咽喉を衝き、乃木大將の率ゐる第三軍は、敵の總司令官の率ゐる一軍を得利寺に破り、次で大石橋、海城、營口等を占領せり。野津大將の率ゐる第四軍は、他軍と共に岫巖、柞木城等を破りて更に勇往奮進する所あり、敵の次第に北退するを追ひて我軍は協力して各方面の敵を破り、遼陽を占領し、沙河の大會戦に勝ち、殊に、乃木軍は難攻不落の旅順要塞を攻撃するに肉弾を以てし、三十八年一月一日を以て終に旅順を開城せしめたり。

二、奉天附近に於ける大會戦

甲 彼我の兵數、陣形及び一般方略

露軍は開戦以來、連戦連敗の地にありながら、なほも最後の勝利を強く信じ居たるが如し。而も、沙河の會戦に敗れ、旅順要塞の陥落するに及んで其の自信は動搖し始めざるを得ざりき。即ち敵の總



司令官クロバトキン大將は奉天附近に優勢なる兵力を集めて以て我が軍と一大決戦を試むべく準備せり。斯くて大體の戦備なるや其の豫備戰として、一月の下旬新來の銳兵を以て、我が軍の左翼を不意に攻撃せり。我が軍苦戰奮闘數日にして漸く敵を撃退し、其の主力を渾河の右岸に走らしめたり。之を黒溝臺附近の會戰と言ふ。

斯くて、二月の初旬、彼の大軍、相對して互に戦機の熟するを待ちつゝありき。即ち敵軍は、カウリバウス大將の率ゐる大軍を以て右翼となし、ビルデルリング大將の率ゐる大軍を以て中央軍となし、リオウキツチ大將の率ゐる大軍を以て左翼となし、更に最左翼としてマドリロフ將軍の軍を以て此の方面の我が軍に備へ、總司令官クロバトキン大將は、中央軍の後にありて全線を指揮しつゝあり、其の兵數實に三百七十六大隊即ち三十萬八千人、砲數千三百六十八門と聞えたり。

之に對して我が司令官大山元帥は、西方より奉天の右側背に向つて本攻撃を加ふるの策を立し、旅順より來るべき乃木大將の軍を迂回軍として敵の背後に出でしめ、黒木大將及び野津大將の軍を以て正面を攻撃せしめ、奥大將の軍を以て、迂回軍と正面攻撃軍との連鎖とし、別に川村大將の率ゐる軍を以て敵の最左翼を攻撃せしめ、次第に敵を包圍せんの準備をなせり。

今、彼我が兵數を比較し見るに、我が黒木軍は敵の軍に比して歩兵大約三分の二、騎兵大約三分

の一、但し、此の方面には乃木軍の加勢あるべき筈なり。野津軍は、敵の軍に比して歩兵大約三分の一、砲兵大約二分の一に過ぎず。奥軍は、敵の軍に比して、歩兵大約三分の一、砲兵大約二分の一に過ぎざりき。殊に大山元帥の有する豫備隊は、クロバトキンの有する豫備隊に比して算すべくもあらぬ少數、大體に於て、彼我が兵數は、二に對する一、而も攻勢を取らんとす。

乙 一般戦況

かくて戦機の熟するを待てる中、我が乃木將軍は四個師團の兵を率ゐて到着したるを以て、時を移さず、攻撃に着手せり。即ち二月二十三日、川村大將の最左翼より出動を初めて清河城なる敵軍に當り、翌二十四日の夕刻を以て之を拔けり、次て二十五日、乃木軍をして迂回運動を開始せしめ、同時に、他の三軍共に敵を正面に牽制し迂回軍に對する防禦力を弱めんとせり。斯くて、野津軍、黒木軍は、共に二十六日より運動を起し、次第に敵に迫つて烈しくその正面を攻撃せしかば、三月六日に至りては、乃木軍は、豫定の迂回運動に見事成功して、既に殆ど敵の背後に出づるを得たり。

初め敵は、川村軍の清河城を攻撃して猛進し來れるを見て、乃木軍の大舉進撃せるものとなし、右翼に備へしカ軍の一部を割いて左翼に増援したるに圖らざりき、乃木軍は、渾河、遼河の方面より進

み來りしかば、急遽陣形を變じて、奉天の西側面を掩護せんとせり、爲に戰陣頗る亂れ、敗兆、既に此の時に現はれたり。

乃木軍は、敵軍、次第に増加せらるゝを以て、頗る困難を感じつゝも、聊かも撓む所なく、且つ戦ひ、且つ迂回し、奮闘を繼續して已まざりき。敵また、退路を斷たるゝを恐れて、死力を盡して守り戦ふ。

此の間我が奥軍は、乃木軍と連絡を保ちつゝ、奉天の西側面より進撃し、黒木軍野津軍また猛烈に敵の正面を攻撃し、更に進んで奉天の東北側面に出づるに及んで、敵は殆ど我が軍に包圍せられしかば、必死となりて頑強に抵抗せしかど、我軍の遮二無二無三の突撃銳鋒に支へ得ず、三月十日の夜に至りて次第に退却を始め、鐵嶺街道、及び鐵道線路に沿ひ縱隊を作りて逃げ走る様、憐れや、人馬十數里に續きて我に後を見ず、我軍、之を見るや、遁さじと、追撃の砲火を猛烈に之に向けたり。斃るゝ人馬、棄てられし砲車、彈藥車、輜重車、道を野を埋め埋むる數里が間、而して、遁れ得ずして我が軍門に武器を棄て、降服せる露兵實に三萬餘。

かくて、我が軍は奉天を占領せり、逃ぐるを追ひて鐵嶺をも占領せり。世界の史上未だ嘗てあらざる大戦に於て類なき大捷を得たり。

#### 四、奉天大會戰の終局

敵あらゆる防禦の方法を盡して我またあらゆる方法を策し之を攻撃せり、即ち彼我が兵を擧げ盡しての大決戦なれば、其の戦の激烈にして其の死傷者の多かりしも宜。即ち我が軍の死傷者のみにても約五萬。敵の損害は更に夥しく、戰場に遺棄したる死骸のみにても二萬六千五百餘、捕虜三萬餘ありしを以て察するに、此の一戦に於て、敵は恐らく十五萬以上の戰鬥力を失ひしならん。されば、露國の主戰論者も、一たび此の報の到るに及んで、其の平生の持論を放棄して講和を希望するの已むなきに至り、歐洲諸國亦日本軍の勇敢にして精銳なるに驚嘆せり。

天皇陛下は、此の大捷の報を得させ給ふや、我が滿洲軍に對して直に左の勅語を賜はれり。

奉天は客秋以來敵軍此處に鞏固なる防禦工事を設け優勢の兵を備へ必勝を期し衝を争はんとせし所なり我滿洲軍は機先を制し驀然攻進互寒氷雪中力戰健闘十餘晝夜を連ね遂に頑強死守の敵を撃破し數萬の將卒を虜とし多大の損害を與へ之を鐵嶺方面に驅逐し曠古の大捷を博し帝國の武威を中外に發揚せり

朕深く爾將卒の能く堅忍持久絶大の勳功を奏したるを嘉す尙益々奮勵せよ

斯くて、此の大勝利より八十日後に至りて日本海の大海戦に於て我が海軍の大勝利を得るに及び、露國は終に我に屈せざるを得ざるに至り、北米合衆國大統領ルーズベルトの仲裁によりて和議を講じ、光榮ある戰勝國として平和を克復するを得たり。

### 五、儀式順序宣戰及平和克復の詔勅

諸學校又は青年會等に於て、此の記念日の儀式を行はんに、大要左の順序によるを可とす。

- 一、唱 歌(國歌を奏す)
  - 二、宣戰の詔勅捧讀
  - 三、記念講和
  - 四、平和克復詔勅捧讀
- 左に、宣戰の詔勅及び平和克復の詔勅を掲ぐ。

#### ●●●●●●●●●● 日露宣戰の詔勅 (明治三十七年二月十日)

天佑を保有し萬世一系の皇祚を踐める大日本國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す

朕茲に露國に對して戰を宣す朕が陸海軍は宜く全力を極めて露國と交戰の事に從ふべく朕が百僚有司は宜く各其職務に率ひ其權に應じて國家の目的を達するに努力すべし凡そ國際條規の範圍に於て一切の手段を盡し遺算なからんことを期せよ

惟に文明を平和に求め列國と友誼を篤くして以て東洋の治安を永遠に維持し各國の權利利益を損傷せずして永く帝國の安全を將來に保障すべき事態を確立するは朕夙に以て國交の要義と爲し且暮敢て違はざらむことを期す朕が有司も亦能く朕が意を體して事に從ひ列國との關係年を逐ふて益々親厚に赴くを見る今不幸にして露國と豈端を開くに至る豈朕が志ならむや。帝國の重を韓國の保全に置くや一日の故に非ず是れ兩國累世の關係に因るのみならず韓國の存立は實に帝國安危の繫る所たればなり然るに露國は其の清國との明約及列國に對する累次の宣言に拘はらず依然滿洲に占據し益々其の地歩を鞏固にして終に之を併呑せむとす若し滿洲にして露國の領有に歸せん乎韓國の保全は支持するに由なく極東の平和亦素より望むべからず故に朕は此機に際し切に安協に由て時局を解決し以て平和を恆久に維持せむことを期し有司をして露國に提議し半歲の久しきに互り屢次折衝を重ねしめたるも露國は一も交讓の精神を以て之を迎へず曠日彌久徒に時局の解決を遷延せしめ陽に平和を唱道し陰に海陸の軍備を増大し以て我を屈從せしめんとす凡そ露

國が始より平和を好愛するの誠意なるもの毫も認むるに由なし露國は既に帝國の提議を容れず韓國の安全は方に危急に瀕し帝國の國利は將に侵迫せられむとす事既に茲に至る帝國が平和の交渉に依り求めんとしたる將來の保障は今日之を旗鼓の間に求むるの外なし朕は汝有衆の忠實勇武なるに依頼し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を保全せんことを期す

●●●●●  
日露平和克復の詔勅 (明治三十八年十月十六日)

朕東洋の治平を維持し帝國の安全を保障するを以て國交の要義となし夙夜懈らず以て皇猷を光顯する所以を念ふ不幸客歲露國と覺端を啓くに至る亦寔に國家自衛の必要已むを得ざるに出たり開戦以來朕が海陸の將士は内籌畫防備に勤め外進攻出戦に勞し萬艱を冒て殊功を奏す廷の有司帝國議會と亦善く其の職を盡して以て朕が事を獎め軍國の經營内外の施設其の緩急を愆らず億兆克く勤儉に克く勤め以て國費の負荷に任じ以て費用の供給を豊富にし舉國一致大業を贊襄して帝國の威武と光榮とを發揚したり是固より我皇祖皇宗の威靈に頼ると雖抑亦文武臣僚の職務に忠に億兆民庶の奉公に勇なるの致す所ならずんばあらず交戦二十閱月帝國の地歩既に固く帝國の國利既に伸ぶ朕の恆に平和の治に汲々たる豈徒に武を窮め生民をして永く鋒鏑に困ましむるを欲せ

んや

嚮に亞米利加合衆國大統領の人道を尊び平和を重ずるに出で、日露兩國政府に勸告するに講和の事を以てするや朕は深く其の好意を諒とし大統領の忠言を容れ乃ち全權委員を命じて其事に當らしむ爾來彼我全權の間數次會商を累ね我の提議する所にして始めより交戦の目的たるものと東洋の治平に必要なものとは露國其の要求に應じて以て和好を欲するの誠を明かにしたり。朕全權委員の協定する所の條件を覽るに皆善く朕が旨に副ふ乃ち之を嘉納批准せり朕は茲に平和と光榮とを併せ獲て上は以て祖宗の靈鑒に對へ下は以て不績を後昆に貽すを得るを喜び汝有衆と其譽を偕にし永く列國と治平の慶に頼らむことを思ふ今や露國亦既に舊盟を尋て帝國の友邦たり則ち善隣の誼を復して更に益々敦厚を加ふることを期せざるべからず

惟ふに世運の進歩は頃刻息まず國家内外の庶政は一日の懈なからむことを要す偃武の下益々兵備を修め戦勝の治愈々治教を張り然して後始めて能く國家の光榮を無疆に保ち國家の進運を永遠に扶持すべし勝に狃れて自ら裁抑するを知らず驕怠の念従つて生ずるが若きは深く之を戒めざるべからず汝有衆其善く朕が意を體し益々其事を勤め益々其業を勵み以て國家富強の基を固くせむことを期せよ

### 第十一章 春季皇靈祭・春季神殿祭〔大祭・休日〕

三月春分の日

#### 一、御祭典意義

皇靈祭は、天皇陛下・皇靈殿に奉祀しある歴代の天皇・皇后・皇妃并に皇親の御靈を御親祭あらせ給ふ御儀にして、陛下自ら大孝を申べさせ給ひて以て臣民に對して孝敬の範を垂示し給ふ有難き大御心の表彰なり。また皇靈祭當日には、神殿祭をも併せ行はせられ、天神地祇を祭らせ給ふ。これを神殿祭といふ。こゝに春季とあるは、一年の中春秋二度、皇靈祭神殿祭を行はせ給ふが故に、秋季に對して斯くは呼ばせ給ふなり。

#### 二、御親祭次第

皇靈祭及び神殿祭は、先づ當日、午前八時に御殿の御裝飾を奉仕し、式部職官員、皇靈殿の御前に朝の御祭典を仕奉り、午前九時三十分より、皇靈殿并に神殿の御親祭を行はせ給ふなり。陛下には

午前十時出御、まづ、皇靈殿に御玉串を奉り給ひ、御拜ありて後、御告文を奏せさせ給ふ。次に神殿に同様、御玉串、御拜、御告文の儀ありて入御あらせらる。次で皇后陛下御拜あり、畢りて親王、王以下諸臣の拜禮あり。繼いで、東游の舞樂を行はせらる。かくて、一旦閉扉あり、正午更に開扉、午後二時まで、伯・子・男爵・從二位以下の人々の參拜を許さる。閉扉。更に、午後四時、式部職官員に仰せて夕の御祭典を執り行はせらる。

#### 三、東游のこと

東游は雅樂の一なり。東舞ともいふ。もと風俗歌にて、東國の歌を歌ひ舞ひしが故の名なり。現今の東游は、舞人たる樂師六人、みな東帯に小忌衣を着け、冠には櫻の挿花を刺し、同じ服装し山吹の挿花を刺したる樂師七人、和琴(樂師一人)拍子(同一人)笛(同一人)篳篥(同一人)附歌(同一人)外に琴持二人の雅樂に合せて舞ふなり。曲は、「一歌」、「二歌」、「駿河歌」、「求子歌」、「大比禮」等なり。

#### 四、起原及び由來

皇靈祭を今日の如く、春秋二季に行はせらるることとなりたるは明治維新後のことなれども、其の

淵源は、既に神武天皇葦原中國を平定了へ給ひて天位に即かせ給ひ、後、同天皇四年二月甲申二十三日靈時を鳥見山に立て、皇祖大神を祀らせ給ひし時に始まれり。神武天皇の詔に宣はく、「我が皇祖の靈は、天より降りて朕が躬を光し助け給へり。今諸の虜すてに平ぎ、海内に事なし。故に、茲に天神を郊祀りて、以て、大孝を申ぶべきなり」と。以て、皇靈祭の因りて起れる所を知るを得べし。中世以後『荷前の奉幣』とて、毎歲十二月中の吉日を擇ばせられ、諸國より上れる調の物を幣物として、山陵に奉らせられ給ひし如き、皆、皇靈を祭らせ給ふ御叡慮に外ならざりしなり。然るに、降りて足利氏季世に及びては、荷前の幣のことも絶え僅かに佛式に依りて御近陵の御年忌を營ませ給ふの外、特に皇靈を祭らせ給ふ御祭典は、全く其の跡を絶つに至れり。

明治天皇の御代に至り、王政復古し、國家の大典維新するや、明治二年六月二十八日、陛下大御親百官群臣を率ゐさせられ天神地祇及び歷朝の皇靈をも御親祭なり、祭政一致の國是を治國の基礎とせさせ給ふ旨御奏告あり、更に同年十二月十七日を以て、八神及び天神地祇と共に、歷朝の皇靈を神祇官中の神殿に鎮祭せしめ給ひ、後、明治四年二月二十八日、即ち春分の日を以て八神、天神、地祇並に歷朝の皇靈を祭りて、邦家の隆昌を禱らせ給へり。これ即ち今の皇靈祭を定められ給へる始なり。同年九月、皇靈は、賢所の御側に御遷座あり、翌五年十一月、更に八神並に天神地祇をも宮中に御遷

座なりしかば、兩座を合せて神殿と稱し奉ることとなり、爾來、春秋二季祭は唯神殿にのみ行はせられしが、明治十一年六月五日、綏靖天皇より後櫻町院天皇までの御歴代御式年祭並に御例祭を廢せられ、春秋二季祭を皇靈の大前に於ても行はせらるることとなり、同年九月の秋季皇靈祭よりは、嚴かに御親祭あらせらるることとなり、同十二年の秋季祭よりは、更に神殿をも皇靈殿と共に御親祭あらせらるることと定められ、遂に現行の御盛典とはなさせ給ひしなり。明治十一年の太政官の達文に曰く、

綏靖天皇以下後櫻町院天皇迄御歴代御式年御正辰祭（御正辰祭一御）共被廢、更に春秋二季祭を被置、神武天皇を御正席とし、先帝迄御歴代並に后妃以下皇親御合祭被行候條、此旨相達候事。

但神武天皇及び後桃園院天皇以下御近陵御式年御正辰祭並に其后妃皇親御配享の儀は猶從前の通被施行候事。（明治天皇崩御なりて皇靈殿に御靈代を奉遷し奉りし以來は、一代を順下して光格天皇以下御近陵の式年及御例祭のみとなれり）

- 春季皇靈祭 春分日
- 秋季皇靈祭 秋分日

と。かく、春秋二季春分秋分の日を以て御祭典を行はせらるゝに至れる所以は、景行天皇の詔に「祖先の神靈を齋ひ奉りて春秋の永世の神財とし奉らしめん」とある等、古來我が國春秋の二季に

祖先—氏神を祭るの風に據り給ひしものなるべきか、御追遠の大御心いとも畏き御事にこころ。

### 第十二章 神武天皇祭〔大祭・休日〕

四月三日

#### 一、御祭典意義

神武天皇祭は、其の名の示すが如く、神武天皇の御靈を宮中皇靈殿に於て御親祭相成り、御大孝を申べさせ給ふ御儀なり。日本書紀に據れば、天皇の崩御は、三月十一日なれども、これを四月三日と定められたるは、改曆後太陽曆に換算推歩せられたればなり。(七十有六年春三月甲午朔甲辰、天皇崩于)また、歴代の皇靈は、春秋二季の皇靈祭に於て御親祭あらせらるゝに特に皇考明治天皇祭と共に此の御親祭を行はせらるゝは、天皇が草昧の世にありて、幾多の艱難に打克ち兇賊を殄盡し、洪基を創造し給へる御盛徳は、實に天地と共に窮まり無き我が國體の元始根基なればなり。

#### 二、御親祭次第

午前八時、皇靈殿の御裝飾を奉仕し、次で式部官著床。奏樂の中に開扉して神饌を供す。次で祝詞を奏す。次で、奏樂の中に神饌を撤して閉扉し退下す。之を朝の儀とす。

午前九時三十分、式部官著床、奏樂の中に開扉して神饌及び幣物を供す、親王、王、大勳位、親任官以下著床、午前十時、出御、御玉串を奉り給ひ、御拜あり、御告文を奏させ給ふ、畢つて入御(此の間、著床の諸員起つ)次で皇后陛下御玉串を奉り給ひ御拜畢つて入御、次で皇族及び著床の諸員順次拜禮。次で東游を行はせらる、訖て奏樂の中に、幣物、神饌を撤し、閉扉して各退下(以上御親祭次第)

正午十二時より午後二時まで、更に開扉あり、伯子男、從二位、勳二等以下の參拜を許さる。  
午後四時三十分、更に夕の御祭典あり。

かく、宮中にて御親祭あらせらるゝのみならず、數日前勅使を畝傍山東北陵に遣はされ、當日、掌典をして神饌を供し、勅使をして幣物を奉らしめて、御陵祭を行はしめ給ひ、また、地方官、並に一般國民にも、遙拜を行はしめ給ふ。

#### 三、天皇御治蹟概要

神武天皇は、神日本磐余彥尊と申し、鷦鷯草葺不合尊の第四子、御母は玉依姫命なり。生れて智慧明かに、心意剛く、御歳十五にて皇太子に立たせ給ひ、日向なる高千穂宮に在しき。當時、東國、猶未だ王化に浴せず、長隨彥、八十梟師等、各地に割據して相争ひしかば、天皇、之を平定んと思召立たせ給ひ、皇兄五瀬命と相謀りて宣はく、「かく、王室の南方に偏在しありては、皇化普く及び難きものあり、此の際、都を秋津洲の中央に遷し、天下安らげく治めてん」と。かくて、舟師を率ゐて、日向を發し、豊後、筑紫、安藝等の國々を経て吉備に至り着き、高島宮に居せる數年、此處にて大に戦備を整へさせられ、浪速より大倭に入らんとし給ひしかど、登美の長髓彥、出て來りて皇軍を孔舎衙坂に迎へ戦ひ、皇軍、爲に利あらず、皇兄五瀬命は流矢に中りて薨せ給へり。天皇、親ら宣はく、「我はもと、日の神の子孫なり。而るを今、日に向ひて戦はん」とす。これ正しく天の道に逆ふなり。しかず、退きて神祇を祭り、道を廻りて背に日の神の威を負ひ、影に従ひて賊を襲はんには」とこれより、路海上に轉じて、紀の國に到りて道臣命を先導とし給ひ、熊野の嶮を越えて吉野に向ひ、道すがら國神の歸順を許し、進み戦ひて終に長髓彥、土蜘蛛、八十梟師等の賊を誅して都を畝傍山の東南なる橿原に奠め給ひ、皇居を營みて、事代主神の御女なる媛蹈鞴五十鈴媛命を皇后となし、立ちて天位に即き給へり。時に天皇御歳五十二。此の年を以て我が紀元第一年と定め給ふ。(御即位前後のことは「紀元節」の條參看)

天皇位に即かせ給ふや、群臣の功を定め、賞を行はせられ、四年四月、海内全く靜なるに及びて、詔して靈時を鳥見山に立て、皇祖天神を祭りて大孝を申べさせられ、それより、國を治め、民を憐み給へて仁政到らぬ隈もなく、御即位より七十六年の春三月、御歳一百二十七歳にて橿原宮に崩じ給へり。明治二十三年(紀元三五〇)天皇及び皇后の御靈を崩御の地近くに鎮祭して橿原神宮と稱し、同時に官幣大社に列せられたり。

#### 四、由來及沿革

神武天皇祭は孝明天皇の文久三年神武天皇の御陵に勅使を遣して御陵修理起工奉告祭を行はしめられ、天皇御躬ら清涼殿の東庭に出御まし、御遙拜の式を行はせ給へるに起原す、而して其の由來に遡りて考ふるに、往古、山陵には、毎年歳末に荷前の幣を奉らしめ給ふことありき。されど、中古以降、近陵、近墓に止りて遠陵には及ばず、たゞ、天智天皇の御陵のみ、中宗として歴代尊崇篤く、永く奉幣のことありしかど、開國の祖たる神武天皇の御陵には此のことなかりき。のみならず、後世、王室の式微と共に、陵戸の制なども全く廢絶し、神武天皇の御陵の如きも何處をそれと知り難くなり、遂には牧童、樵夫の蹂躪に任すに至れり。かの柴野栗山か、畝傍の御陵を拜して作りたる詩に、



遺陵才向三里民一求。半死孤松數畝丘。非有聖神開帝統。誰教三品庶脫三夷流。一。 廐王像設專金閣。一。 藤相墳塋層玉樓。 百代本支麗不億。 幾人來此一回頭。

とあるに見ても、如何に、當時の神武天皇御陵が叢蕭たりしかを知るに足らん。然るに、文久年間、戸田忠至の建議によりて、御陵修理のこと成就し、前に述べたるが如く、同三年徳大寺實則卿を勅使として御陵を營ませられ且つ御遙拜式を行はせ給へるなり。翌元治元年より年々御例祭遙拜式共に行はれ來り、明治元年三月十一日には愛宕通祐卿宣命使として御陵に發し、同二年三月十一日には、橋本實麗宣命使として御陵に發向せり。同三年三月十一日には神祇官にて御親祭の典を行ひ給ひ、山陵へは、例の如く勅使を遣はさる。かくて、同四年三月七日「神武天皇御祭典の儀、海内一同、遊行仰せ出され候條、毎年三月十一日、各地方官に於て遙拜式執行すべき事」と布告せられたり。改曆以後は、陰曆三月十一日を陽曆四月三日に相當するものとして四月三日に改められ、神祇官廢せられてよりは、宮中に於て御親祭を行はせらるることとなり、同十二年に至りては、御祭場に於て、東游を奏せらるることとなり、以て現行の儀式となれり。

### 第十三章 靖國神社例祭

四月三十日

#### 一、靖國神社例祭と國民

靖國神社は、嘉永癸丑以來王事に盡瘁して命を隕したる勤王烈士の英魂及び伏見の役以來、西南の役、日清の役、北清事變、日露の役等に於て君國の爲に戦死したる陸海軍將卒の精靈を合せ祭れる社にして、毎年四月十月の兩度に祭典を行はれ、同時に、戦死者の遺族を款待せらる。されば此の祭典は、國定の祭典たることに於て他の國定祭日と異なる所なし。故に、當日、各地の學校等に於ては、特に、靖國神社に關する講話を爲し、其の祭神たる國家的勳功ある英靈に感謝する所なかるべからず。

#### 二、靖國神社の由來

靖國神社は、東京市の中央、麴町區九段坂上にあり。其の由來を考ふるに、其の起原は明治元年六月、御遷都の記念として、江戸城(宮城)の大廣間に於て招魂祭を行はせられ、國難に殉じて戦死した

る英魂を慰め給ひし時にあり、翌二年七月、九段坂上なる現在地に假神殿を營みて、初めて合祀鎮祭式を行はせ給ふ。此の時には東伏見宮殿下齋主とならせられ、合祀者は、伏見、函館の役に戦歿せる三千五百八十五柱の靈なりき。(維新以前の烈士にして合祀せられたるもの、中には吉田、松陰、佐久間象山、武田耕雲齋、藤本鐵石、平野國臣)後、年々合祀鎮祭式を行はせられ、本年度に至るまでの祭神數は、實に十一萬九千八百餘柱の多數に及びたり。なほ、社殿の建築及び社領の變遷を考ふるに、明治二年初めて假神殿を作りたる時には、専ら大村益次郎之が設計に與り、明治五年に至りて今の本社を建築し、同年五月七日遷宮式舉行、明治三十四年、更に今の拜殿を増築せり。初め、太政官の布告によりて一萬石を社領として下賜せられ、是にて諸經費を支辨せしかど同九年四月に至りて、右石高を改めて年々七千五百五十圓と定め、國庫支辨と決せり。社名は初め東京招魂社と稱せしかど明治十二年六月四日に至りて靖國神社と改稱し、同時に別格官幣社に列せられたり。

### 三、皇室の御尊崇

皇室の靖國神社を尊崇し給ふこと大方ならず、明治天皇には明治七年一月二十七日、特に御親拜あらせられて、赤地青地の大和錦を備させ給ひ、同時に

我が國の爲に盡せる人々の名も武藏野にとむるたまがきの御製あらせられたり。其後、明治天皇の親しく御拜あらせられしこと六回、神靈合祀の際には、特に勅使を遣はされ、嚴肅なる祭典を執り行せらるゝのみならず、毎年例祭の折には必ず勅使を立てさせらる、其の他御下賜金の恩命に接したる既に數ヶ度に及べり。

### 四、神靈十一萬餘

本社の祭神は實に左記の大多數なりと雖も、總て是れ我が國民の鎮守神たらざるなし。國民たるもの、本社祭神の忠勇義烈なる精靈に對して、追慕し感謝し、尊崇すること畏多くも皇室の範に習はざるべからず、而して、此等多數の祭神の血を以て肉を以て購ひ得たる我が國の地位と文化と光輝ある歴史とを永遠に保持し無窮に擴大して以て其の精靈忠魂に酬ゆる覺悟こそあらまほしけれ。

今左に祭神數及び鎮祭年月を記さん。

- 伏見、鳥羽、函館の役に於ける戦死者三千五百八十五柱の靈(明治二年六月合祀)
- 佐賀の役に於ける戦死者百九十二柱の靈(明治七年八月合祀)外に十六柱(明治七年十一月合祀)
- 臺灣の役に於ける戦死者十二柱(明治八年二月合祀)

國家の祭祀

佐賀の役に於ける戦死者一柱(明治八年七月合祀)

朝鮮の役戦死者一柱(明治九年一月合祀)

熊本、山口、福岡の役戦死者百三十一柱(明治十年一月合祀)

西南戦役戦死者六千五百五柱(明治十年十一月合祀)

同上戦役戦死者百六十柱(明治十一年七月合祀)

竹橋事變の際戦死者四柱(明治十一年十一月合祀)

西南戦役に於て負傷後死亡者並舊米澤藩殉難者二百六十六柱(明治十二年六月合祀)

朝鮮國にて暴動のため殺害せられし者十二柱(明治十五年十一月合祀)

舊高知藩殉難者八十柱(明治十六年五月合祀)

舊山口藩常備兵編成の際殉難戦死者及西南役負傷後死亡者四十七柱(明治十七年十一月合祀)

朝鮮京城事變戦死者六柱(明治十八年五月合祀)

西南役戦死者一柱及嘉永六年以來の舊山口藩殉難者及維新前の舊高知藩殉難者六百六柱(明治二十一年五月合祀)

維新前の舊久留米藩殉難者十八柱(明治二十一年十一月合祀)

維新前の殉難者千三百九十柱(明治二十二年五月合祀)

同上戦役に於ける戦死者三百六十二柱、同上戦役中疾病又は災害に罹り出征中病死者一萬千〇十九柱、舊原藩殉難者二柱(明治三十一年十一月合祀又は特記)

明治二十七年戦役及臺灣朝鮮國に於ける戦死者三百三十五柱、同上役中戦地に於て疾病若くは災害に罹り又は出征事務に關し死死者五柱(明治三十二年五月合祀又は特記)

明治二十八年戦役に於ける戦死者千四百九十六柱(明治二十八年十二月合祀)

同上戦役に於ける臺灣朝鮮戦死者百四十二柱及び千葉縣殉難者一柱(明治二十九年五月合祀)

同上戦役の戦死者九十七柱(明治二十九年十一月合祀)

同上戦役に於ける戦死者三百六十二柱、同上戦役中疾病又は災害に罹り出征中病死者一萬千〇十九柱、舊原藩殉難者二柱(明治三十一年十一月合祀又は特記)

明治二十七年戦役及臺灣朝鮮國に於ける戦死者三百三十五柱、同上役中戦地に於て疾病若くは災害に罹り又は出征事務に關し死死者五柱(明治三十二年五月合祀又は特記)

明治二十八年戦役に於ける戦死者千四百九十六柱(明治二十八年十二月合祀)

同上戦役に於ける臺灣朝鮮戦死者百四十二柱及び千葉縣殉難者一柱(明治二十九年五月合祀)

同上戦役の戦死者九十七柱(明治二十九年十一月合祀)

同上戦役に於ける戦死者三百六十二柱、同上戦役中疾病又は災害に罹り出征中病死者一萬千〇十九柱、舊原藩殉難者二柱(明治三十一年十一月合祀又は特記)

明治二十七年戦役及臺灣朝鮮國に於ける戦死者三百三十五柱、同上役中戦地に於て疾病若くは災害に罹り又は出征事務に關し死死者五柱(明治三十二年五月合祀又は特記)

明治二十八年戦役に於ける戦死者千四百九十六柱(明治二十八年十二月合祀)

同上戦役に於ける臺灣朝鮮戦死者百四十二柱及び千葉縣殉難者一柱(明治二十九年五月合祀)

同上戦役の戦死者九十七柱(明治二十九年十一月合祀)

同上戦役に於ける戦死者三百六十二柱、同上戦役中疾病又は災害に罹り出征中病死者一萬千〇十九柱、舊原藩殉難者二柱(明治三十一年十一月合祀又は特記)

明治二十七年戦役及臺灣朝鮮國に於ける戦死者三百三十五柱、同上役中戦地に於て疾病若くは災害に罹り又は出征事務に關し死死者五柱(明治三十二年五月合祀又は特記)

明治二十八年戦役に於ける戦死者千四百九十六柱(明治二十八年十二月合祀)

同上戦役に於ける臺灣朝鮮戦死者百四十二柱及び千葉縣殉難者一柱(明治二十九年五月合祀)

同上戦役の戦死者九十七柱(明治二十九年十一月合祀)

同上戦役に於ける戦死者三百六十二柱、同上戦役中疾病又は災害に罹り出征中病死者一萬千〇十九柱、舊原藩殉難者二柱(明治三十一年十一月合祀又は特記)

明治二十七年戦役及臺灣朝鮮國に於ける戦死者三百三十五柱、同上役中戦地に於て疾病若くは災害に罹り又は出征事務に關し死死者五柱(明治三十二年五月合祀又は特記)

明治二十八年戦役に於ける戦死者千四百九十六柱(明治二十八年十二月合祀)

同上戦役に於ける臺灣朝鮮戦死者百四十二柱及び千葉縣殉難者一柱(明治二十九年五月合祀)

同上戦役の戦死者九十七柱(明治二十九年十一月合祀)

同上戦役に於ける戦死者三百六十二柱、同上戦役中疾病又は災害に罹り出征中病死者一萬千〇十九柱、舊原藩殉難者二柱(明治三十一年十一月合祀又は特記)

明治二十七年戦役及臺灣朝鮮國に於ける戦死者三百三十五柱、同上役中戦地に於て疾病若くは災害に罹り又は出征事務に關し死死者五柱(明治三十二年五月合祀又は特記)

明治二十八年戦役に於ける戦死者千四百九十六柱(明治二十八年十二月合祀)

同上戦役に於ける臺灣朝鮮戦死者百四十二柱及び千葉縣殉難者一柱(明治二十九年五月合祀)

同上戦役の戦死者九十七柱(明治二十九年十一月合祀)

同上戦役に於ける戦死者三百六十二柱、同上戦役中疾病又は災害に罹り出征中病死者一萬千〇十九柱、舊原藩殉難者二柱(明治三十一年十一月合祀又は特記)

清國事變 並 明治二十七八年戰役に従事し疾病若くは災害に罹り死歿者八百七十四柱(明治三十四年十月合祀又は特祀)  
明治二十七八年戰役及臺灣守備隊土匪討伐に關する戰死者八十一柱、並 明治三十三年清國事變に従事し死亡したる陸海軍人八柱(明治三十七年五月合祀)

明治三十七八年戰役に於ける戰死者二萬八千九百九十六柱(陸軍千八百八十七柱海軍(明治三十八年五月合祀))

同上戰死者二萬九千八百三十八柱(陸軍百二十二柱海軍(明治三十九年五月合祀))

同上戰役に従事し戰死、戰傷、疾病等に依り死歿し前年合祀未濟者二萬三千八百八十二柱(陸軍七百七十柱海軍(明治四十年五月合祀))

同上役に死歿し合祀未濟の者千八百五十八柱(陸軍八十五柱海軍(明治四十一年五月合祀))

韓國暴徒鎮壓事件に於て死歿したる者、並 明治三十七八年戰役事務に従事し傷痍、疾病等に因り死歿したる者七百六十一柱(陸軍五十六柱海軍(明治四十二年五月合祀))

同上戰役に於て死歿し合祀未濟者、並 韓國暴徒鎮壓事件に従事し死歿したる者百四十一柱(陸軍(明治十三年五月合祀))

朝鮮暴徒鎮壓 並 臺灣及生蕃討伐(陸軍百三十九柱、臺灣土匪及生蕃討伐(警察四百九十二柱(明治四十四年五月合祀))

臺灣生蕃及土匪討伐(警察六十九柱(大正二年十月合祀))

大正三年戰役關係(陸軍六百四十一柱、大正三年戰役關係海軍三百三十八柱、大正二年三年蕃匪討伐(警察二百七十柱、文久二年及元治元年殉難者六十二柱(大正四年四月合祀))

### 第十四章 海軍記念日

五月二十五日

#### 一、海軍記念日意義

海軍記念日、詳しくは、日本海々戰記念日と言ふべし。明治三十七八年日露戰役に際し東洋のネルソンと稱せらるゝ東郷海軍大將が率ゐる我が聯合艦隊は、日本海對島沖に於て、露の第二第三太平洋艦隊と戦ひ、殆ど敵艦隊を全滅するの大捷を博し、世界の海戰史上、未曾有の偉效を奏したるのみならず、日露戰爭の終局を結び、平和を克復するに最も有力なる原因を作れり。これ即ち海軍記念日として、我が國民たるもの、永久に記念すべき日たるなり。勿論こは、國定の記念日にはあらねど、東海軍水交社に於ては、此の日盛なる記念會開かれ各學校亦皆記念日講話を行ふを例とせり。

#### 二、日本海々戰の概要

(一) 露國艦隊の回航及び出動

日露開戦の劈頭、我が勇敢機敏なる海軍は、仁川灣及び旅順口に於て大勝を博し、次で敵艦數ヶ度の敗北に度を失ひて旅順港内に潜伏するや我が艦隊は勇敢決死以て之を港口内に封鎖し了れり。斯くて朝鮮海以北の海上権は全く我が海軍の手に歸し、露國の戰勢頗る不利に陥りしかば、露國は此の窮地に呻吟せる旅順艦隊を援護すると同時に、我が海軍に當らんとし、海軍少將ロゼストウンスキーの率ゐるバルチック艦隊を以て第二太平洋艦隊を組織し、一萬數千哩を航して遙に東方に向はせたり。時に明治三十七年十月中旬、同下旬、英國の東海岸に沿うて進行し、更に進んで本隊はアフリカの南端喜望峯を迂回し、一部は地中海より蘇士運河を通過し、アフリカの東海岸なるマダガスカル島に集合したるが明治三十八年一月上旬、暫らく此の地を根據と定めて船艦を修理し石炭糧食を貯へ、且つ兵員の訓練を行へり。而して此の間日本海軍力の優勢なるを確め得たる同艦隊司令長官ロ氏は、更に本國に請うて第三東洋艦隊の増援を求め、三月中旬其の進發の報に接するに及びて、第二艦隊は同島を出發し、印度洋を渡りて東方に進み、マラッカ海峡を通過して四月十三日、佛領安南カンラン灣に入れり。斯く中立國の港灣に交戰國の軍艦が碇泊し、而も軍需品を積み込むが如きは是れ明かに戰時國際法を無視したる不法行為たるを以て、我が駐佛公使は佛國政府に嚴談に及び、英國外務大臣亦佛

政府に注意する所ありたり。爲に該艦隊は公然同灣に長く碇泊するを得ずして四月二十六日ホンコーへに寄泊し、第三艦隊の到着を待ちて戰備を整へ、五月十五日ホンコーへ灣を出て、北方に進み、五月二十四日、清國抗州灣の南方なる馬鞍島に著し、此處にて全艦隊は甲板となる障害物を取去り、且つ戰闘に従事し能はざる弱船八隻を隊より分離し、愈戰闘の準備を終へたる三十八隻よりなれる一大艦隊は、船艦相衝みて同二十五日威風堂々我が對島海峡に航進し來れり。

(二) 我が聯合艦隊の迎戰準備

(上) 敵艦隊進路の研究

我が聯合艦隊に於ては、敵艦隊と迎戰するに先だつて是非講究しておくべき一事あり、何ぞや、敵艦隊が如何なる活動をなさんとし、如何なる進路を取らんとするかの測定これ也。第一に考ふべきは、露艦隊は旅順艦隊と連合せんとするか、將た浦鹽斯德に入りて此處を根據地とし、徐に謀を運さんとするか、其の何れなりやの測定なり。されど此は容易に決せらるゝ問題なり。何となれば、露艦隊の旅順艦隊と連合せんとするが如きは、最も危険にして且つ不利なるのみならず、到底不可能に終るべきは見易き處、従つて浦鹽斯德に入らんとするに必せり。浦鹽斯德に進航すべく測定確實たりとせば、第二に考ふべきは其の進路如何の問題なり。露艦が取るべき進路凡そ三種あり、一は對馬海峡を

經て日本海に入る航路、一は遙に本州の東を廻つて本州と北海道との間なる津輕海峡を通過して日本海に入る航路、今一は本州を迂回し北海道と樺太との間なる宗谷海峡を通過して日本海に入る航路、この三航路の中彼がその孰れを選むかを測定するは容易の業にあらず。敵艦隊のロジエストウエンスキ一司令長官、亦其の航路を我に知らしめざるやう、或は無線電信を以て通信混合を敢てし、或は間者を放つて虚傳を廣めしむる等あらゆる手段を講じつゝあり。されど果斷にして思慮深き我が東郷司令長官は、露艦隊は對馬海峡を通過するに相違なしと斷定し、以て豫めそれに備ふるの用意を怠らざりき。

(中) 敵艦來!! 我が偵察船艦の活動

五月二十三日、四日、五日となりては、敵艦來!! の報無線電信を以て頻々として到る。されば假裝巡洋艦信濃丸、巡洋艦和泉は、偵察の任務を帯びて當時濟州島、五島方面の警戒を怠らざりき。

五月二十六日の夜深く(二十七日の午前一時頃)、信濃丸は對馬の南西方數百哩の海上に於て遙に汽船の火光を認め、其の火光の何物たるかを確めん爲めに徐に接近せしかど、暗夜雲霧に閉されて分明に知るを得ず、僅かに其の火光を見失はぬ程度に距離を保ちつゝ進航を續けたりしに、大空徐々に霧れ渡りて月影雲間に輝き出づるに至り、其の火光の實體は正しく露艦隊の病院船たるを確知し得たり。

り。既に病院船あり、軍艦亦恐らくは同航せるならんと尙も熱心注視しつゝありしに果せるかな黒影海上に續々として出現し、十七八艘の戦艦を定かに認むるを得たり。時に二十七日午前四時四十七分直に無線電信を以て本隊及び和泉に報告せり。此の時和泉亦既に敵艦隊の對馬海峡東水道を通過せんとするを確め得たるを以て、直に敵艦隊に出會すべき針路を取りて五島・宇久島の西北二十五哩の地點に於て敵艦隊を認め、更に其の隊形の排列を見んが爲に敵艦隊と五哩の距離にて並進し、敵艦の隊形其の他の模様を確むるに従つて無線電信を以て本艦隊に報告しつゝ進航を續けたり。

(下) 我が聯合艦隊の組織—對戰準備成る。有名なる我が東郷司令長官の信號

我が聯合艦隊の組織は全艦隊を七戦隊に分てり、即ち左の如し。

- 第一戦隊—三笠。敷島。富士。朝日。春日。日進。龍田—司令官海軍中將三須宗太郎
- 第二戦隊—出雲。吾妻。淺間。八雲。常磐。岩手。千早—司令官少將島村速雄
- 第三戦隊—笠置。千歳。音羽。新島。—司令官中將出羽重遠
- 第四戦隊—浪速。高千穂。明石。對馬—司令官中將瓜生外吉
- 第五戦隊—殿島。鎮遠。松島。橋立。八重山—司令官少將武富邦鼎
- 第六戦隊—須磨。秋津洲。千代田。和泉—司令官少將東郷正路

第七戰隊—扶桑。赤城。宇治。摩耶。磐城。鳥海—司令官少將小倉鉦八郎

他に水雷艇隊。驅逐艇隊あり。特務艦を合せて、總計五十七隻、但し第一、第二、第四戰隊を以て主戰隊とせり。

五月二十七日、「敵艦隊見ゆ」敵は東水道を通過するもの、如しの報告我が旗艦三笠に達するや、戰團準備の命令は各艦に下れり。かくて午前十時、愈々出動を始め、主戰隊は豫め定められたる戰團場所沖の島附近に進み、第三、第五、第六戰隊は敵艦に接觸して沖の島附近へ誘ひ來るべき壹岐對島の間を指して航進せり。

會戰の時刻は刻々に迫り來る。各艦隊に於ては、總員を甲板に集めて、會戰の刻限戰團に關する各員の覺悟に就ての訓示あり。艦長の發聲にて 天皇皇后兩陛下、皇太子皇太子妃兩殿下の萬歳を三唱し、かくて、午後一時より二時に至るの間、第三戰隊及び第五六戰隊は次第に敵と接觸し來り、二時に垂んとする頃、敵艦隊は二縱列の隊形にて主力戰隊を右翼列の先頭に立て、船艦數裡に互つて續々と航進し來れり。

此時！我が戰團旗は旗艦三笠の檣頭に翻れり。各艦直ちに之に倣ふ。と同時に、東郷司令長官は全艦隊に左の如く信號せり。

◎◎◎◎◎  
皇國の興廢此の一戰にあり、各員奮勵努力せよ

士氣は奮へり。三千年の間培はれ來れる日本魂の靈力は、各人の胸に火の如く熾え上れり。

(三) 二十七日の大海戰—同夜襲

敵艦隊の東水道を通過して沖の島の南方約三海里の地點に進み來るや、我が第一第二戰隊は、斜に敵の前に迫り、第三、四、五、六戰隊は、敵の後を衝かん爲に南方に下れり、敵は、特務艦を南に放ち、巡洋艦を以て之を護らせ、主力は、我と決戰の覺悟を示して進み來れり。かくて彼我の距離八千五百米突の中に来るや、敵艦先づ以て砲門を開けり。されど、我は全く沈黙の中に、之に對して何等應ずる所もあらず、而も恐るゝ處もなく、悠然として敵に迫れり。かくて、その距離六百米突に近づくに及んで、我が旗艦三笠、先づ火蓋を切り、各艦、之に倣ひて、等しく砲門を開けり。

砲聲殷々、轟々、黒煙濛々、漠々。火光、浪柱、叫喚、怒號、閃影相混じて物凄きなんと云はん方なく、天柱裂け、地維崩るゝの形容すらなほ及ばざる感あり。

砲戰、數刻、敵艦、漸く亂れ始めて、オスラビヤを始め、旗艦スワロフ、アレキサンダー三世等、大火災を起して戰列を離れ、勝敗、既に殆ど定まれり。

我が艦隊にありても、淺間の如きは、頗る手強き損害を蒙り、一時戰列を離れたれど間もなく復列

に加はるを得たり。三笠もトップマストを射られし爲、大將旗戰團旗を他に掲げかへしめし程なりしも艦體には異状なかりき。

かくて、敵は、砲煙、水煙に紛れて北を指して急ぎ遁れ去らんとせしかば、我が艦隊は、直に之が先頭を遮つて猛烈なる砲撃を加へぬ。

敵は、大破を蒙りつゝ、も尙全力を盡して通れんとせり、されど我が艦隊は、更に一齊に廻轉して敵の前方を扼し横縦無礙に攻撃を加へつゝ、敵艦隊の多數が、殆ど航進の自由を失へる如きを認めて、日没一先づ根據地に引上げたり。

一方、主力戦隊と離れて敵の後を衝きたる我が第三、四、五、六戦隊は、此の間に於て、敵の巡洋艦及び特務船を撃つて散々に之を撃破し、後、第二戦隊と共にネボカトフ提督の率ゐたる艦隊（第三太平洋艦隊）を撃つて之を走らしめぬ。

かくて、當日、夕刻までに我が軍が明かに撃沈したる敵艦は、ウラール、アレキサンドリヤ三世、ポリジノ型戦艦、スワロフ、カムチャツカ等にして、その他の戦艦また大破を受けたるを認めたり。

其の夜、我が東郷司令長官は、我が水雷艇隊、驅逐艇隊等に命じて夜襲を行はしめしが奏效頗る顯著に敵の殘艦をして殆ど其の戦闘力を失はしめたり。

(四) 二十八日戦況—終局

翌くれば二十八日、我が艦隊は竹島附近に於てネボカトフ提督の率ゐたる艦隊を包圍せしに、前日の奮闘苦戦に於て散々打撃を蒙りたる敵艦隊は、最早戦ふの勇氣なく、僅かに應戦したる後、旗艦ニコライ一世の橋頭に白旗を掲げて降服せり。次で四方に點々せる敵の殘艦を追撃して或は撃沈し、或は降服せしめ、敵の司令長官ロジエントウエンスキーをも捕虜となし、世界の海戦史上、未だ類例を見ざる大勝を博して戦局を結べり。

此の戦に於て、我が軍の失ひし所は、水雷艇三隻、將校以下の戦死者凡そ三百名、負傷者約五百名に過ぎざりしも、敵艦隊は三十八隻中、二十二隻は撃沈破壊され、八隻は捕獲せられ又は清國の港に武装を解きて遁れ込み、難を避け浦鹽斯德に入りたるもの僅々八隻、然も其は殆んど戦闘力なきものゝみなりき。然して捕虜に於てはロゼ長官以下二千餘人、死傷者は無慮六千人なりきといふ。

超えて五月三十日 天皇陛下は、東郷司令長官に對していとも優渥なる勅語を下し給へり。東郷司令長官の勅答中の一節に「戦勝は全く陛下の御稜威の普く及び歴代神靈の加護に因れり。素より人爲の能くすべき所にあらず」とありしが如く、實に、日本海々戦の大捷は、天佑に基くと見るの外なき程の偉績なりしなり。左に戦況公報を掲げて參考に供せん。



天佑ト神助ニ因リ我聯合艦隊ハ五月二十八日敵ノ第二第三艦隊ト日本海ニ戦ヒテ殆ンド之ヲ撃滅スルコトヲ得タリ、始メ敵艦隊ノ南洋ニ出現スルヤ上命ニ基キ當隊ハ豫メ之レヲ近海ニ迎撃スルノ計畫ヲ定メ朝鮮海峡ニ全力ヲ集中シテ徐ニ敵ノ北上ヲ待チシガ敵ハ一時安南沿岸ニ寄泊シタルノ後漸次北行シ來リシヲ以テ其我近海ニ到達スベキ數日ヨリ豫定ノ如ク數隻ノ哨艦ヲ南方警戒線ニ配備シ各戰列部隊ハ一切ノ戰備ヲ整ヘ直チニ出動シ得ル姿勢ヲ持シテ各其根據地ニ泊在セリ、果然二十七日午前五時ニ至リ南方哨艦ノ一隻信濃丸ノ無線電信ハ敵艦隊二〇三三點ニ見ユ敵ハ東水道ニ向フモノ、如シト警報シ全軍勇躍直チニ發動シ各部隊ハ豫定ノ部署ニ準ジテ對敵行動ヲ開始セリ

(下略) 聯合艦隊ノ大部ガ北方追撃ノ戰場ヲ收ムルニ汲々タル際南方前日ノ戰場ニ於テモ亦相應ノ殘獲アリ此日早朝戰場掃除ノ任務ヲ持シテ出發シタル特務艦信濃丸臺南丸及ビ八幡丸ハ韓嶺ノ北東約三十海里ノ地點ニ於テ敵艦シソイ、ベリキ、ガ前夜ノ水雷攻撃ニ傷キ將ニ沈没セントスルヲ發見シ之レガ捕獲ノ手續ヲ了シテ其乗員ヲ救助收容セリ、而シテ該艦ハ午前十一時五分途ニ沈没セリ、(中略) 又敵ノ驅逐艦グロムキーモ此附近ニ來リシガ速カニ北方ニ遁逃セシヲ以テ不知火ハ直チニ之ヲ追撃シテ蔚山沖ニ至リ午前十一時三十分頃水雷艇六十三號ト協力攻撃シ敵砲ノ沈黙スルニ及ンデ之レヲ捕獲シ其生存乗員ヲ捕虜トセリ。該艦モ又大破シテ遂ニ午後零時四十三分ニ沈没セリ、其他

麾下砲艦特務艦等ニテ戰後戰場附近ノ沿岸等ヲ搜索シテ救助收容シタル擊沈敵艦ノ乗員數カラズ、戰利艦五隻ノ捕虜ヲ合シテ其數殆ンド六千ニ達ス。以上ハ五月二十七日午後ヨリ二十八日午後ニ互レル海戰ノ經過ニシテ其後當隊ノ一部ハ尙ホ遠ク南方ニ敵ヲ搜索セシモ遂ニ其隻影ヲ見ズ、日本海ヲ通過セントセシ敵艦隊約三十八隻ニシテ我擊滅又ハ捕獲ニ洩レタリト認ムルモノハ巡洋艦、驅逐艦及ビ特務艦各數隻ニ過ギズ。而シテ此二日間ノ戰鬪ニ於テ我艦隊ノ失ヒタル所ハ水雷艇三隻ノミニシテ其他多少ノ損害ヲ蒙リタルモノアルモ一トシテ今後ノ任務ニ支障アルモノナシ又死傷ハ全軍ヲ通ジ將校以下戰死百十六名負傷五百三十八名ニシテ其細別ハ別ニ報告セルガ如シ。此對戰ニ於ケル敵ノ兵力我ト大差アルニアラズ、敵ノ將卒モ亦其祖國ノタメニ極力奮闘シタルヲ認ム然モ我聯合艦隊ガ克ク勝ヲ制シテ前記ノ如キ奇蹟ヲ收メ得タルモノハ一ニ 天皇陛下ノ御稜威ノ致ス所ニシテ固ヨリ人爲ノ能クスベキニアラズ殊ニ我軍ノ損失死傷ノ僅少ナリシハ歷代神靈ノ加護ニ依ルモノト信仰スルノ外ナシ嚮ニ敵ニ對シ勇進敢戰シタル麾下將卒モ皆此成果ヲ見ルニ及ンデ唯々感激ノ極言フ所ヲ知ラザルモノ、如シ。

### 第十五章 神宮月次祭

幣帛發遣 六月四日  
祭典 六月十七日

### 一、御祭典意義

神宮月次祭は、毎年六月、十二月の兩度、伊勢神宮に幣帛を奉り、御守護によりて國家を靜謐平安ならしめ給はんことを祈らせ給ふ御儀なり。月次祭の稱は、上古にありては、月毎に此の祭を行はれたるに本づく。

### 一、御祭典次第

宮内省式部職に於て豫め幣帛を調製し六月四日又は十二月四日を以て、之を式部職官員に命じて神宮司廳へ送らせらる、之を神宮月次祭幣帛發遣といふ。神宮司廳にては、幣帛到着の上、宮司以下恆例にならひて祭典を奉仕することなほ祈年祭の如し。これ即ち月次祭なり。古代にありては、神宮のみならず祈年案上の幣に預り給ふ三百四座の神々にも各此の幣帛を奉られ又宮中に於ては神宮へ幣帛發遣に次いで神今食の嚴儀を行はせられたりといふ。月次祭は、その始を詳かにせざれど、古

來祈年新嘗に並べて四個の官幣と稱せられ、國家の重儀なりと言はれたるより按ふれば其の起原は上代にありしなるべく、且つ祈年新嘗の如く年の豊穰、天下の安泰に關する祭典なるを以て、其の儀最も鄭重に行はれたるが如し。

### 三、起原及古儀

公事根源の記録に従へば、幣帛發遣に先だつて、『上卿神祇官の北門の内、東の掖に着きて供神物の具否をたづぬ。次に廳につきて事を行ふ、神祇官の官掌、祝詞を申し、祝師、祝の座に着く。本官の人みな木綿をつけたり。上卿壇下の薦座におきて御巫幣物を見る儀あり。』次で神今食の御神事を行はせ給ふ。

『戊の刻、主上、大忌の御湯をめす。(大忌、小忌——大忌とは大方のトにあひたる上卿、陣に著て辨を召して諸司に具否を問ふ。小忌の御燈を供す。もとの火を消してともしあらたむ。上卿・宰相・少納言・外記・史・トにあひたる人小忌をきる。近衛司・藏人もみなきるべし。御湯の後、采女、時を申す。内侍髪あげて神殿に参りて寢具を供す。上卿以下、神殿の前につらなり立つ、左右近の中將各々一人、すすみて、靴をぬぎ弓箭を解きて南の戸の左右の帳をか、げ、打ちはらひの箱、さか枕、八重疊などを

上卿・參議・辨・少納言・外記・史次第に之を供す。内へとり入れぬれば、かものかみ参りて神座をし。南枕にして先づ一丈二尺のたゝみ、其の上に六尺のたゝみ四でふ、枕のかた二帖は裏あり、其の上に九尺の疊七帖、その上に八重だゝみしく。九尺の中、一帖をいささか東にひきいで、打拂の宮を置く。さか枕は八重疊の下に枕にし。内侍参りて御ふすまを八重疊の上に奉る、御櫛・御扇をばに置き、御沓御あとに置くなり。内侍退きて神座に入御あり、神座の東にたつみむきに半疊を敷て御座とす。主上、御面を正しくしてつかせ給ふ。神の食薦・御すごもなど敷いて神膳を供せらるゝ儀あり。白黒の御酒まわりてもと柏にてそぐ。直會の御はん御酒まわりぬれば、宮主・祝を申す。御手水は、事はじまらぬさきと事はてゝと二度あり。神饌の程は近衛の幄にて神樂あり。丑の一に、又曉のごぜんまるるさきの如し。(公事根源)

#### 四、御祭典沿革

此の祭典、始めに於ては、毎月必ず行はれしならんも、文武天皇の大寶の制には既に夏季冬季即ち六月十二月の兩度に定められたるを見れば、古くより毎月の制より一年兩度の制に移りたるもの、如し。降りて清和天皇の貞觀元年六月十一日、親王・公卿・神祇官に集ひて事を行ひ、十二月十一日も

此の祭の行はれたるより一年兩度とも十一日を以て例日と定むることとなりしが、鳥羽院天皇の御世より中絶に歸したる數年、崇徳院天皇の大治三年に至りて、諸卿の議に従ひて月次神今食・祈年祭を中和院に於て行はしめ給ふこととなり、其の夏、祈年月次の幣帛は延久の制符によりて之を諸國の雜掌に授け、各本社に送りて請文を進め奉るべく制定し給へり、而も翌四年に至りて諸國殺生禁斷の故に月次祭の供進物を調進せざるものあり、近衛院天皇の久安元年に至りて月次祭神今食供進物を先規に復し諸社(諸社—前にいへる案上の幣)の祭儀・幣物皆舊典に違ふことなき様制定し給へり。然るに安徳天皇の壽永の頃より天下大に亂れ、兵火相踵ぎ祭祀の諸禮諸典漸く廢れ、此の祭典亦時に行はれたることなきにあらねど、總て古制の如くならず、後土御門院天皇の應仁元年十二月二十三日月次祭の幣使神宮へ参向したる後は全く中絶の姿となれり。(後醍醐天皇の勅撰と稱せらるる「建武年中行事」に此の祭典の神事を詳而も天下大亂に及びて觀慮の如くなし得給はざりしが如し)

斯くて其の後四百餘年を経たる御維新の後明治五年六月、全く古式を御再興あらせられ、同月一日、宮中の神殿に於て祭典を行はせられ且つ度會縣の官員を召し、伊勢神宮への御幣物並に送文等を授けて之を神宮に奉らしめ給へり。同年十二月よりは、直ちに神宮へ渡さるゝこととなり、終に今日の制とはなれるなり。

### 第十六章 皇后宮御誕辰

六月二十五日

#### 一、參賀御次第

六月二十五日は、皇后陛下の御誕辰に當らせらるゝを以て、此の日午前十時親王・同妃・王・同妃各殿下・大勳位・親任官・大臣待遇・貴族衆議・兩院議長・九條公爵・親任待遇・宮内勅任官・同待遇及び夫人・宮内奏任官・同待遇・各宮御用取扱及皇族附武官は祝賀の爲め禮服用參内す。皇后陛下は桐の間に出席御是等、祝賀の人々に拜謁仰せ付けられ、畢つて、豐明殿に於て、立食を賜はり、且つ此の他の宮内判任官以下に酒肴料を下賜せらる。皇后宮御誕辰は、固より公定の祝日にはあらねど、民間之を天皇節に配して私に地久節と稱へ各種の女學校にては、概ね此の日を休日として敬意を表し奉り、一般臣民また此の日國旗を掲げて奉祝の意を表はさる向き少からざるに至れり。

#### 一、皇后陛下御懿徳

皇后陛下は、九條道孝公の第三女に在し、明治十七年六月二十五日の御誕生、御母は中川の局野間幾子と申す。五歳にならせ給ふ頃までは、静閑なる田舎にて御養育を受けさせられしを以て、いと健かに御成育遊ばされ、明治二十二年の秋滿六歳に達せられしかば華族女學校（今は學習院女學部といふ）に御入學あらせられ、専ら御心を學事に注がせ給ふに至りぬ。明治二十九年、御十三にて中學部に進ませられ、三學年の御修業を終へさせ給ひて、明治三十二年優等の御成績を以て首尾よく中學部を卒業遊ばされたり。夏季休業後は、更に進んで高等中學部に入らせ給ふ御豫定ありしが、立妃の御慶事につき、御退學遊ばされたり。翌三十三年二月十一日、紀元節を以て勅許によりて御婚約なり、同年五月十日を以て御成婚の大禮を擧げさせられ皇太子妃殿下とならせ給へり。但し御成婚後もなほ御學問御勵精あらせられ、國學、漢學、和歌、作詩の道より佛語、音樂、習字、畫學等それく侍講の進講をいと熱心に受けさせ給ひぬ。

かくて明治三十四年四月二十九日には迪宮御誕生、同三十五年六月二十五日には、淳宮御誕生、同三十八年一月三日には光宮（高松宮）御誕生、大正四年十二月二日には澄宮御誕生、こゝに御四方の母君とならせ給ひ、明治四十五年七月三十日、明治天皇崩御、東宮御踐祚相成り、一天萬乘の君として四海に君臨し給ふに及び、皇后陛下として六千萬の臣民の仰ぎ奉る所とはならせ給ひぬ。

陛下、御坤德無疆、ことに御仁愛の徳に富ませ給ふ。立妃の御内定ありし折とかや、御父君道孝公と謀りて、幼少の頃より教を受けさせ給ひし華族女學校の教官を悉く招かせ給ひ、様々手あつき御待遇の上、貴重なる御品を記念として手づから一同に賜はりきといふ。

陛下、東宮御所にあらせ給ひし折には、雄略天皇の后宮の故事に倣はせ給ふとはあらねど、蠶を養ふことを好ませられ、御自身、養蠶所に臨ませ給ひて、之を御飼育せさせ給ひしかば、御附の女官みな其の業を心得ざるなきに至り、晨の星僅かに落ちて朝露未だ散りやらの御苑の曉を打興じて御畑に桑摘む女官達を見ること珍らしからざりきと承る。

### 第十七章 大 祓

六月三十日

#### 一、大祓意義（祓—神祇令の義解に）

大祓は六月、十二月の晦日に上は 天皇陛下より下は萬民の末々に至るまでの不淨罪穢を祓ひ潔めしめ給ふ御式にて、宮中に於ては鳳凰の間並に賢所の前庭なる神樂舎に於て行はせられ、各地方に於

ても、各々適宜に祓所を設けて、地方官員及び一般人民の爲に祓の式を行はしめらる、かく天下一般の爲の祓なるが故に大祓の稱あるなり。

清淨潔白を愛するは我が國古來の美風にしてかの身體精神を潔齋する穢祓の如きは皆是れ我が國民性の表現たらずんばならず、されば我が國民教化の上に、斯の如き舊儀を利用して以て國民性の陶冶に資せんこと、識者の最も意を用ふべき處なり。

#### 二、御儀式次第

大祓の次第は、聖上陛下を始め皇后陛下の御穢を清め給ふ「節折」の御儀と百官以下一般人民の不淨を祓ひ給ふ大祓の御儀との二段に分ちて行はる。

甲 節折の御儀（竹にて御丈の寸法をとり奉りて、その程に折あてがへば也）

節折とは、荒世和世の御竹にて天皇御體を量り奉り、其の寸法に従ひて竹を折る故の名なり。また、此の儀は、荒世の儀、和世の儀に分ち行はる。

午十二時より、宮中、鳳凰の間に御場所を設へ、荒世、和世の御服御麻、御竹、御壺等を備ふ。皇后陛下の御贖物をも其の場所に供へ置き奉る。（荒世、和世の御服、御麻、御竹等は皆式の御具なり。）

かくて午後一時、聖上陛下、出御あらせらるれば、侍従、先づ荒世の御服を供し奉る。御服を返し給へば次に御麻を供し奉る。御麻を返し給へば、次に御竹にて御體を量り奉ること五度。次で荒世の壺を供し奉る。荒世の壺を返し給へば、荒世の儀了りて和世の儀に移る。和世の儀また荒世の儀の如く行ひ畢らせ給ひて入御あらせらるれば、掌典、御贖物を執りて大河に參向し、掌典補、御麻を執りて祓所に向ひ、やがて大祓の本儀となる。（先量身長。次量自兩肩至御足。次量自左右手自胸中至指末。次量自左右腰至御足。次量自左右膝至御足。——江家次第。）荒世は惡祓の具、和世は善祓の具にて（大祓執中抄）荒世の御服と言へば、惡を祓ひ去らせ給ふ爲の御贖物、和世の御服と言へば、善を祓ひ、求め給ふ爲の御贖物と見てよきなり。而して荒世の御服には白絹を、和世の御服には紅絹を用ひさせ給ふ御制なりと承る。

乙 大祓の本儀

午後一時三十分より祓所の鋪設をなし、祓物等を備ふ。同二時掌典長著床す。同時に式部官の案内によりて各廳の勅奏・判任の總代數十名、場に入りて西の帷舎に著床す。式場整へば掌典補二人、起ちて案上の御麻に祓の稻を挿む。此の時、掌典長、掌典を召して、祓の事を仰すれば、掌典進みて高案の前に至りて、大祓詞を宣讀す。

大祓詞を讀み畢るや、掌典一人進みて案上の大麻を執りて退き、著床の諸員に向ひて祓をなし、畢りて大麻を掌典補に授く（大祓詞を宣讀するよりこゝに至るまで著床の諸員起立するものとす）次で掌典補祓物を執りて大河に向ふ。同時に、各員退下して全く式を畢る。

三、起原及び古儀

大祓は遠く神代に始まり。かの、伊弉諾尊、黄泉國に到りて還らせ給ふや、筑紫の日向の橘の小門の櫛原にて御身の穢を御禊祓し給ひしを其の濫觴なる。また素盞鳴尊、天つ罪を犯し給ひし折諸神相議りて千位の置戸（千位の置戸―多）を負はせて其の罪を贖ひ祓はしめ給ひしことあり。かくて、天孫瓊々杵尊の御降臨に際して此の儀を天下に傳へ給ひしこと大祓の詞によりても明かなり。その後神武天皇、葦原の中津國を平定させ給ひ皇居を大倭の橿原に奠め給ふ時、天種子命をして天罪國罪を祓はしめ給へり。爾來、世々絶ゆる所なく行はれ來りしかど上代にありては、朝廷の大祓、諸國に命じて行はしめらるゝ大祓の別あり、又臨時の大祓といふもありて、今日の如く、六月、十二月に行ふことは我が國風にて、之を法典に明記せられしは、文武天皇の大寶令を以て始めとす。大寶の制には『凡そ六月、十二月晦日の大祓には中臣、御祓の麻を上れ。東西文部、祓の刀を上り、祓

の詞を讀め。訖なば、百官男女を祓の所に聚集て、中臣、祓の詞を宣れ、卜部解除を爲せよ——神祇令。』とあり。又諸國の大祓に就いては、同令に『凡そ諸國に大祓すべくは、郡毎に、刀一口、皮一張、鉄一口、及び雜物等戸別に麻一條を出せ。其の國造は馬一疋を出せ』とあり。其の大略を知るべし。

#### 四、大祓の沿革

大寶の制以後、稍變化して、貞觀儀式には、『神祇官、切麻を頒ち訖つて、中臣、趨つて座に就き、祝詞を讀み、聞食と稱ふ。刀禰皆唯と稱す祓畢つて大麻を行く。次に五位已上の切麻を撤し、既にして散じ去る』とあり。(大麻——神に麻及紙垂を附したるもの)

また延喜の四時祭式には『六月晦日の大祓(十二月此)は、申の時以前に、親王以下の百官、朱雀門に會集し、卜部、祝詞を讀む』とあれば、既に幾分の變化を見る。爾來、百數十年、打續きて朱雀門に大祓行はれ來りしかど、戰國時代を経て、宮廷の儀式次第に衰微に赴くに伴れ、此の儀また漸く上下に輕んぜられ、天元年間に至りては『小右記』の記事に徴するに、朝廷に於ては、例年の如く形のみは行はれしも、實際に參集する人の極めて少かりし由なり。其の記事に曰く『天元五年六月二十九日

今日大祓の所、公卿一人も參らず、仍つて、右少辨惟成を以て上卿代と爲し、之を行はる、内侍等も、障と稱して祓所に向はず、仍つて女史を以て、内侍代と爲す』と。以て其の一般を推知し得べく、かくて後三條院天皇の延久の頃までは、兎も角も其の形ばかりにても行はれ來りしかど、その後間もなく本文の祓は中絶の姿となれり。最も菅拔とて、菅又は茅をもて輪作り、之を潜る一種の祓の行はれしこともあり、又、此の儀の陰陽家の職となるに及びて、撫物とて、人形を作りて其の身體を撫てたるを川原に持ち出て、歌を唱へて祓ふ儀の行はれたることもありき。

下つて東山院天皇の元祿四年六月二十九日、清祓といふ名目にて内侍所の西庭にて大祓の儀を御再興せられたりしかど、此は禁中の祓のみにて全國には及びざりき。

明治維新の後、神祇官御再興せらるゝに及びて四年六月二十五日に至り、節折・大祓の古儀を御再興せらるゝ旨仰出されたり。布告に曰く。

『大祓の儀、従前、六月祓或は夏越の神事と稱し執行し來り候處、全く、後世、一社の神事と相心得、本儀を失候に付、今般、舊儀御再興あらせられ候間追々、天下一般修行致すべき旨仰せ出され候事』

此の年の大祓は賢所の便殿を以て節折の御式場に、又賢所の御前庭を大祓の所に充てられ同月二十

九日を以て、其の儀を行はれたり。翌六年六月に至りて、更に地方官の大祓式を定められ、是より天下一般此の式を行ふに至れり。其の後、更に多少の變遷を経て、明治二十二年一月、今の宮城に還御の後、現制即ち前に述べたる如き御次第にて行はせらるることゝなれり。

五、大祓の詞

延喜式所載の大祓の詞左の如し、  
集侍る親王・諸王・諸臣・百官人等・諸聞食と宣る。

天皇朝廷に仕へ奉る比禮挂くる伴男・手楯挂くる伴男・勒負ふ伴男・劔佩く伴男・伴男の八十伴男を始めて  
官官に仕へ奉る人等の過ち犯しけん雜雜の罪を今年二月晦の大祓に祓給ひ清め給ふ事を諸  
聞召せと宣る。

高天原に神留坐す皇親神漏岐・神漏美の命を以て八百萬の神等を神集に集へ賜ひ神議に議り給ひて、  
我が皇御孫命は、豐葦原の瑞穂國を安國と平けく知しめせと事依し奉りき。かく依し奉りし國中に  
荒振神等をば神問はしに問はし給ひ、神掃ひに掃ひ給ひて、語問し磐根樹立、草の垣葉をも語止め  
て天の磐座放ち天の八重雲を伊頭の千別に千別て天降依し奉りき。かく依し奉りし四方國中と、

大倭日高見國を安國と定奉りて下津磐根に宮柱太敷立て、高天原に千木高知て皇御孫の命の美頭の  
御舍仕へ奉りて天の御蔭日の御蔭と隠り坐して安國と平けく知めさむ國中に成り出でて天の益人等  
が過ち犯しけん雜雜の罪事は、天津罪と畔放・溝埋・樋放・頻蒔・串刺・生剝・逆剝・屎戸・許許太久の罪  
を天津罪と法別て、國津罪とは生膚斷・死膚斷・白人・胡久美・己が母犯せる罪・己が子犯せる罪、母と  
子と犯せる罪、子と母と犯せる罪、畜犯せる罪、昆蟲の災、高津神の災、高津鳥の災、畜犯  
し、蠱物せる罪許々太久の罪出でむ。かく出でば天津宮事以て大中臣天津金木を本打切り末打斷ち  
て千座置座に置き足らはして、天つ菅會を本刈斷ち末刈切りて八針に取辟て、天つ祝詞の太祝詞事  
を宣れ、かく宣らば、天つ神は天の磐門を押披きて天の八重雲を伊豆の千別に千別きて聞しめさむ。  
國つ神は高山の末、短山の末に上坐して、高山の伊穗理、短山の伊穗理を撥別けて聞し食さん。か  
く聞し食してば、皇御孫の命の朝廷を始めて、天の下四方の國には罪といふ罪はあらじと科戸の風  
の天の八重雲を吹き放つ事の如く、朝の御霧夕の御霧を朝風・夕風の吹掃ふ事の如く、大津邊に居  
る大船を舳解き放ち舳解き放ちて大海原に押放つ事の如く、彼方の繁木が本を燒鎌の敏鎌もちて打  
掃ふ事の如く、遺る罪はあらじと祓給ひ清め給ふ事を、高山の末、短山の末より佐久那太理に落  
ちたぎつ速川の瀬に坐す瀬織津比咩といふ神、大海原に持出なむ。此如く持出往ば、荒鹽の鹽の八



百道の八鹽道の、鹽の八百會に座す速開津比咩といふ神、持可可吞てむ。此如く可吞てば、氣吹戸に坐す氣吹戸主といふ神、根の國底の國に氣吹き放ちてむ。此如く氣吹き放ちてば、根の國、底の國に坐す速佐須良比咩といふ神、持佐須らひ失ひてむ。此如く失ひてば、天皇が朝廷に仕へ奉る官の人等を始めて、天の下四方には今日より始めて罪といふ罪はあらじと高天原に耳振立て、開物と馬牽き立て、今年の六月の晦日の夕日の降ちの大祓に祓ひ給ひ清め給ふ事を、諸聞食せと宣る。

四國の卜部等、大川道に持退出て、祓却と宣る。  
 東文の忌寸部、横刀を獻る時の咒。西文部之に准ふ『謹んで請ふ。皇天上帝。三極大君。日月星辰。八方諸神。司命司籍。左は東王父。右は西王母。五方五帝。四時四氣。捧以三銀人。請除三禍災。』捧以三金刀。請延三帝。祚一咒。曰。東至扶桑。西至虞淵。南至炎光。北至弱水。千城百國精治。萬歲萬歲萬歲。

### 第十八章 明治天皇祭〔大祭・休日〕

七月三十日

#### 一、御祭典意義

明治天皇祭は、今上天皇陛下が、皇考への御大孝を申べさせ給はんため、明治天皇崩御當日、皇靈殿に於て御親祭を行はせ給ふ御祭典なり。即ち先帝罔極の御恩に報い奉らんの聖旨より、春秋二季の皇靈祭の外に、特に孝敬の誠を竭させ給ふ御祭典なれば、臣民たるもの、宜しく、靜肅謹慎以て國忌の意を體せざるべからず。

#### 二、御親祭次第

御親祭に先づ數日、勅使を山城國伏見桃山御陵に差遣し給ひ、御親祭當日、幣帛を奉らしめ給ふ。御親祭次第は、當日午前八時、御殿の裝飾を奉仕し、朝の神饌を供し奉り、午前九時に至りて、式部官、西の幄舎に著床、御殿の御扉を開き奉り、神饌及び御幣物を供へ奉る。(此間奏樂)  
 午前十時に至り、親王・王・各大臣・親任官・勅任官以下の人々西の幄舎に著床す、かくて陛下出御あらせられ、御玉串を奉り給ひ、御拜あり、御告文を奏せさせ給ふ。畢りて入御あらせらる。此の間、著床の諸員起立して敬意を表し奉る。  
 天皇陛下、入御の後、皇后陛下御拜あり、次に親王・王・各大臣以下順次禮拜あり。畢りて御幣物及び神饌を撤し、御扉を閉ぢ奉る。(此間奏樂)等總て大祭式の御次第によらせ給ふ。

午十二時に再び開扉午後二時まで伯子・男爵・從二位・勳二等以下の參拜あり。更に午後五時に至りて夕の御饌を供へ奉り、

陛下出御あらせられて、御拜せさせ給ふ。その儀すべて前に同じ。入御の後、御神樂を行はせられ翌三十一日の午前一時に至りて御儀を終らせ給ふと漏れ承る。

### 三、明治天皇の御聖徳

明治天皇は孝明天皇の第一皇子、御母は中山一位局、今上陛下の御父にて在す。嘉永五年九月二十日(太陽曆に推歩す)を以て御降誕あらせられ、御諱を睦仁と申し、祐宮と稱へ奉る。萬延元年九月二十八日皇太子に立たせ給ひ、慶應三年正月九日、孝明天皇御登遐の後を受けて、御年十六にて、踐祚し給ひ、一條忠香公の第三女美子を立て、皇后と爲し給へり。明治元年十月、武藏の江戸を改めて東京となし、同二年三月、都を此に遷させ給ふ。御在位四十五年、明治四十五年七月三十日、崩御あらせられ、同九月十三日御大葬桃山御陵に葬り奉り、次で、明治天皇の御謚號を奉れり。

明治天皇の御降誕あらせられし嘉永五年は米艦渡來して我が桃源の夢を破りし前一年にてありき。されば、御降誕より御即位までの十五年間は、我が國歩の最も艱難の秋、尊王攘夷の二問題、相錯綜し

て、未だ戰爭にこそは至らざれ、實に帝國史上の狂爛怒濤時代にてありき。然り、明治天皇は、其の御幼時を斯くも浮雲蔽へる大危の中に育たせ給へり。

妖雲一たび開け王政めでたく復古して恙なく帝位に即かせ給ふや、天皇は先づ、左の五事を天地神明に誓はせ給へり。

其一に曰く——廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。

其二に曰く——上下心を一にし盛に經綸を行ふべし。

其三に曰く——官民一途庶民に至るまで各其の志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。

其四に曰く——舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。

其五に曰く——知識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。

我が未曾有の變革を爲さんとして、朕躬を以て衆に先だち、天地神明に誓ひ、大に國是を定め、萬民保全の道を立てんとす。衆も亦此旨趣に基き、協心努力せよ。

と詔らせ給ひ、着々維新の政を行はせ給へり。即ち、諸外國との和親交通を謀らせ給ひ、切支丹解禁を令し給ひ、遷都を斷行せさせ給ふと共に、穢多非人の稱を廢し、眉黛・濕齒・結髮・帶刀を廢せ

らるゝ等舊俗陋習の改善を實現し給へり。

次で、版籍奉還、廢藩置縣を斷行して土地人民を私有するの制を完全に根絶せしめ給ひ、同時に、四民平等のこと、國民皆兵の制を定め給へり。

明治五年に至りては、學制頒布せられて文教の基礎こゝに据ゑられ、法律制度の漸次制定せらるゝあり、曆法の改めらるゝあり。財政制度の整備亦漸く成るに至れり。

知識を世界に求むるの國是は、次第に實現せられつゝ、汽車・汽船・電線・機械等の物質的文明著しく進歩するに従ひ、殖産興業等のこと亦大に開け、公議輿論に據るの政治亦漸を以て實現せられ、遂に憲法の發布、帝國議會の開設となり、こゝに東洋唯一の立憲君主國を現出せしめ給へり。

されど外國文明との接觸は、一面、國民的精神を著しく動搖せしめ文教のこと、其の適從する所を感はざるを得ざるに至るや、教育に關する勅語を下させ給ひて、教育方針を確立し給ひ、備前に辛酸を嘗めたる條約改正も成功して、諸外國と對等の國交を爲すに至り、次で日清・日露の兩大戰役を経て、遂に我が國をして世界に雄視するに至らしめ給へり。

東洋一孤島として歐米の人々より藐視せられたる状態より、列強の間に眞に重きを爲すに至るまでの大變化は、皆是れ明治天皇の御稜威に基ける所、御聖徳の然らしむる所ならずして何ぞや。あゝ偉

なるがな。明治天皇の御聖徳、勇ましくも華々しかりしよ、明治の御代の光輝ある歴史。

我等こゝに明治天皇の御聖業・御遺徳を懐ふに當り、謹んで、天皇の御製數首を拜誦し奉らんかな。

とこしへに民やすかれと祈るなるわが世をまもれ伊勢の大神

いそのかみふるきたためしを尋ねつゝ、新しき世のことも定めん

いにしへの文みるたびに思ふかなおのが治むる國はいかにと

をり〜に思ひぞいづる國のため心くだきし人のむかしを

罪あらばわれを咎めよ天つ神民はわが身の生みし子なれば

冬ふかきねやの衾をかさねても思ふは賤が夜寒なりけり

夏の夜も寝ざめがちにぞあかしぬる世のため思ふことおほくして

四方の海みなはらからと思ふ世になど浪風のたちさわぐらん

子等はみな軍のにはに出でたちておきなやひとり山田もるらん

すゝみたる世に生れたるうなるにも昔のことをまづ教へてん

#### 四、明治天皇御年譜

嘉永五年 【紀元二五二二】（御年一歳） 九月二十二日御降誕。御名睦仁、祐宮と稱し奉る。

萬延元年 七月十日、皇太子に立せ給ひ、九月二十八日、親王宣下。

慶應二年 十二月二十五日、孝明天皇崩御。

同三年（御年十六歳） 正月九日、御踐祚。十月十四日、將軍慶喜上書して政權を奉還す。十二月

九日、大政復古の號令を發せらる。王政維新第一着手として攝政・關白・征夷大將軍・議奏・守護職・所司代を廢し新に總裁・議定・參與の三職を置かる。

明治元年 【紀元二五二八】（御年十七歳） 正月十五日、御元服、詔して大赦を行はせられ。三月十四日、紫宸殿に出御、公卿諸侯を率ゐ天神地祇を祭り五事を誓約し給ふ。七月十七日、勅して江戸を東京と改められ。七月二十七日、即位式を紫宸殿に舉げ給ふ。九月八日、詔して明治と改元し、一世一元の制を定めらる。九月二十日、東幸、十月十三日、着御、十月十七日、始めて朝堂に臨み萬機を親裁し給ふ。十月二十八日、女御藤原美子皇后に立たせらる。

四年 五月十三日、副島種臣を露國に遣はして樺太境界を商議せしめ、七月十四日、藩を廢して縣を置かる。此冬岩倉具視を特命全權大使として歐米諸國に遣はさる。

五年 正月三日、初めて元始祭を行はる。正月二十三日、東京御發轅大阪並に中國西國筋へ御巡幸。八月二日、學制頒布。九月十二日、東京横濱間鐵道開通式に臨幸。十一月十九日、改曆式を行ひ大陰曆を廢して太陽曆を行はる。十二月朔日徴兵の制定まる。

六年 二月二十七日、臺灣事件の整理に關し外務卿を清國に遣はさる。五月五日、深夜宮城火を失し全部炎上、五月二十日地方官を假皇居に召されて地方政務に就き親しく御懇諭あらせらる。征

韓論大に起り西郷隆盛、板垣退助、江藤新平、副島種臣等官を辭す。

七〇年 二月四日、江藤新平亂を佐賀に起す。四月四日、臺灣生蕃討伐の兵を送る。

八〇年 二月五日、大阪に會議あり。七月五日、元老院新設せられ親臨して其式を擧げ給ふ。九月

二十日、朝鮮江華島に於て我が雲揚艦を砲撃す、我が海兵應戦して砲臺を陥る。

九〇年 六月、東北御巡幸。九月六日、元老院に勅して憲法創定のことを命ぜらる。

十〇年 【紀元二五三七】(御年二十六歳) 一月三十一日、西郷隆盛亂を鹿兒島に起す。九月亂平ぐ。

一〇年 八月二十七日、御發軔北陸東海に道を治く御巡幸あらせらる。

一三〇年 六月十六日、御發軔、山梨三重より京都に御巡幸。

一四〇年 七月三十日、御發軔、山形、秋田より北海道地方へ御巡幸。十月十二日、國會開設の詔勅を下し給ふ。

一五〇年 一月四日、軍人に勅諭を下し給ふ。

一六〇年 七月一日、初めて官報發行せらる。

一七〇年 七月七日、華族令を定め爵を公・侯・伯・子・男の五等に別つ。

一八〇年 二月二十四日、天津條約締結。七月二十六日、山口・廣島・岡山三縣へ御巡幸。十二月二十

三日、官制改まり、三大臣・參議・卿を廢し内閣總理大臣・各省大臣を置かる。

二一〇年 二月七日、市町村制公布。二十一日、樞密院新置せらる。

二二〇年 【紀元二五四五】(御年三十八歳) 一月十一日、宮城御造營成り、兩陛下假皇居より還御。二月

十一日、憲法を發布し、皇室典範を定めらる。十一月三日嘉仁親王(今上陛下)を皇太子に冊立し給ふ。

二三〇年 一月九日、衆議院議員選舉規則公布。二月八日、裁判所構成法公布。四月十一日、金瓊勳

章制定、四月二十一日、民事訴訟法公布。五月十七日、府縣制公布。六月二十八日、行政裁判法公

布。十月七日、刑事訴訟法公布。十月二十日、元老院廢せらる。十月三十日、教育に關す

る勅語を下し給ふ。十一月二十九日、親臨して帝國議會第一回開院式を行はせ給ふ。

二四〇年 五月十二日、京都市行幸。九月一日、東京青森間鐵道開通。

二五〇年 七月第一次松方内閣辭す。

二六〇年 五月二十一日、朝鮮防毅令の事を責め賠償金を納めしむ。

二七〇年 【紀元二五五五】(御年四十三歳) 三月九日、大婚二十五年祝典を行はせらる。六月五日、韓

國に東學黨の變起る。六日七日の間、日韓關係益々紛累を極む。七月二十五日、豊島沖にて日清兩國開戦す。八月一日、清國に對し宣戰の詔勅を公布す。九月十三日、東京を發し、廣島大本營に御

○〇〇〇 著軍事を統べ給ふ。十月十五日、臨時帝國議會を廣島に召集せらる。

○二〇〇〇 前年より今春に涉り出征軍頻りに勝を報ず。三月、清媾李鴻章を遣し我に和を求む。伊藤博文、陸奥宗光を全權委員として和を議す。四月十七日、媾和調印成る。五月三十日、廣島大本營より還幸。

○二〇〇〇 臺灣土匪蜂起す。五月、日露協約を結ぶ。

○三〇〇〇 京都帝國大學設置さる。

○三〇〇〇 一月、元帥府を置かる。

○三〇〇〇 七月十七日より改正條約を實行せられ、外人雜居の自由を得。

○三〇〇〇 二月十一日、皇太子嘉仁親王九條節子姫(今上皇后陛下)を妃とせられ。五月十日、御成婚の式を擧げさせらる。五月、北清事變起る。

○三〇〇〇 四月二十九日第一皇孫迪宮裕仁親王(皇儲)御誕生。九月伊勢神宮遷座式あり。九月北京媾和條約調印。

○三〇〇〇 一月三十日、日英同盟條約調印。四月、英國皇帝戴冠式に當り小松宮彰仁親王殿下を遣はさる。

○三〇〇〇 六月、露國陸相クロボトキン來朝す。十二月、日清通商條約成る。

○三〇〇〇 【紀元二五六四】(御年五十三歳) 二月六日、聯合艦隊佐世保を出發す。二月八日、日露兩國開戦。二月十日、宣戰詔勅を下し賜ふ。大本營を宮中に置かる。日韓議定書成る。三月、臨時帝國議會を召集す。四月、旅順大攻撃。五月一日、九連城を占領す。五月十五日、玄海灘に我が常陸丸和泉丸敵艦に沈めらる。八月十日、旅順沖の大海戦。九月四日、遼陽占領。十月十日、沙河大會戦。十一月三十日、二〇三高地占領。旅順艦隊全滅。

○三〇〇〇 一月一日、旅順開城。敵將ステツセル以下降伏。三月十日、奉天占領(爾來、此日を以て陸軍記念日と定む)五月二十七日、日本海大海戦。バルチック艦隊を全滅す。(此日を海軍記念日と定む)六月九日、米國大統領講和仲介を提議す。七月、南北樺太を攻撃し尋で占領。八月十日、米國ポーツマスに於て日露兩國全權委員小村壽太郎、ウイツテ伯會見。九月五日、日露講和條約調印。十月十六日、平和克復の詔勅を下し給ふ。十二月二十一日、韓國に統監府を置く。滿洲前後處分の協約を締結す。

○三〇〇〇 二月、統監府を開き、伊藤博文之が統監となる。

○四〇〇〇 二月十一日、皇室典範増補公布。四月、日清鐵道協約成る。五月樺太廳開廳。六月海牙の萬國平和會議に委員を遣す。七月、日韓新協約成る。日露協約成る。十月、東宮殿下(今上陛下)朝

鮮御巡啓あらせらる。十二月朝鮮太子入朝す。中山一位局薨去(天皇御生母)

四〇〇〇年 十月十三日、戊申詔書を發し給ふ。

四〇〇〇年 官民相集り憲法發布二十年記念式典を擧ぐ。十月伊藤博文哈爾濱に於て韓人の手に斃る。

四〇〇〇年 三月、皇室身位令の内親族令公布。五月英帝大葬儀につき御名代東伏見宮殿下參列。九月

三日、朝鮮總督府官制定まる。

四〇〇〇年 一月大逆事件の徒二十四名に對し死刑の宣告あり。中十二名恩命を以て死一等を減じ給ふ。

四十五年 【紀元二五七二】(御年六十一歳) 七月十四日、聖上御遠例。七月十日、臨時樞密院會議あり

聖上御遠例を押し、炎暑を冒して臨御。七月十九日、御病症御増進。七月二十日、尿毒の御病と定

り、爾來日一日と御重態に陥らせられ。臣民一般神佛に祈り、御本復を願ふ。七月三十日、午前〇

時四十三分崩御。

大正元年 【三五七二】 崩御の後、直に皇太子嘉仁親王(今上陛下)御踐祚。七月三十日以後を大正と大

改元せられ。八月二十七日、先帝を明治天皇と御追號あらせらる。九月十三日夜青山葬場殿に於て

葬儀を行ひ、翌十四日夜伏見桃山陵に葬り奉る。友邦諸國、皆各々元首の御名代又は特使を派

遣して大葬に參列せしむ。

### 五、明治天皇御式年祭

大正四年は、明治天皇の御式年(三週年)に相當するを以て、式年祭を行はせ給ふ。當日宮中に於かせられては、例年に准じて一層御鄭重なる御祭典ありたり。

## 第十九章 天長節祭〔小祭〕

八月三十一日

### 一 天長節祭と天長節祝日

八月三十一日は、聖上御降誕の御當日なるを以て、此の日宮中に於ては、賢所・皇靈殿・神殿に於て御祭典を行はせ給ふ。明治天皇の御時には、十一月三日を以て天長節御祭典を行はせ給ふのみならず更に觀兵式を行はせられ、親王以下諸臣に宴を賜ふ御儀をも行はれしかど、今上陛下御誕辰御當日は八月三十一日の事として季節可ならざるにより、當日は、單に御祭典のみを行はせられ、別に十月三十一日を以て天長節祝日と定められ、此の日を以て觀兵式並に鋪宴を賜ふの儀を行はせ給ふこととな

れり。即ち天長節祭と天長節祝日とを別日に行はせ給ふこととなりたるなり。

### 一、天長節御祭典次第

當日、早旦、三殿を裝飾す。時刻、宮内勅任官、宮内奏任官各一人著床、奏樂の中に神饌を供し、掌典長祝詞を奏し、次で天皇陛下、式部長官以下を從へて出御御拜禮を行はせ給ふ等、すべて小祭式の順序によらせ給ふ。

附記——天長節の由来、古儀、その他の事はすべて天長節祝日の條に詳記すべし

## 第二十章 秋季皇靈祭・秋季神殿祭〔大祭・休日〕

秋分の日

すべて春分の儀に同じ〔第十一章参看〕。

## 第二十一章 靖國神社大祭〔秋季〕

十月二十三日

すべて四月三十日の儀に同じ〔第十三章参看〕。

## 第二十二章 神嘗祭〔大祭・休日〕

十月十七日

### 一、御祭典意義

神嘗祭は、今年の新穀を、伊勢神宮に供へ奉り給ふ御祭典にて最と重き御儀式なり。されば、豫め奉幣の勅使御差遣あり、當日、宮中にては、天皇陛下御遙拜の式を行はせられ、且つ賢所の御親祭をも營ませ給ふ。

伊勢神宮に齋祀れる天祖天照大御神は我が皇室の御先祖にておはす。大御神、上代、始めて嘉穀の種を得させ給ふや、これを以て蒼生の食と定め給へり。我が國民の、食を得、生を安んずるを得るは、偏に、天祖親ら、齋庭の穂を天孫に授け給ひしに本づく。其の年の初穂を、先づ大神の御前に捧げ奉り給ふは、取も直さず此の無量無邊なる天祖の御恩澤に報謝し給ふ深き御心の表彰ならずや。



### 一、御祭典次第

伊勢神宮へは、豫め勅使の御差遣あり、十五日の夜を以て外宮に御神樂を行はれ、十六日を以て、外宮に幣帛並に荷前の調絹を奉らしめ給ひ、同夜を以て、内宮に御神樂あり、十七日を以て、内宮に幣帛並に調絹を奉らしめ給ふ御祭典を行はせらる。(荷前の調絹は元神戶より貢ぎ獻る絹の最も早く著京したるものをいへる稱)

當日、宮中にては神嘉殿の南庇に御屏風二雙を立て廻らし、其の内に、簀薦を敷き、簀薦の上に御座を設けて御遙拜の式場とせさせ給ふ。

かくて午前十時、出御あらせられ、御遙拜あり、畢りて入御なる。皇后陛下は別殿にて御遙拜させ給ふ。

右御遙拜の式を畢らせ給ふや、直ちに賢所の大前に進ませられ、御親祭を行はせ給ふこと總て大祭式に法らせ給ふなり。

### 三、御祭典の起原並に古儀

此の御祭典の起原は、今詳に知るを得ず。天曆勘文には、垂仁帝の御代に始まる由見ゆれど、他

書に其の事を載するを見ず、大寶の制に「九月祭を行ふ、神衣祭の使をして之を祭らしむ」とあるは蓋し書傳の始めならん。元正天皇の養老五年九月十一日、使を發して幣帛を伊勢大神宮に供せしめらる。此の後は、毎年九月十一日を以て使を發せられ、同月十七日を以て幣帛を奉らしめらるゝが恆例となれり。故を以て伊勢例幣といへり。

今延喜式の制によりて奉幣使發遣の次第を記さんには、

其の日味爽、掃部寮御座を小安殿即ち大極後殿の東第三の間の中央に設け、其の東壁の下に幣を置き、葉薦を鋪き、其の東南壇下に白砂を鋪き、中臣・忌部の段位をおく。殿西第一の間北壁外に簀薦一枚を置き、二の間に幣を裏む葉薦を鋪き、其の左右に長席を鋪いて幣を裏む者の座とし、三の間、北壁侍座を鋪き、其の南を關司座とし、東廊には參議以上の座、北廊には、少納言辨の座、其の西には外記・史の座、其の後は、史生の座を設く。

内藏寮官人、内侍の裏み備ふる幣物を取つて葉薦の上に置く。大神宮の幣は北に、豐受宮の幣は南にあり。期に至つて

天皇、御湯を召し、訖つて祭服を着けて出御、設けの御座に著御なる。先づ御幣を拜し給ひ、少納言をして中臣・忌部を喚ばしめらる。

中臣・木綿鬘を著け、忌部、木綿袴を懸け、共に稱唯して昭訓門より東福門を経て各版に就く。中臣前にあり。忌部後にあり後執一人、忌部に從ふ。忌部、勅によりて稱唯し、殿に昇り跪いて手を拍つこと四段、先づ豐受宮の幣を執りて後執に授け、次にまた手を拍ちて自ら大神宮の幣を執りて版に復る。中臣、又勅によりて、稱唯して殿に昇りて跪く。時に天皇、「能く申して奉れ」と詔ふ。中臣、稱唯し訖つて各退出、忌部前にあり。後執之に次ぎ、中臣、之に次ぐ。

其の後、左右馬寮、馬四疋を率立つ。其の時、使の王を召して宣命を給ひ、了つて乘輿、宮中に還御なる。此の時躍して警むることなし。即日使等、神宮に發向す。かくて、十六日度會宮(外宮)を、十七日大神宮(内宮)を祭り、二十日に至りて復命す。(外宮を先にし給ふは、外宮即ち豐受大神は、天照大御神の御孫に依りて給ひて外宮を先に祭り給ふ、さき竹の辨參照)

其の祭幣、大神宮に、錦兩面各一匹、深紫綾・淺紫綾・緋綾・中綠綾・黃綾・白綾各一匹、度會宮には、緋・中・縹・黃・皂帛各一匹を奉り、其の使の諸王、及び中臣、忌部には各當色を賜ひ、執幣者五人、從者三人には並に潔衣の布一端を賜ふを例とす。若し例幣發遣の日、事故ありて出御なき時は、南殿の南庇に於て御拜あり、又幼帝の時は、多くは攝政代りて之を行ふが例なりき。

次に、伊勢に於ける祭祀の序を記さんに

九月十日、離宮院にて祭に從ふ神官等を卜定し齋王を始め神官ともに度會河にて大祓を修す。十六日、先づ豐受宮を祭り、十七日皇大神宮を祭る。

その儀は、共に前日(豐受宮は十五日)朝夕の御饌及び黑白二酒を供し當日、更に拔穂の稻を供し、縣税の稻を内外の玉垣に懸く。(拔穂の稻とは、神官自ら穂を抜きたる稻にし)

此の日、齋王、木綿鬘を著け、太玉串を執りて拜禮あり、次で、忌部幣帛を捧げ、中臣、宣命を讀み、宮司、恆例の祝詞を讀み、了りて幣帛を寶殿に納め、使王以下退出す。直會殿にて、大直會を賜はり、朝使及び神官等、倭舞を奏し祿を賜ふ。

#### 四、御祭典の沿革

鳥羽院天皇の御代に至りては、例幣發遣の日、親臨の禮漸く絶ゆるに至りしを以て、崇徳院天皇の保延元年時の式部大輔藤原敦光、内大臣藤原宗忠等、奏して式條のまゝに天皇御躬ら神嘗祭を行はせ給はんことを請ひしかども、遂に用ひられず、壽永の大亂を経るに及びて、天下次第に亂れ、後鳥羽帝の元暦元年に於ける例幣の時の如き、諸國の幣料、制の如くならざりきといふ。その後、朝綱次第

に廢弛すると共に祭祀の禮典亦舊制の如くならず、時に或は、用度足らざるが爲に、例日に幣帛使を發遣するを得ざりし事すら屢あり、後土御門院天皇の末年の頃に至りては、全く廢絶に歸したりきといふ。然れども、後光明院天皇の正保四年、詔して之を再興し給ひ、嚴に御祭典を營ませ給ひし以來毎年九月十一日を以て、勅使を發遣して神宮を祭り給ふこと連綿として絶えず、孝明天皇の元治元年には荷前の調絹及び幣馬を奉獻するの制を再興せられたり。

當時の御儀式は、先づ三日前より御潔齋あらせられ、當日上卿、陣の座に着き、大内記を召し、宣命を奉らしめ、弓場にて職事を奏せしめらる、其の時、使の王、御馬の由を申す。此間、天皇、朝餉に出御なりて御裝束あり、職事、臺盤所に簾の下より奏す。御覽終りて宣命を返し給ふ。それより勅使は、裝束を改め、伊勢へ出立せり。後光明院天皇の御代御再興以來、南殿を以て小安殿代に充てられ、吉田神社の齋場を以て神祇官代となして其の儀を行はせ給ひ、維新の後、神祇官再興せらる、及び、同官より幣使を發せられ、古例の如く、九月十六日を以て豊受宮を祭り、同十七日を以て皇大神宮を祭らる、こととなり、同日同時に賢所に於て、神宮御遙拜の式を行はせらる、例となり、明治六年、皇居炎上、赤坂の假皇居に遷らせ給ひてよりは、皇居の表一の間南庇に於て御遙拜あらせらる、後明治十二年祭日は十月十六、十七日と改まりしが、二十二年一月宮城へ遷御後は、今の如く、

神嘉殿の南庇にて御遙拜式を行ひ給ふ例とはなれり。

五、御供進の新穀并に調絹

神宮に捧げ奉る新穀は、往古は、神宮に附屬せる神田ありて、其の收穫の新穀を、大神酒、大御饌として供進したるを、今日は、神田の制の廢れたれば、神宮司廳に於て、適宜の新穀を供進し奉る。

荷前の調絹も往古は、神戸より上る調の中より選り取り奉りしかど、今は、此の制も廢れたれば皆、宮内省より奉ることとなりたり。

其の品目左の如し

皇大神宮	荷前調絹	貳拾匹	貳楬
	同別宮九所	九匹	九楬
	御衣料絹	參匹	
	五色料絹	壹匹	壹楬

國家の祭祀

御衣料絹	貳拾匹	貳櫃
豐受大神宮		
荷前調絹	拾匹	壹櫃
同別宮四所	四匹	四櫃
御衣料絹	貳匹	壹櫃
五色料絹	壹匹	壹櫃
御衣料絹	貳拾匹	貳櫃
外		
御饌殿料	貳匹	壹櫃
皇大神宮御門幌料	參匹貳丈	壹櫃
豐受大神宮御門幌料	貳匹參丈	壹櫃
總計	九十七匹餘	貳拾五櫃

第二十三章 天長節祝日〔大祝節・休日〕

十月三十一日

一、觀兵式及び御宴會次第

當日、午前八時御出門、青山練兵場に行幸まし、各國大使公使以下にも陪觀を許させ給ふ。觀兵式終りて還御、午十二時より、豐明殿に出御あらせられ、御前に於て、親王以下に酒饌を賜ふ。その儀新年宴會に同じ。但し御宴會中、前庭に於て樂師をして歐洲樂を奏せしめ給ふ。

天長節祝日の御儀

○行幸 天皇陛下、十月三十一日午前八時御出門、青山練兵場へ行幸、天長節觀兵式を行はせられ同十時四十分還御あらせられたり。(大正二年の官報に依る)

○天長節宴會 十月三十一日天長節宴會に付き、午十二時、親王・王各殿下、大勳位・親任官・朝鮮總督・前官禮遇・貴族院議長・衆議院議長・親任待遇・公爵・從一位・勳一等・一等官・貴族院副議長・衆議院副議長・侯爵・正二位・二等官・府香間祇候・貞愛錦雞間祇候・勅任待遇及び各國大使公使を召させられ、又同時に伯・子・男爵並に有位華族へ酒饌を賜はり、貞愛親王殿下御臨席相成りたり。(大正四年の官報に依る)

### 一、天長節の由來

天長の文字は、『天長地久、天地の能く長且つ久なる所以は其の自ら生ぜざるを以ての故也(老子)』とあるより出づ。即ち天地と共に至尊の長久にましまさんことを禱り、聖壽の無窮を祝し奉る意なり。

其の起原は何時代よりなるか詳かならねど恐らくは支那の千秋節に倣はせ給ひしものならんか。

(支那にては、唐の玄宗の生日を「千秋節」と名づけて群臣に醠宴を賜ひ天下をして宴樂せしめたることあり)

我が國にて、聖誕の日を天長節と名づけて、令節とせられたるは、史に見ゆる限りにては、光仁天皇の寶龜六年を始めとす。即ち續日本紀光仁天皇寶龜六年十月の條に『癸酉十三日、此の日、天長大醠す群臣・翫好酒食を獻す、宴畢りて祿を賜ふ。差あり』とあり。又同書同年九月十一日の條に『十月十三日は、是れ朕が生日なり。此の辰に至る毎に、感慶兼ね集る。諸寺尼僧をして毎年此の日に轉經行道せしめ、海内諸國並に屠を斷ち、内外の百官に醠宴を賜ふこと一日なるべし。仍て此の日を名けて天長節と爲す。庶くば斯の功德を廻して度んで先慈に奉じ、此の慶情を以て普く天下に被らしめん』とあり。されど其の後例となるには至らず、數ヶ度此の事ありしのみにて中止せられたるが如し。

### 三、明治の天長節

然るに明治天皇の御世に至り、元年八月二十六日王政復古の記念に兼ねて古儀を復し給ひ茲に聖壽の萬歳を祝し奉る事とはなれり。元年八月二十六日御布告に曰く『九月二十二日は、聖上御誕辰相當に付、毎年此の辰を以て群臣に醠宴を賜ふ天長節御執行相成り、天下の刑戮差し停められ候。偏に衆庶と御慶福を共に遊ばされ候。思召に候間、庶民に於ても一同御嘉節を祝し奉り候。様仰出され候』とあり。更に、明治五年九月二十二日の天長節には、陪宴の諸臣に對して『茲に朕が誕辰に方り、群臣を會同し、醠宴を張り、樂舞を奏せしむ。汝群臣朕が偕に樂しむの意を體し、其れ能く歡を盡せ』との勅語を賜はり、翌明治六年三月七日を以て、五節句を廢して、紀元節と共に、國家の二大祝節と定められたり。同六年の天長節には陽曆に推歩換算して十月二十二日を十一月三日となし此の日を以て恆例日と定められしが、今上陛下の御代に至りて、八月三十一日の御誕辰は、季節の關係上、宮中に於て御祭典を行ふに止めさせ給ひ、十月三十一日を以て、現行の如く天長節祝日と定められたり。

なほ、天長節の日に、外國使臣を召されて宴を賜ふことは、明治二年の天長節に各國公使を延遠館

に召して酒饌を賜はりたるが始めにて、爾後御恆例とせさせ給へり。また、觀兵式の御儀は同五年の天長節當日親王以下の百官を召して宴を御前に給ひ、同時に、陸軍整列祝砲の儀を操練場に行はせられ、親臨して兵を觀そなはし給ひしに始まれり。

#### 四、今上陛下の御聖德

陛下は、明治天皇第三の皇子に在し御名を嘉仁と申し、明宮と稱し奉る。明治十二年八月三十一日午前八時十二分御降誕あらせらる。明治天皇御幼時の御嘉例に倣はせられ、御降誕後御産所より直に中山侯爵邸に移らせらる。當時中山侯爵邸は麴町區有樂町の民家の間に在りしも、思召によりて、新に明宮御殿を營ませられ、明治十八年三月二十二日までは此の御殿にて御成人し給ひき。(御幼時の優れさせ給はざりしほど、御養育のこと承はれる故中山一位局慶子の真心こめたる御養育ぶりによりて中山邸を出てさせらるゝ頃は至つて御健勝に渡らせらるゝに至れりと洩れ承る)

中山家を離れさせ給ひて後は、青山離宮に入らせられ、陸軍中將會我祐準御教育主任を承る。

明治二十年八月三十日、東宮宣下の御儀あり、越えて同じき九月學習院へ御降學遊ばさる。(當時の

は——西郷從義、毛利八郎、南部利祥、細川護全、高崎益彦、岩倉道俱等選ばれたる)

明治二十二年十一月三日(先帝陛下御降誕の佳節)宮中に於て立太子の御式を行はせられ、歴朝、皇太子に傳へ給

ふ壺切の御劍を受けさせらる。同時に、陸軍歩兵少尉の任に就かせられ、近衛師團に屬させ給ひ、大勳位の菊花大綬章を受けさせらる。されど學習院御通學の儀は止めさせ給ふ如きことなく、二十七年御歳十六にならせ給ふまで八ヶ年が間は、華族の子弟に交はらせられ、親しく日進の御學問を遊ばされたり。

學習院の學籍を出てさせ給ひて後は、常の御殿へ侍講を召して國學・漢學・佛語等を御勉學あらせらる。

二十八年、大尉に御昇進、三十年七月、滿十八歳にならせ給ふや、貴族院に議席を占めさせられ、三十一年十一月には、陸軍歩兵少佐と海軍少佐の職を同時に取らせ給ふ。此の前後よりして軍事に御精勵あらせられ、陸軍中佐にて海軍中佐を兼ねさせ給ふ頃には、近衛師團司令部附併せて常備艦隊附とならせられ、程なく、參謀本部附、海軍各司令部附に移らせられたり。

かくて、三十三年五月十日、皇太子妃の御入輿あり、翌三十四年四月には迪宮殿下御降誕遊ばされ、茲に始めて御父君とならせ給へり。

御成婚以來は、玉體、年毎に御強壯に赴かせられ、其の期其の期の海陸の演習には、常に行啓遊ばされしのみならず、南は九州より北は北海道に至るまで、全國殆ど普く行啓あらせられ、夙に、下情

に通ぜんことを心かけさせ給ひ、御車を停めさせらるゝ所、常にその地の産業と教育とを御奨励遊ばされたり。

陛下の仁慈にあらせらるゝことは、曾て、兵營に行啓ましゝて、兵卒の食を取らせ給ひしは申すも畏し、往年、日光へ行啓ありし御時の如き、綵綬褒章を賜はりたる一老が途中、御停車の御砌、お目に止まり有難き仰を下されしに感泣し、御禮言上の爲、徒歩御用邸へ參上仕らんとし折柄の暑氣に觸れて卒倒せしを聞き召され、老人なればとて即座に御手にし給ひし銀頭の杖を賜はりし御憐愍は、洩れ承りし身も老人と等しく感泣し奉りたる所なり。

三十四年六月には、淳宮殿下の御降誕ありて、御二方の父君とならせられ、此の頃よりして、佛語に愈々御上達遊ばされ、且つ佛國の歴史に頗る御興味を有たせられしとぞ。

明治三十七年、日露の戰の開かるゝや、陛下には、大本營附として、軍務に執掌遊ばされ、これまで年毎に御避暑ありたるにも拘らず、此の夏のみは、行はせられざる旨仰出されしも、強て申上げて夏も半となりて、漸く鹽原に行啓ましゝぬ。行啓中にも、御軍務を見そなはし、還啓後は、再び大本營へ成らせらるゝこととなりしが、その御暇々には傷病兵を御慰問遊ばされ、戰役後功三級に位する勳章を受けさせ給へり。

三十八年一月には、光宮殿下御降誕あり、こゝに御三方の父君にならせ給ひ、四十二年には、故有栖川宮及び伊藤公爵(文)を伴はせられ、韓國に渡らせ給ひ、普く國內を御巡遊ありて御機嫌麗しく御還啓ありたり。此の頃よりして毎土曜日には、必ず御參内ありて、先帝陛下の天機を伺はせらるゝと共に、萬機を御親裁遊ばさるゝ御側に御親政の程を御學びあらせられ、また陸軍中將海軍中將(四十五年)の御資格にて、一週數回參謀本部或は海軍々令部に成らせられて、在職將官に陪席を許されたる上、軍政に關すること等御聽取あり、内にあらせ給ひては、侍講の講進を受けさせ給ふ外、内地の新聞三四種并に佛國新聞等によりて下情に通ぜんことに御心を注がせ給へり。

明治四十五年七月、先帝陛下、俄に御惱あらせ給ふや、陛下には、水痘とも申上ぐべき御病に罹らせ給ひて、久しく御奥にのみあらせられたる御病後ながら、直ちに御參内あり、殊に七月二十八日には、愈御危篤の御趣の傳はりたることとて、一日の中に再度までも御參内あらせられ、その夜よは、徹宵御詰切遊ばされて皇后陛下(當時妃殿下)とも御看護遊ばされぬ。斯くて、萬民の熱誠なる祈願も人事の總てを盡し奉りたることも、御壽命のほどは御取とめ申上ぐる由もなく、先帝終に崩御ましゝたる七月三十日の其の午前一時踐祚の式を擧げさせ給ひて、歴代の神器を紹承し給へり。續いて改元の詔書を發せられ、大御代を大正と命じ給ふ。

詔書に曰く、

朕菲徳ヲ以テ大統ヲ承ケ祖宗ノ靈ニ語ゲテ萬機ノ政ヲ行フ茲ニ先帝ノ定制ニ遵ヒ明治四十五年

七月三十日以後ヲ改メテ大正元年トナス主者施行セヨ

同日、更に大喪に付、七月三十一日より五日間の廢朝を仰出され、廢朝中は、囚人の服役を特免し

死刑及笞刑の執行並に歌舞音曲を停止せらる。

超えて三十一日には、朝見式の盛儀あり、同日午前十時、陛下には大元帥の御正裝、皇后陛下には

御中禮服にて宮中正殿に出御、親しく文武百官に謁を賜ひ、玉音明かに左の勅語を下し給ふ。

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ

朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ

願フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親シウシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲

ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備爰ニ備ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル

其盛徳鴻業萬民具ニ仰キ列國共ニ視ル寔ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之カ行使ヲ愆

ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス有司須ク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事

〜臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ獎順セヨ

時の内閣總理大臣侯爵西園寺公望は、恭しく御前に進みて奉答文を捧讀す。式後別に陸海軍人に

向ひて左の勅語を賜はれり。

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告

ク

惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五ヶ條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫クヘキヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ

夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經テ國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ

朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠

勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セン事ヲ冀フ汝等軍

人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直チニ之ヲ朕カ躬ニ致シ愈々奉公ノ志ヲ革クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内

ノ大勢ニ鑑ミ、時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各本分ヲ竭シ朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケテ以テ皇謨ヲ

扶翼センコトヲ期セヨ

超えて九月十三日先帝御大葬の儼儀を行はせられたり。

陛下、東宮にましゝたること正に二十四年、大統を繼いで四海に君臨し給ふ。六千萬の億兆は、



御徳聖の洪大と御修養の深遠とを謳うて、御壽福の天と長く地と久しく、皇基の彌ますく榮えまさるんことを偏に祈り奉りつゝあり。

### 第二十四章 新嘗祭〔大祭・休日〕

十一月二十三日

#### 一、御祭典意義

新嘗祭は、新穀の成熟したるを天神地祇に薦め奉り給ひ、また、陛下御親らも聞食させられ、群臣にも賜はせらるゝ御祭典にして、宮中御儀式中最も嚴重なる御儀なり、されば當日に先づ十一月十日、先づ、伊勢神宮並に官國幣社に幣帛を頒たせ給ふ御儀あり、これを新嘗祭班幣といふ。更に祭典の前日即ち十一月二十二日、聖上を始め奉り皇后宮の御魂を鎮め給ふ御儀あり。これを鎮魂祭といふ。かくて、當日、神嘉殿に於て、御親祭を行はせ給ふ。

民命は食にあり。されば、古來、深く茲に意を致させ給ひ、春、種蒔かんとするに際して、先づ祈年祭を行うて五穀の豐饒を祈らせ給ひ、新穀始めて成るに及んては直ちに新嘗祭を行うて之を神宮に

薦め給ふ、十一月に入りて新穀全く熟するに及び至尊親ら萬民に代りて遍く之を諸神に供せさせ給ひ、以て報養の聖意を致させ給ふ。草偃和言に曰く「食は民の天とする所なり。至尊、これを受取らせ給ひて御飯御酒となし、親ら天神に供し給ふ。これ、萬民の天神に報い奉らんとする誠心を、玉體に負はせ給ひて、これを天神に通じ給ふ御事なれば、天下の臣民も此の義を知りてこの日には、祝ひ喜びて天恩を仰ぎ奉るべきなり。今は、拔穂などのこともやみて行はれず、悠紀、主基の國も常に定まりて卜定といふことなければ、諸國の人民、今日、斯様の大祭ある事をも知らざれども、今も、天神の播種せられし米穀を食ひて生活しながら、其の種を得たる源をも知らず、天神の賜物を輕忽にせんは恐るべきことにあらずや。されば、士民の別なく、今日、或は神社に詣て、或は親戚朋友會集して新穀を嘗め、共に天神の深恩を謝し奉らんことを思ふべき也」と、以て、其の意義の存する所を知るべく、且つは、當日、國民一般の心得をも明かにするを得べし。

#### 一、新嘗祭班幣 十一月十日

新嘗祭御親祭に先だつて全國官國幣社に幣帛を供せらるゝにつき、宮内省に於て、十一月十日を以て幣帛神饌料等を所管の地方廳に發送せらる。これを新嘗祭班幣といふことは既に述べたり。今其の

由來を尋ぬるに

明治四年十一月十七日、大嘗祭の行はれし時、初めて、全國の官・國幣社に班幣の儀を行はせられ、次で六年改曆あり十一月二十三日を以て新嘗祭當日と定められ同月十日を以て班幣の儀を行はせられて以來、これを恆例となし給へり。

幣帛を頒ち送らるゝに當りて、神宮の幣帛のみは、特に勅使を發遣し給ひ、其の他の官・國幣社には、各地方廳を経て之を頒たせ給ふ。神宮并に各官・國幣社に於ては、二十三日神嘉殿にて御親祭の當日、同じく新嘗祭の儀を行ふ。但し交通不便の遠隔の地なるが爲に又は不時の事變等の爲に幣帛の到着遅れたる官・國幣社にては、新嘗祭日後、別に日を定めて祭典を執り行ふ。

三、新嘗祭前一日鎮魂祭の儀 十一月二十二日

(一) 鎮魂祭意義

『おほみたまふりの祭』と訓む又『たましづめの祭』とも訓む。此は、天皇・皇后の御魂を齋鎮し奉り大御命の長久を禱らせ給ふ御祭典なり。令義解に曰く『謂、鎮安也。人陽氣曰魂。魂運也。言招二離遊之運魂。鎮二身體之中府。故曰鎮魂。』又同集解に曰く『問、鎮魂祭何神。答、神祇官式云、鎮魂』

祭神入座。神魂。高御魂。生魂。足魂。魂留魂。大宮女。御膳魂。辭代主。』と以て、ほゞ鎮魂の意義を知るべし。

(二) 鎮魂祭次第

當日午後四時綾綺殿に於て、神座以下を裝飾す。同五時掌典長以下手水の儀ありて祓所に立つ。掌典補祓詞を讀み神杖を執つて祓ふ。了つて掌典長以下著床次に宮内省勅・奏任官總代各一名著床す。かくて、鎮魂八柱神(之を一前とす。鎮魂八柱神)并に大直日神を齋き奉り、先づ安知女の曲(安知女の曲——御前にて俳優したまひしに起)を奏し次に神樂歌を奏して八代物(太刀一口・弓一張・箭一雙・鈴二十口・佐奈岐二十口・繩一匹・木綿五斤・麻十斤之を八代物といふ)并に神饌を供す。次に掌典長の祝詞あり次で聖上の御衣御玉緒の渡御、掌典、絲結を奉仕し、内掌典、鉾を執つて宇氣槽を衝く、次に掌典、御衣振動の神業を奉仕し、畢りて入御あらせらる。次に皇后陛下の御玉緒の絲結御衣振動の式あり、後、大直日歌・倭舞あり。神々しき御祭儀なりと承る。(大直歌——あたらしきとしのはじめに、くしこそ千とせなかれてたの歌(同二人)舞人(同四人)にて歌舞す)

(三) 鎮魂祭の由來及沿革

此の祭は、神代に起因し、神武天皇の時より始まり。是より先宇麻志麻治命の父饒速日命の天降

られし時、天神より天璽の瑞寶十種を授け給ひ、「若し痛む處あらば、此の十個の寶に合せて一三三四五六七八九十と言ひてふるへ、ゆら／＼とふるへ、かくなさば、死ぬべき人も生き反りなん」と詔りたまひき。よりにて、神武天皇、宇麻志麻治命に、汝は父の天上より受け來り給ひし瑞寶を以て鎮ひせよと詔り給ふ。かくて橿原の宮殿の内に於て、天璽瑞寶を齋ひ來りて、天皇皇后の爲に御魂を崇鎮し、壽祚を祈禱したるに起因す。

其の後、天武天皇の十四年十一月、天皇の爲に招魂せることあり。天武天皇の時、令を制定するに及び始めて十一月中寅の日を用ふること、なれり。中古、綱紀弛み令制廢れてより此の祭儀次第に衰微に傾き、殊に室町時代以後に至りて其の極に達せしかど、後花園院天皇の文安・寶徳の頃までは、なほ告朔の餼羊をなしたりしが、其の後、遂に中絶すること殆ど三百年、光格天皇の寛政九年に至り、漸く再興を見るに至り、以て明治の御代に及べり。

(四) 新嘗祭御親祭次第

二十三日午後二時、御殿(神嘉殿)の御裝飾を奉仕し、同四時より式部官著床神座等の御設あり、同五時四十分、忌火の御燈を神殿の四隅に點す。此の時、齋庭の各所に庭燎を點す。掌典長、祝詞を申す。

同六時、綾綺殿へ出御なる。同時に親王、大勳位親任官以下著床。陛下御殿に出御なる。此の時著床の諸員起つ。侍從劍璽を奉じ、侍從長、式部長官等前行、侍從二人燭を乗る。隔殿の御座に著御なる。侍從劍璽を案上に奉仕し、侍從長、式部長官、侍從等は隔殿の庇の座に候ふ。

神饌の行立ありて神樂歌を奏せしめられ、本殿の御座に進御あらせられ、御手づから神饌を御供進あらせられ、次で御告文を奏し給ひ、御直會あり御儀畢りて神饌を撤せさせ給ひ、また行立直に退下、親王・王・大勳位・親任官以下庭上に於て拜禮す。隔殿へ入御なる此の間、侍從、劍璽を奉じて外に候ふ。次で還御なる。これを夕の御次第となす。神饌行立―掌典補一人、脂燭を乗る。掌典一人、削木を執る。同一人、海老飯笥を執る。同一人、御膳物笥を執る。掌典補一人、干物笥を執る。同一人、御箸笥を執る。同一人、御刀子笥を執る。後取女汁漬を執る。同一人、空蓋を執る。同一人、御饗の八足机を執る。同一人、御菓手笥を執る。掌典一人、御八足机を執る。同一人、御粥の八足机を執る。同一人、御直會の八足机を執る。同一人、御酒の

翌二十四日、午前一時に至りて、掌典長、神座以下を検し、次で出御なる。神饌行立以下、夕の御儀と異なるところなし。これを曉の御儀となす。

賢所・皇靈殿・神殿の御祭典は、同日内掌典をして奉仕せしめらる。

(五) 新嘗祭御祭典起原

天祖天照大御神高天原に御して五穀の種を得させ給ひ、天の秋田長田に植るしめ給ふ。後大嘗の殿

に座して新嘗聞食し、こと記・紀に見えたり、これぞ、大嘗・新嘗の名の始めなり。  
 更に、天孫降臨の際には、天祖、齋庭の稻穂を授け給ひしより、御降臨の後、新穀を聞食すの儀を行ひ給ひしこと中臣壽詞に見えれば大嘗新嘗の起源は、遠く神代に存するや明かなり。而も、其の起源につきて、諸書の載する所同じからず、即ち、類聚國史には清寧天皇三年を以て新嘗祭の始めとし、公事根源には、用明天皇二年説を記し、一説には景行天皇の御世既に毎年十一月に新嘗祭を行はせられたるを言へり。斯く、其の起源に異同あるは、此の禮の中絶・再興・改儀等のことありしが爲なるべく、何れにしても此の儀の上古より何等かの形に於て存せしことは疑ふべからざるが如し。  
 古は、此の儀を大嘗とも新嘗とも言ひて其の間に區別なかりしかど、天武天皇の時に至りて、始めて大嘗新嘗を區別せらるゝことゝなれり。即ち御即位の始めに當りて行はせらるゝを大嘗と稱し、毎年十一月を以て行はるゝを新嘗といふに至れり。扶桑略記に「天武天皇、白鳳四年二月即位あり、十一月大嘗會を行ひ、十二月奉侍の官人並に播磨・丹波二國の郡司に祿を賜ふ」とあり。又同天皇の四年、新嘗の爲に國郡を卜定し尾張の山田郡を齋忌とし、丹波の訶沙郡を次と定められたり。これ後世の所謂悠紀・主基といふ語の本ならんか。但し、悠紀、主基のことは、今は主として大嘗祭の時にのみ限らるゝことゝなれり。

次で文武天皇、大寶令を定め給ふに當り、十一月下卯を以て祭日とし、若し三卯日あれば中卯日に行ふことゝし、此の日、幣を案上に奠る神三百四座、並に大社たり、而して其の祭儀に與る人はその祭式前一日に卜定せらるゝ例なり。

(六) 新嘗祭御祭典古儀

當日、早旦、忌火の御湯を供す。戌一點天皇南殿に御し給ふ。近衛次將等日華門に向ふ。内侍劍璽等を奉持して左右に立つ。小忌の王・卿庭に列り、掃部官人、筵道を敷く。女官、豫め大刀契の櫃を持て殿の縁に置く。左右將監、殿に昇つて昇下す。主殿の官人、御輿の把を取る。内侍御劍を進む。御輿に乗御し給ふ。内侍、御璽を進む。東壁、御挿鞋を取り、御輿長等御輿を持つ。王・卿前行し、女官扈從す。御藥の陪從以下、例によりて祇候す。かくて月華門を經、陰明門に出て中和門に入らせ給ふ。左右近衛各一人中門を開く。大忌小忌の王・卿各列立す。御輿を神嘉殿の南階に倚す。宸儀御輿より下り給ひて南廂の戸より入り給ふ。小忌の王・卿以下著座し訖て諸司殿の屋の南の間に神座を設く。納言打拂篋を取り、參議と辨と、坂枕を昇く。自餘の人、御帖を昇ぐ。神祇官人、傳取つて之を神座に供へ奉る。近衛門を閉づ。内侍縫司を率て寢具を神座の上に供ふ。亥一尅、天皇、神事の御服を着給ひ、御座に着させられ、御手づから神饌を供へ、白・黒酒を供へ奉り給ふの儀あり。その儀

終つて神饌寢具を撤し奉る。訖て御衣を改め給ひ、寅一刻、大殿祭の後、本宮に還御し給ふ。以上新嘗祭古儀の大略なり。尙古儀にては、次の日即ち辰日を以て豊明節會を行はれたれど今日にては、大嘗祭の折にのみ此の儀を行はせ給ふこととなれり。

(七) 新嘗祭沿革

新嘗祭は古儀のまゝにて中古・近古に及び足利時代の中葉までは其の御式に大差なかりしかど、其の後朝廷御衰微に伴ひて新嘗祭・節會共に一時中絶の姿となりたるを、東山院天皇の貞享五年十一月九日祭の型のみは御再興ありしも、未だ毎年の例とはならざりしを中御門院天皇の御世より、毎年必ず神饌を供ぜらるゝ例となり、更に櫻町院天皇の元文五年十一月二十四日に至りて全く舊儀を復せられ、紫宸殿に於て盛なる御儀を行はせ給へり（紫宸殿にて行はれしは當時神嘉殿のなかりし爲なりきといふ）。光格天皇寛政三年に至りて神嘉殿を御再興あらせられ、爾來此の殿に於て行はせらるゝことなれり。明治元年十一月十八日には、明治天皇御東行の故を以て、神祇官代吉田社の宗源殿に於て行はれ、同二年十一月二十四日も同じく宗源殿に於て之を行はれ、陛下には、東京に於て御遙拜あらせられたり、同三年十一月二十日には、神祇官の正廳に於て行はれ、同四年には、大嘗祭を行はせられ、同五年十一月二十二日には、山里御庭の神嘉殿に於て行はせられ、同六年十一月二十三日には、赤坂

假皇居内御假殿に於て行はれ、同七年十一月二十三日には赤坂假皇居内の神嘉殿代に於て行はれ、爾後大差なく毎年御祭儀あり、同二十二年今の皇居に還御以來は、今日の如く賢所の西の方なる神嘉殿にて御祭儀あらせらるゝこと年々の恆例となれり。

(八) 新嘗祭に對する國民の心得

新嘗祭は、聖上陛下の萬民に代らせ給ひて、天神地祇に奉謝の意を致させ給ふの御祭儀なれば、國民たるもの慎重なる心得なかるべからず。明治元年十一月十五日、新嘗祭に關して朝廷より出でたる御布令は、此の御祭儀に對する國民の心得を明にせられたるものなれば左にかゝぐべし。

來十八日(明治元年十一月)新嘗祭に相當り、御祭は、於京都被爲行候得共大神顯見蒼生の食而可活ものなりと詔命あらせられ、於天上、狹田長田に植ゑしめ給ひし稻を皇孫降臨の時下し給へるものなれば、その神恩を忘れ給はず、且、早霖の憂これなきやうと神武天皇以來世々の天皇十一月中卯の日、當年の新穀を天神地祇に供せらるゝ重禮にて、三千年近く行はせられ十一月朔日より、散齋・致齋の御戒あらせられ、萬民御撫恤の爲に御親祭あらせられ、候事誠に以て下々の身にては、有難き御儀に候、諸般の事は、中世以來、他邦の風儀も立交り候へども神事のみは、古代のまゝにて、聊も駁雜これなく、純粹の古道に候。京都及び山城國中は、當日より明朝まで梵鐘、誦經

の音を禁止し、庶民に至るまで一意に神祇を尊崇すべき御定にこれあり、天下一統昔は新嘗の日は、戸を閉ち齋戒いたし候趣、古歌に相見え候へども、只今にては、其の仔細も存せず、徒らに打過ぎ候故御布告に及び候。右の譯にて、全く、御仁恤の叡慮より行はせらる、御祭に候條、公卿・諸侯・大夫・士・庶人に至るまで篤く相心得、當日は、潔齋、神祇を拜し、共に、五穀豊熟、天下泰平を神祇に祈り奉るべし。面々毎日、食し候米穀は、其の元天祖の賜物なることを知り、御國恩の辱きことを相辨へ候は、遊興安臥してあるべきにあらず、寒村僻邑の士民雨を祈り晴を願ひ候も必ず感應これあり、況んや天下一同、至尊の御仁慮を體認し奉り、共に祈請し奉るに於ては、神祇の冥感殊に速なるべきことに候。

附記——大嘗祭の次第は「臨時の大典」の御即位禮及大嘗祭の部に於て詳説す。

## 第二十五章 光格天皇御例祭〔小祭〕

十二月十二日

### 一、御祭典意義並に次第

十二月十二日は、光格天皇崩御日に相當するを以て、宮中に於かせられては、此日、皇靈殿に御祭典を行はせ給ふ。光格天皇崩御の日は十一月十九日なれど、明治改曆の後太陽曆に換算して、毎年十二月十二日を以て御例祭日と定め給へり。祭典の御次第供御の神饌並に御陵祭等すべて孝明天皇御例祭に同じ、又御式年相當の年には例祭に代ふるに、御式年祭大祭を營ませらる、こと亦孝明天皇御例祭の條下に述べたるが如し。

### 一、光格天皇御遺徳

天皇初の御名を師仁と申し、後に兼仁と改め給ふ。太宰帥典仁親王の第六子、御母は、宮の女房磐代（後に蓮上院と稱ふ）なり。明治八年八月十五日、閑院宮にて御降誕あり、（御即位後御誕生日を三月十五日と改定せらる）祐宮と稱ふ。や、長じさせ給ふや父親王は、天皇を聖護院に送りて、忠譽法親王の附弟とし將に僧と爲さんとせられしを、安永八年冬後桃園帝の御病甚だ篤く而も御繼嗣の在さぬを憂懼し奉り、天皇を聖護院より迎へ奉り、遺詔によりて十一月二十五日立坊の御儀あり次で、後桃園帝の崩御により御踐祚の儀を行はせ給ふ。時に御年八歳安永八年十一月二十九日なり。翌天明年十二月四日御即位の典を行はせらる。越えて寛政六年三月、後桃園帝の皇女欣子内親王御入内あ

り、即日女御宣下、尋て皇后に立たせ給ふ。

天皇御幼稚より慧敏に在し、學を好ませ給ひ、詩歌をよくせさせ給へり。天明六年十一月(御年十

五)冬至の節會御復興の時

天行南經一陽來。春信先通冬至梅。周禮復依周代古。乾乾生意聖庭開

の御製あり、以て御詞藻の一般を窺ひ奉るに足らん。

天明八年正月、皇居炎上の事あり、天皇難を下賀茂に避けさせ給ひ、此處を以て假の皇居と定め

給ふ。寛政二年十二月四日新宮御造營全く竣るに及びて御還幸なる。

天皇資性叙明慈仁に在し、常に祖宗の葬訓を奉じ下民の嫉苦を恤ませ給ふ御心いと深かりければ時

の人、京都には聖明の天子あり、江戸には賢良の宰臣あり(老中松平定信を指す)天下の隆治期して待

つべしとぞ稱しあへりき。果せるかな。天明の中頃には、天下一たび飢饉せしかど爾來風雨時に順ひ

て五穀連りに穰り、庶民みな泰平を謳へり、後世之を寛政の治といふ。

天皇、御身の長六尺五寸、御容姿雄偉に、御氣力殊に勝れさせ給へりしかど、文化十五年三月二十

三日、位を皇太子に譲り給ひて(御在位三十七年)後は櫻町殿にあらせ給ひ、専ら書を讀み、古畫古器

を賞翫して自ら娛し給ひき、されば、國家の政を御心に止めさせ給はぬ日とはなく、一歳新嘗

祭の夜、殿上殿外共に燈を張り、煌々として晝のごとく、儀衛例に因りて儼然たり、會々一人の白衣

の人あり、隊を衝き燈を蹴つて去らんとす、衛士等、其の上皇にて在すを知り、畏怖して手を下すも

の無かりき。翌日、上皇人をして衛士等を責めしめて曰く「昨夜、汝等、何故に、白衣の無法者を咎

めざりしぞ、是れ汝等が職を怠れるならずや、苟も法を犯すあらば天下の尊と雖も容すべきにあ

らず」と。以て御叙慮の深きを拜察し奉るに難からず。

天皇また、頗る潤達、事に屈し給はざるの御氣性あり。爲に折にふれて諧謔せさせ給ふこともあり

き。ある時、南山城より子無き蜜柑を獻れり。上皇戲れに之を名けて小町と呼ばしめ給ふ。侍臣等

その意を解せざるを見て笑ませ給ひて「卿等知らずや、小町が歌に「まかなくに何を種とてうき草の

波のうねく生しげるらん」といふがあらざや」と。

かくて在院二十三年、天保十一年冬の始より御心地例ならず同じき十一月十九日、御壽七十にて

崩御なる。時に水戸齊昭遙かに書を關白鷹司政通卿に進めて御謚號復興のこと及び御大葬の儀を改め

んことを請ふ。朝儀以爲らく、御葬祭の御事は入費に關すれば遽に改め難きも、御謚號の復興は最も

然るべき事なりとて、幕府に下して之を議せしめられるに、幕府は之に答へ奉りて、仙洞の御寶

祚長くまししことは古來ためし少き御事と申し、常に質素を尙び仁惠を垂れさせ給ひければ、御

謚號のことは、主上の聖慮に任せ奉りて然るべし、然れども、後々の例には、相成べからず、仙洞御一代の儀聖慮然るべしと奏しければ、仁孝天皇大に悦ばせ給ひ、御在位中、舊儀の復興に深く御意を注がせられしに因て、光格天皇の謚號を進め奉り給へり。

### 第二十六章 神宮月次祭

幣帛發遣 十二月四日  
祭典 十七日

すべて六月に行はるゝ月次祭の儀に同じ。

### 第二十七章 賢所御神樂〔小祭〕

十二月中旬

#### 一、御神樂の意義及び由來

毎年十二月中旬、賢所の前庭なる神樂舎に於て御神樂を行はせられ、賢所に於て御祭典を行はせ給

ふ。これを賢所御神樂といふなり。

此の儀は皇祖天照大御神の天の石窟に幽居まし、時の神樂に緣由する所の御神事にして、古來、宮中に於て頗る重んぜられし御儀の一なり。例日は定まり居らねど、毎年十二月中旬の某の日を選びて行はせらる。

#### 二、御神樂の次第

賢所前庭なる神樂舎に豫め神樂の座を設く。當日午後御殿の御裝飾を奉仕し、同じく四時式部官著床す。次で賢所御扉を開く。次いで賢所に神饌を供す(此の間奏樂)かくて親王王各殿下大勳位親任官及各廳勅任官總代宮内奏任官總代各一人及有爵者總代毎爵一人著床掌典長祝詞を奏す。五時 陛下出御(御裝束其の他總て小祭式賢所の儀の如し)御拜禮あり、畢つて入御なる。次に皇后陛下出御御拜畢つて入御、次に親王・王以下著床の諸員の拜禮畢つて御神樂となる。

御神樂は、樂師の奉仕する所にして、御神樂と共に人長は、掌典より賢木の枝を受け、徐に舞ふ。此の賢木は、後に 陛下に奉獻するものなりと承る。舞ひ畢りて神饌を撤し、閉扉して(此間奏樂)、全く御神樂の式を了る。



### 三、御神樂の由來

御神樂は、皇祖天照大御神の天の石窟に神幽居まし、時天鈿女命手に茅繩矛を持ち、天の日かげを手纏とし、天真拆を鬘として歌ひ舞ひ、俳優して庭火を焼き、天兒屋命、廣く厚き稱へ辭祈啓せし古儀に起原す。而して此の御神樂を内侍所即ち賢所の御前に行はれたることの記録に見えたるは、一條院天皇の長保四年十二月を以て始めとす。尤も此は御神樂の一條院天皇の御時以前に行はれざるを言へるにあらずして、内侍所の御前にて行はるゝに至れる始なりとの意なり。されば、御神樂は神代より傳はりたる古儀なりと知るべし。

内侍所御神樂は、最初二年毎に行はるゝ制なりしも、後毎年十二月中の日を選びて行はるゝこととなり、更に、天下異常の事ある時には、恆例の外に、臨時の御神樂をも行はるゝこととなり。此の臨時の御神樂は、分けて重き御儀にて三箇夜の御神樂、更に重きは、七箇夜の御神樂等あり。天皇親ら御神樂の和琴を弾き給ひし例さへありと承はる。かくて他の神事及び御儀式の應仁の亂後多くは中絶したるに拘らず、獨り此の内侍所御神樂のみは中絶することなく繼續し、明治維新後多少の沿革ありしのみにて、年々歳々渝ることなく行はれ來れり。

### 四、内侍所御神樂の舊儀

庭上の左右に、本方・末方の座を分ち、歌人・和琴・横笛・篳篥等の所役の人列座す、(右方を本方とし)人長と稱して冠袍を著け、裾を曳き、太刀を帯びたるもの(必ず、近衛府の)出て來り、鳴高し、御火白く獻れなどいひて自らの姓名を稱ふ。これを名對面といふ。

琴・笛・篳篥の召人、并に歌人等を各列に召し出して其の能を試み了りて取物の神樂を始む。韓神了りて、人長起ちて舞ふ。

酒一巡の後、才の男を召され、了りて狹居張歌を始む。其駒了りて人長起ちて舞ふ。了りて人長及び召人に祿を賜ふ。當夜は、主上、溫明殿に渡御なりて御拜あり、並に神樂の御座に就き給へり。

## 第二 臨時の大典

### 第一章 御踐祚式

御踐祚式は、御即位禮及大嘗祭と共に國家の大禮にして、其の御祭祀また他の總ての御儀よりも重し。

#### 一、御踐祚御祭典並に劔璽渡御の御儀

天皇、崩御なるや、皇太子時を移さず一天萬乘の寶祚を踐ませ給ふ。即ち、宮中賢所の御祭典、皇靈殿・神殿への奉告と同時に、宮中正殿に於て劔璽渡御の御儀あり、その次第は、

##### 一、賢所の御祭典

時刻、御殿を裝飾す。御扉を開く、神饌(色目時に臨みて之を定む)を供す。掌典長祝詞を奏す。御鈴の儀あり、内掌典奉仕す。天皇陛下御代拜、御告文を奏す。次に皇后陛下御代拜、訖て神饌を撤し御扉を閉ちて各退下す。(賢所の御祭典は、三日間之行はせ給ふ。但し、第二日、第三日には御告文なし)。

##### 二、皇靈殿・神殿奉告の御祭典

御次第、賢所第一日の御儀に同じ。但し御鈴の儀なし。

##### 三、劔璽渡御の御儀

時刻(賢所第一日の式を行)大勳位、國務各大臣、樞密院議長、元帥、便殿に班列す。但し服装は通常服(關係諸員も總て)

天皇、御通常服にて出御御椅子に着御せらる。(式部長官、宮内大臣前行し、侍從長・侍從・侍從武官)

劔璽渡御(侍從)。國璽・御璽之に従ふ。式部次長・内大臣前行し、侍從武官扈從す。

内大臣、劔璽を御前の案上に奉安し、次で國璽・御璽を案上に安く。

次に入御なる。式部長官・宮内大臣前行し、侍從劔璽を奉じ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官御後に候し、皇太子・親王・王供奉す。内大臣、國璽・御璽を奉じて(内大臣秘)退下す。了つて各退下す。

#### 一、御踐祚後朝見式御儀

當日、時刻、文武高官・有爵者・優遇者、朝集所に參集す。服装、男子は大禮服、正装、服制なきものは通常禮服、女子は中禮服。式部官前導、諸員、正殿に參進、本位に就く。式部官警蹕を稱ふ。

天皇陛下、御正装にて出御なる。御椅子に著御(式部長官・宮内大臣前行し、侍從劔璽を奉じ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官御後に候し、皇太子・親王・王供奉せらる)

皇后陛下、御中禮服にて出御なる。御椅子に着御(皇后宮大夫前行し、女官御後に候し、)かくて、朝見式の勅語あり。内閣總理大臣、御前に參進奉對す。  
 天皇・皇后兩陛下入御なる(供奉、警蹕出) 次で各退下し、儀了る。

### 三、今上陛下御踐祚次第

明治四十五年七月三十日午前零時四十五分、明治天皇崩御なるや、同一時に掌典長をして賢所の祭典皇靈殿・神殿の奉告の儀を行はせられ、同時刻、宮中正殿に於て劍璽渡御の大儀あり、此の御儀には、山縣樞密院議長、松方、井上樞密院顧問官、西園寺内閣總理大臣以下各大臣及び伊東・奥・井上等の各元帥等之に參列し、渡邊宮内大臣・徳大寺侍從長・戸田式部長官等御式を司り、貞愛親王・載仁親王・依仁親王・博恭王・邦彦王・守正王・鳩彦王・稔彦王・成久王・恆久王各殿下供奉し給へり。續いて改元の詔書を發せられ、又、三十一日より五日間、廢朝を仰出され、四人の服役を特免し(廢朝中)死刑、笞刑の執行、歌舞音曲を停止せらる。また、皇太后職制、大喪使官制の制定並に公布あり、超えて三十一日、朝見式の盛儀を行はせ給へり。(朝見式の勅語は「天長節」の條にあり)

## 第二章 御即位禮及大嘗祭

御即位禮及大嘗祭は、皇室の大典たると共に國家最大の重儀なり、齋田を定められ、京都に行幸なり、御準備を全く整へさせられて御大禮御大儀あり、還幸なりて皇靈殿・神殿に御親謁し給ふまでには一年以上の日時を要す。されば、其の御次第等頗る複雑にして鄭重を極むるを以て、こゝには、一、御準備の爲の諸儀式。二、御即位の大禮。三、大嘗祭。四、御還幸及び御親謁の諸儀式の四大項に分ち、更に、それら細目して詳記せんとなす。

### 一、御準備の諸儀式

一、宮中三殿へ期日奉告の御儀  
 御即位禮及大嘗祭を行はんが爲に、大禮使を宮中に置かせられ、次で、其の期日御治定なりたる時は、先づ以て、賢所及び皇靈殿・神殿に、期日御奉告の祭典を行はせ給ふ。其の御次第は、大祭の式に準ぜさせ給ふ。(總説「大祭式」の條を參照すべし)たゞ、大祭式に異なる所は、皇太子・親王・王の次に大禮使長官供奉すること、大禮使次官以下の高等官、御祭典に參列して著床のこと、の二事のみなり。

二、神宮及び山陵に勅使發遣の御儀

御即位禮及大嘗祭の期日は、神宮・神武天皇山陵、並に前帝四代（明治天皇・孝明天皇）の山陵へも勅使を以て之を奉告せらる。勅使發遣の御儀は大要次の如し。

當日御殿を裝飾す。時刻、大禮使高等官・式部官・内閣總理大臣・勅使（衣冠・帶・劍）等順次著床。式部官警蹕を稱ふるや、天皇陛下、御引直衣の御服裝にて、式部長官・宮内大臣（前行衣冠）侍從（衣冠、御）侍從長・侍從（衣冠）侍從武官長・侍從武官（服制）を從へさせられ出御あらせらる。幣物御覽あり、神宮參向の勅使を召させられ、御祭文を授けられ且つ勅語を賜ふ。勅使、幣物を奉じて御殿を辭す（此の時式部）。次に、神武天皇山陵並に前帝四代の山陵への勅使を順次召させられ、御祭文を授けらる。勅使前の如く辭し去りて、陛下入御なる（供奉警蹕出）。各退下して儀畢る。

神宮及び山陵に於ては、勅使の着後奉幣の儀行はる。

古は、此の奉幣を由奉幣といひ、（由奉幣—大嘗祭を行ふ由を告奉る）伊勢神宮及び石清水、賀茂の三社へ勅使を立てらるゝが例なりき。勅使發遣の次第は、まづ、上卿以下紫宸殿の西廊右近の陣の座に著て三社の使を定められ、又内記に仰せて三社の宣命を作らしめて奏聞し、是を清書せしめなどする儀あり、次に、神祇官代に於て、辨・史以下三社への幣物をつつみ、上卿も此處に參りて三社の宣命を其の

使に渡し、勅使の此處より立つを見送りて儀を畢りたるなり。

三、齋田點定の御儀

御即位禮及大嘗祭の神饌に用ひさせ給ふ御米を得させ給はんが爲に、特にある國郡に仰せて作らしめ給ふ。これを齋田といふ。古は、悠紀方、主基方とて、此の國郡を定め給ふこと頗る大儀なる故トひを以て定められたり、故に「卜定」といへり。其の儀紫宸殿の東の方に軒廊といふところあり、此處に神祇官の官人つらなり坐し、其の中に卜部兩人龜甲を燒き、その裂け目によりて、悠紀は何國何郡主基は何國何郡と卜ひ定めたりといふ。尤も中古以來は、悠紀は近江、主基は丹波と備中を交互に用ひられ、郡のみは其の時々に卜定せらるゝこと、なれり。

現制登極令に『京都以東以南を悠紀の地方とし、京都以西以北を主基の地方とし、其の地方は之を勅定す』と定められたるは、古例を參酌せられたるならん。

齋田點定の御儀は、宮中神殿に於て行はせらる。時刻、大禮使高等官著床。御扉を開く。此の間神樂歌を奏す。神饌を供す（奏樂）次に、掌典長祝詞を奏す。かくて齋田點定の儀あり、儀畢りて神饌を撤し、御扉を閉づ。此の間神樂歌を奏す。各退下して式を畢る。

かくて、悠紀、主基の地方勅定せられたる時は、宮内大臣は、地方長官をして、齋田を定め、其の